

目標設定型排出量取引制度における 優良大規模事業所の検証ガイドライン

(第4削減計画期間版)

2025（令和7）年9月

埼玉県環境部

凡 例

赤字 : 「総量削減義務と排出量取引制度における優良特定地球温暖化対策事業所の
検証ガイドライン（第４計画期間版）」（令和７年６月 東京都環境局）と異
なる部分（表紙は黒字で表記しています。また、図中の赤字は相違点ではあ
りません。）

目 次

第1部	本ガイドラインについて.....	1
第1章	本ガイドラインの目的.....	1
1	本ガイドラインの目的.....	1
2	本ガイドラインの位置づけと構成.....	2
第2章	定義.....	9
第2部	検証の進め方.....	10
第1章	検証の概要.....	10
1	検証の基本的考え方.....	10
2	検証の全体概要.....	11
3	検証業務の流れ.....	13
第2章	検証の計画.....	14
1	利害相反の回避の確認.....	14
2	検証業務を行う人員の編成.....	14
3	概要把握.....	15
4	実地調査前の確認事項.....	15
第3章	検証の実施.....	17
1	検証実施の基本方針.....	17
2	検証チェックリストを用いた検証.....	18
3	調書に対する検証.....	28
4	検証機関による質問.....	34
第4章	検証結果のとりまとめと報告.....	36
1	検証結果の品質管理手続き及び検証結果のとりまとめ.....	36
2	検証結果報告書・検証結果詳細報告書の作成.....	36
3	検証結果報告書等の提出.....	37
第3部	検証の対象と判断規準.....	39
第1章	検証の対象.....	39
1	検証の対象.....	39
第2章	検証の判断規準.....	41
1	検証の判断規準.....	41

別記様式

第 1 号様式 検証結果詳細報告書（第 1 号様式）

第 2 号様式 検証チェックリスト（第一区分事業所）（第 2 号様式）

第 3 号様式 検証チェックリスト（第二区分事業所）（第 3 号様式）

様式第 1 1 号 検証結果報告書

第1部 本ガイドラインについて

第1章 本ガイドラインの目的

1 本ガイドラインの目的

本県では、令和5年3月に改正した埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）において、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減するという目標を掲げている。

事業活動に伴う温室効果ガス排出量は県全体の約50%を占めており、産業・業務部門の効果的な削減対策の実施が重要である。

このため、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画・実施状況報告書」（以下、「温対計画書」という。）等の作成・提出を義務付けている。

また、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。

本制度では、大規模事業所が、地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所（優良大規模事業所）として知事が定めた基準に適合したときは、当該対象事業所の目標削減率を地球温暖化対策の推進の程度に応じて軽減する（埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針（以下「指針」という。）別表第4備考）か、超過削減量の発行上限の撤廃を選択するものとしており（指針別表第5の2（1）イ）、その地球温暖化対策の推進の程度は、基準に適合することについて検証機関が行う検証を受けるものとする（指針別表第5備考3）と定められている。

本ガイドラインは、認定申請事業所が作成した「地球温暖化対策推進状況評価書（第一区分事業所又は第二区分事業所）」（以下「評価書」という。）及び「地球温暖化対策推進状況に係る調書（第一区分事業所又は第二区分事業所）」（以下「調書」という。）が、指針、優良大規模事業所の認定基準（第一区分事業所又は第二区分事業所）（以下「認定基準」という。）及び優良大規模事業所の認定ガイドライン（第一区分事業所又は第二区分事業所）（以下「認定ガイドライン」という。）に従って、適正に作成されているかについて、検証機関が、検証を行うための手順、確認方法及び判断基準を記載したものである。

本制度における検証機関とは、埼玉県に登録した検証機関に限定される機関であり、

検証機関に求められる要件及び登録のための手続きについては、**検証機関登録申請**ガイドラインを参照することとする。

なお、本ガイドラインに示す検証方法は、本制度において適用されるものであり、他の類似の制度で適用されることを意図していない。

2 本ガイドラインの位置付けと構成

(1) 本ガイドラインの位置付け

事業所の種類には、**指針別表第4**に掲げるとおり、第一区分事業所と第二区分事業所がある。

第一区分事業所に属する事業所の主な用途は、事務所、百貨店、ホテル、学校、病院、熱供給事業所等であり、第二区分事業所に属する事業所の主な用途は、工場、上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、発電所（一般電気事業者及び特定規模電気事業者のものは除き、熱供給併設のものを含む。）、整備場等である。

本ガイドラインは、第一区分事業所及び第二区分事業所に対する検証方法について記したものである。

(2) 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、第1部から第3部で構成する。

第1部は、本ガイドラインの目的について示す。

第2部は、認定申請事業所（第一区分事業所）が優良**大規模事業所**等として認定基準及び認定ガイドラインに適合しているかの検証に係る手続き、検証の進め方等について示す。

第3部は、認定基準における各評価項目の取組状況の程度に関する検証のポイント等について示す。

第1部及び第2部については、第一区分事業所と第二区分事業所に対して基本的には共通であるが、第3部については、第一区分事業所と第二区分事業所によって内容が異なるので注意が必要である。

優良大規模事業所の検証ガイドライン

なお、本ガイドラインは、「総量削減義務と排出量取引制度における優良特定地球温暖化対策事業所の検証ガイドライン（第4計画期間版）」（令和7年6月 東京都環境局）について所要の読替えを行ったものであり、検証に係る手続きや認定基準については、東京都のガイドラインと同様である。

主な読替え箇所

東京都（都）	埼玉県（県）
総量削減義務と排出量取引制度	目標設定型排出量取引制度
特定地球温暖化対策事業所	大規模事業所
特定地球温暖化対策事業者	大規模事業者
都民の健康と安全を確保する環境に関する 条例・施行規則	埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策 指針
削減義務率	目標削減率
削減義務期間	削減計画期間
削減義務	削減目標
統括管理者	地球温暖化対策推進者
小規模原単位排出源の取扱い 技術管理者	（削除）

【参照条文】（埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針）

別表第4（目標削減率）

第1 別表第2の1に掲げる削減計画期間

事業所の種類		割合
一 第一区分事業所（主たる用途が次に掲げる用途又はこれらに類する用途で構成される事業所及び熱供給事業所をいう。以下同じ。） ア 事務所（試験、研究、設計又は開発のためのものを含む。）又は営業所 イ 官公庁の庁舎 ウ 百貨店、飲食店その他の店舗	(一) 次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 熱供給事業所以外で、知事が別に定める基準となる期間における他人から供給された熱に係る原油換算エネルギー使用量の、当該期間における全ての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める割合が平均で二割未満であるもの（以下「自己熱源事業所」という。）	100 分の 8
エ 旅館、ホテルその他の宿泊施設 オ 学校その他の教育施設 カ 病院その他の医療施設 キ 社会福祉施設 ク 情報通信施設 ケ 美術館、博物館又は図書館 コ 展示場 サ 集会場又は会議場 シ 結婚式場又は宴会場 ス 映画館、劇場又は観覧場 セ 遊技場 ソ 体育館、競技場、水泳プールその他の運動施設 タ 公衆浴場又は温泉保養施設 チ 遊園地、動物園、植物園又は水族館 ツ 競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場	(二) (一)以外のもの	100 分の 6

テ 倉庫（冷凍倉庫又は冷蔵倉庫を含む。） ト トラックターミナル ナ 刑務所又は拘置所 ニ 斎場 ヌ 駐車場		
二 第二区分事業所（一以外の事業所をいう。以下同じ。）		100 分の 6

第 2 別表第 2 の 2 及び 3 に掲げる削減計画期間における目標削減率

事務所の種類		割合 1	割合 2	割合 3
第 1 区分事業所	次に掲げる事業所	100 分の 22	100 分の 15	100 分の 8
	ア 熱供給事業所			
	イ 自己熱源事業所			
	上記以外のもの	100 分の 20	100 分の 13	100 分の 6
第 2 区分事業所		100 分の 20	100 分の 13	100 分の 6

備考

- 平成 23 年度に大規模事業所に該当した事業所にあつては、別表第 2 の 2 に掲げる削減計画期間においてはこの表の割合 2 の欄に掲げる割合とし、別表第 2 の 3 に掲げる削減計画期間においてはこの表の割合 1 の欄に掲げる割合とする。
- 平成 24 年度以降に大規模事業所に該当した事業所にあつては、大規模事業所に該当した年度から起算して 4 か年度に満たない期間においてはこの表の割合 3 の欄に掲げる割合とし、大規模事業所に該当した年度から起算して 5 か年度以上 9 か年度未満の期間においてはこの表の割合 2 の欄に掲げる割合とし、10 か年度以上の場合はこの表の割合 1 の欄に掲げる割合とする。

第3 別表第2の4に掲げる削減計画期間における目標削減率

事務所の種類		割合 1	割合 2	割合 3	割合 4
第1区分事業所	次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 自己熱源事業所	100 分の 50	100 分の 38	100 分の 31	100 分の 24
	上記以外のもの	100 分の 48	100 分の 36	100 分の 29	100 分の 22
第2区分事業所		100 分の 48	100 分の 36	100 分の 29	100 分の 22

備考

- 平成 23 年度に大規模事業所に該当した事業所にあつては、この表の割合 1 の欄に掲げる割合とする。
- 平成 24 年度以降に大規模事業所に該当した事業所にあつては、大規模事業所に該当した年度から起算して 4 か年度に満たない期間においてはこの表の割合 4 の欄に掲げる割合とし、大規模事業所に該当した年度から起算して 5 か年度以上 9 か年度未満の期間においてはこの表の割合 3 の欄に掲げる割合とし、10 か年度以上 14 か年度未満の期間においてはこの表の割合 2 の欄に掲げる割合とし、15 か年度以上の期間においてはこの表の割合 1 の欄に掲げる割合とする。

備考

- 大規模事業所のうち、知事が別に定めるところにより次の要件に該当する者が設置する事業所（当該事業所を設置する者が複数である場合は、全ての者が該当する場合に限る。）として認めたものの目標削減率は、別表第2の2及び3に掲げる削減計画期間においては、この表の区分に応じ、割合 1 の欄に掲げる値の 4 分の 3 とし、別表第2の4に掲げる削減計画期間においては、この表の区分に応じ、割合 1 の欄に掲げる値から 100 分の 4 を減じた値とする。
 - 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する中小企業者（以下「中小企業者」という。）のうち、次のアからオまでの要件に該当するものである場合を除く。

ア 当該中小企業者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 9 条第 4 項第 1 号に規定する持株会社をいう。）であつて、かつ、その子会社（同条第 5 項に規定する子会社をいう。）が大企業（中小企業者以外の会社をいう。以下同じ。）であるとき、その他当該中小企業者が大企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして知事が認めるもの（以下「特定中小企業」という。）である場合

イ 一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を所有している場合

ウ 複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を所有している場合

エ 一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の 2 分の 1 以上を兼務している場合

オ アからエまでに掲げるもののほか、中小企業者及び次の(2)から(6)までに該当するもの以外のものが当該中小企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあると知事が認める場合

(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 7 号に規定する協業組合、同項第 8 号に規定する商工組合又は同項第 9 号に規定する商工組合連合会

(3) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 号に規定する事業協同組合、同条第 1 号の 2 に規定する事業協同小組合、同条第 2 号に規定する信用協同組合、同条第 3 号に規定する協同組合連合会又は同条第 4 号に規定する企業組合

(4) 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

(5) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 3 条に規定する生活衛生同業組合、同法第 52 条の 4 第 1 項に規定する生活衛生同業小組合又は同法第 53 条第 1 項に規定する生活衛生同業組合連合会

(6) 個人

2 大規模事業所のうち、知事が別に定めるところにより、主たる用途が病院その他の医療施設で構成される事業所として認めたもの（備考 1 に該当する事業所を除く。）の目標削減率は、この表の区分に応じ、割合 1 の欄に掲げる値から 100 分の 2 を減じた値とする。

3 大規模事業所のうち、知事が別に定めるところにより、事業所全体のエネルギー使用量のうち電気に係るエネルギー使用量の占める割合が知事が別に定める基準を満たし、かつ当該事業所の設備の電化を進めることが困難である相当な理由があると認めたもの（備考 1 及び 2 に該当する事業所を除く。）の目標削減率は、この表の区分に応じ、割合 1 の欄、割合 2 の欄、割合 3 の欄及び割合 4 の欄に掲げる値から 100 分の 3 を減じた値とする。

4 地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減計画期間の終了年度（平成 24 年度から平成 26 年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して 4 年度目の年度、平成 28 年度から令和 6 年度までの間に申

請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して5年度目の年度。ただし、基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあっては、その認めた日の属する年度、知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあっては、当該変更後の終了年度)までの期間(以下「優良大規模事業所認定期間」という。)において、次に定めるとおりとする。

(1) 別表第2の1、2及び3に掲げる期間

この表の区分に応じ、割合の欄、割合1の欄、割合2の欄又は割合3の欄に掲げる値(備考1、2又は3に該当する事業所にあつては、備考1、2又は3の規定を適用した値)の4分の3とする。

(2) 別表第2の4に掲げる削減計画期間

当該事業所を設置する事業者は、当該事業所の目標削減率の減少を受けることを知事に申請し、知事が当該申請を適当と認めたときは、当該事業所の目標削減率は、この表の区分に応じ、割合1の欄、割合2の欄、割合3の欄又は割合4の欄に掲げる値(備考1、2又は3に該当する事業所にあつては、備考1、2又は3の規定を適用した値)の5分の4とする。

5 地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、優良大規模事業所認定期間において、次に定めるとおりとする。

(1) 別表第2の1、2及び3に掲げる期間

この表の区分に応じ、割合の欄、割合1の欄、割合2の欄又は割合3の欄に掲げる値(備考1、2又は3に該当する事業所にあつては、備考1、2又は3の規定を適用した値)の2分の1とする。

(2) 別表第2の4に掲げる削減計画期間

当該事業所を設置する事業者は、当該事業所の目標削減率の減少を受けることを知事に申請し、知事が当該申請を適当と認めたときは、当該事業所の目標削減率は、この表の区分に応じ、割合1の欄、割合2の欄、割合3の欄又は割合4の欄に掲げる値(備考1、2又は3に該当する事業所にあつては、備考1、2又は3の規定を適用した値)の5分の3とする。

第2章 定義

本ガイドラインにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) **大規模事業所** 指針第3 1に規定する**大規模事業所**をいう。(「認定基準 1 目的等 (2) 定義」再掲)
- (2) **トップレベル事業所** 指針別表第4 備考5に規定する**地球温暖化対策**の推進の程度が極めて優れた事業所をいう。(「認定基準 1 目的等 (2) 定義」再掲)
- (3) **準トップレベル事業所** 指針別表第4 備考4に規定する**地球温暖化対策**の推進の程度が特に優れた事業所をいう。(「認定基準 1 目的等 (2) 定義」再掲)
- (4) **トップレベル事業所等** トップレベル事業所及び準トップレベル事業所をいう。(「認定基準 1 目的等 (2) 定義」再掲)
- (5) **認定申請事業所** **トップレベル事業所等の認定を希望する者が申請を行う大規模事業所**をいう。(「認定基準 1 目的等 (2) 定義」再掲)
- (6) **エネルギー管理責任者** **認定申請事業所において、事業所内の設備機器等の運用、保守等を管理する責任者をいう。複数のエネルギー管理区分がある場合において、当該エネルギー管理区分ごとの設備機器等の運用、保守等を管理する責任者をいう。**

第2部 検証の進め方

第1章 検証の概要

1 検証の基本的考え方

認定ガイドラインにおいて、認定申請事業所が自ら行う認定基準適合に関する評価は、以下の手順で行う。

- ・ 認定申請事業所が有する設備機器（熱源機器、空調機等）の特定
- ・ 一般管理事項、認定申請事業所が有する設備及び建物の性能並びに設備及び事業所の運用状況に関する評価項目の特定
- ・ 認定申請事業所の該当する評価項目の取組状況の程度に関する実態の把握
- ・ 認定申請事業所が有する設備機器のエネルギー消費量に関する実績値の把握
- ・ 一般管理事項、設備及び建物の性能、設備及び事業所の運用状況、再生可能エネルギーの導入及びゼロエミッション化への対応に関する評価項目の自己評価

一方、優良大規模事業所の認定基準適合に関する検証は、次の2点について第三者の立場でチェック、判断するものである。

- ① 認定申請事業所により行われた自己評価の結果が、認定基準及び認定ガイドラインに従っているか。
- ② 設備機器、建物等の規模、仕様等の把握及びエネルギー消費量の実績又は推計が適切であるか。

その際、検証業務が円滑に遂行されるよう、本ガイドラインにより検証の手順、確認方法及び判断基準が示されているほか、検証業務を実施するときに用いる様式及び検証結果を報告するための様式が定められている。検証機関は、本ガイドラインを遵守するとともに、定められた様式により検証の実施及び報告を行わなければならない。ただし、定められた様式の情報を補足する目的で、検証機関が独自の様式を追加して用いることを妨げない。

検証業務に当たる者は、評価項目として示す省エネルギー対策等の概要及び特徴並びに評価項目の取組状況の程度の検証に係る判断基準を十分に理解した上で、効果的かつ効率的に検証を行わなければならない。

また、その結果を取りまとめて判断し、十分かつ適切な証拠に基づいて検証結果を決定しなければならない。

2 検証の全体概要

検証は、概ね、次の流れで実施される。

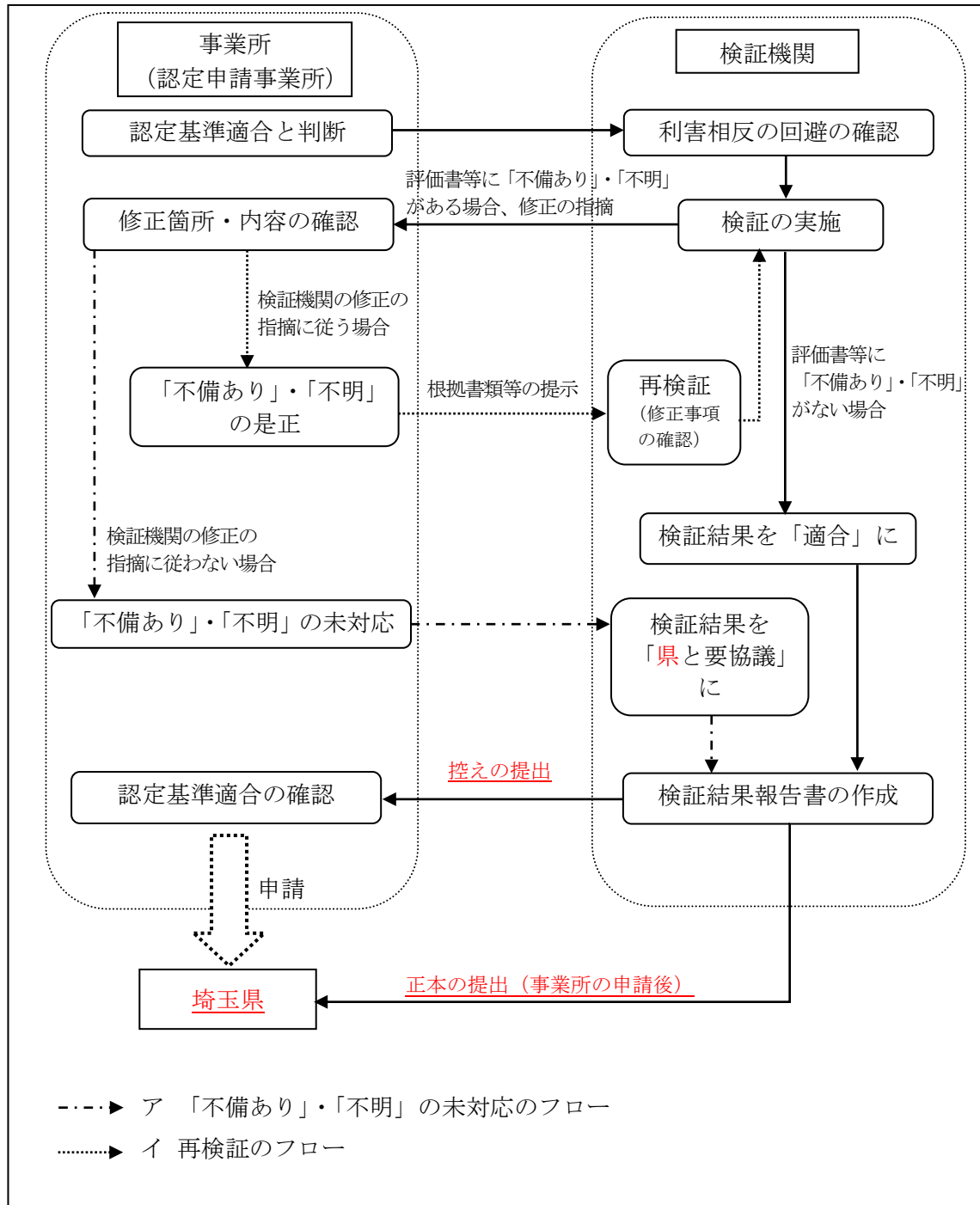


図 2.1 検証のフロー図

【参照条文】（埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱）

（検証業務の実施等）

第10条 登録検証機関は、検証業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検証業務を行うものとする。

2 登録検証機関は、公正に、かつ、別表第5に定める方法により検証業務を行うものとする。

3 登録検証機関は、検証業務を実質的に支配している者その他の当該登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として別表第6に定める者が設置している事業所について、検証業務を行ってはならない。

別表第5（検証業務の実施方法）

1	検証実施に当たり事前に検証計画を作成すること。
2	検証主任者以外の者が検証業務に従事する場合にあつては、当該者に、別表第4各項に規定する知事が実施する当該検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了させること。
3	優良事業所基準への適合の検証において実地調査を行う場合にあつては、検証主任者を1名以上当該調査に立ち合わせる。ただし、検証主任者が別表第4第5項に規定する優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者（以下この号において「講習会修了者」という。）に調査内容の指示を行い、かつ、当該調査時に監督及び助言を行う体制を確保する場合には、当該調査（知事が別に定める部分に限る。）について、講習会修了者の立会いをもって検証主任者の立会いに代えることができる。
4	検証の結論の決定は、書類調査又は実地調査により得られる適正な証拠に基づいて行い、検証の結果の報告は様式第10号及び第6項に規定する指針で定める様式により行うこと。
5	自らの検証業務規程に定める検証業務の実施方法に反しないこと。
6	第1項から第5項に定めるもののほか、知事が別に定める検証業務の実施方法に係る指針に基づき検証業務を実施すること。

※このガイドラインでは、埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱（以下「要綱」という。）別表第5における「講習会修了者」のことを「検証担当者」という。

3 検証業務の流れ

検証業務の流れを次のフロー図に示す。

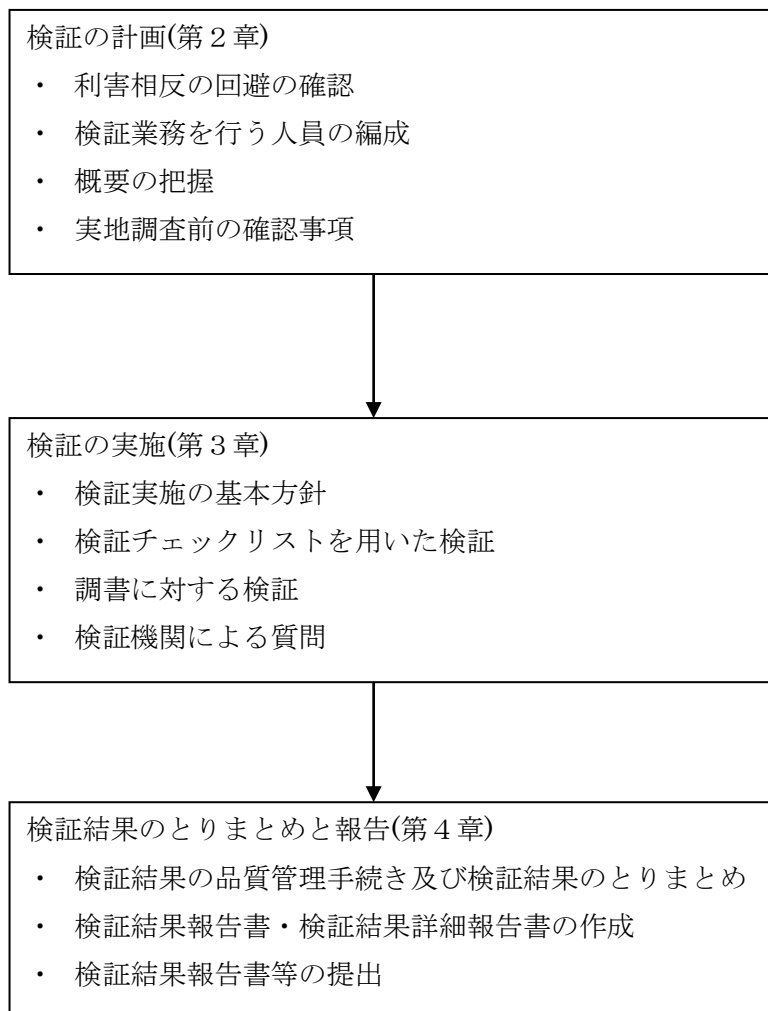


図 2.2 検証のフロー図

第2章 検証の計画

1 利害相反の回避の確認

検証機関は、認定申請事業所と検証のための契約を締結する前に、「**検証機関登録申請ガイドライン**」に定める利害相反に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない。（「**検証機関登録申請ガイドライン** 第2部第2章2業務遂行上の遵守事項(1)利害相反の回避」を参照。）

また、検証機関は、第三者の立場を担保するために、契約の有無にかかわらず、検証対象となる認定申請事業所の評価書及び調書の作成に関わってはならない。なお、評価書及び調書の作成に関わった場合は、利害相反に相当するものとして扱い、当該認定申請事業所の検証を行うことはできない。

2 検証業務を行う人員の編成

「**検証機関登録申請ガイドライン**」では、検証業務を行う者として「検証主任者」及び「検証担当者」が定められており、検証機関は検証業務を「検証主任者のみ」又は「検証主任者及び検証担当者」から構成される人員のみに担当させることができる仕組みとなっている。なお、本制度では「検証主任者」及び「検証担当者」を合わせて「検証主任者等」と総称している。

検証機関は、検証業務を行うに当たり、認定申請事業所の事業特性を考慮し、検証主任者等を選任し、規模、評価項目の数等に応じて、当該案件を担当する人員を編成しなければならない。その際、担当する全ての者が「**検証機関登録申請ガイドライン**」に定める利害相反に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない。（「**検証機関登録申請ガイドライン** 第2部第2章2業務遂行上の順守事項(1)利害相反の回避」を参照）

なお、検証機関は、認定申請事業所の事業特性、建物及び設備の特徴等に応じて、技術専門家を検証業務に帯同させてもよい。

検証主任者は、複数によるチームで検証を実施するときは、チームメンバーに検証業務を適切に割り当て、分担を決定しなければならない。

検証担当者のみが実地調査（情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認を含むものとする。以下同じ。）に立ち会う場合は、事前に検証主任者が検証担当者に対し調査内容の指示を行わなければならない。その際、実地調査に当たって注意すべき点についても教示すること。また、情報通信技術等により、随時検証主任者が監督及び助言を行える体制を確保しなければならない。

3 概要把握

検証主任者等は、検証業務の計画に当たり、認定申請事業所の事業内容、建物配置図、設備及び建物の性能並びに設備及び事業所の運用状況、再生可能エネルギーの導入及びゼロエミッション化への対応に関する概要を把握するための情報をあらかじめ入手しておかなければならない。その際、必要に応じて現場担当者等へのヒアリング等を行うこととする。

特に、設備等の種類や台数が多い場合や、複数のエネルギー管理責任者が存在する場合は、検証チームの編成や検証の進め方に影響するため、それらの状況について事前に情報を収集しておくことが望ましい。

4 実地調査前の確認事項

認定申請事業所における実地調査の前に、事業所の範囲について確認しておくことが望ましい。認定申請事業所において、**本制度**の対象となっている事業所範囲内の建物、施設等が漏れなく把握されていることを確認する必要がある。特に、評価点が0点となってしまう設備機器等が評価の対象から漏れた場合、過大に評価してしまうことになる。

本制度の対象となっている事業所の範囲を、認定申請事業所の**建物の延べ面積**などにより確認し、評価書の対象としている事業所の範囲と一致していないことが判明したときは、評価書等の再提出を求める。

ただし、**複数の建物**がある場合については、除外規定を設けているため留意する。

さらに、検証機関は、実地調査の前に次のことを行う必要がある。

- ・ 認定申請事業所のエネルギー消費状況、再生可能エネルギーの利用状況、ゼロエミッション化への取組等の全体像等を把握する。
- ・ 認定申請事業所の熱源システム、空調システム等主要なエネルギー消費設備のシステムに関する書類等の提出を求め、情報を収集するとともに、その概要を把握する。
- ・ 改修履歴がある認定申請事業所は、根拠書類の竣工図等が複数種類存在するため、認定申請事業所に改修履歴があるかどうかを確認し、実地調査時に確認する書類等について把握する。
- ・ 事前に入手した認定申請事業所の情報に基づき、事業所及び建物の特性上、又はデータの採取・集計の過程における組織上及びシステム上の誤りが生じる可能性を高いと思われる次のような事象が認定申請事業所に該当する場合は、検証結果詳細報告書に検証留意事項としてあらかじめ特定し、記載しておくことが望ましい。

以上から実地調査の検証体制や実地調査の日数を設定するが、実地調査の時間短縮のため、根拠書類の確認方法等について工夫し、事業所の状況や設備システム等を考慮しつつ、実地調査の日数を1～3日程度となるように検討する。

【検証留意事項の例】

- ・ ある設備機器等における仕様や使用用途部分の把握作業を複数の人間・部署・組織で行っていて、集計・報告のミスが生じやすい状況になっている。
- ・ 竣工時期が異なる建物や施設があり、図面・図書が複数に分かれていて、集計のミスが生じやすい状況になっている。
- ・ 大小の規模の異なる複数の建物や施設があり、管理・運営が複数に分かれていて、集計・報告のミスが生じやすい状況になっている。

【実地調査時間短縮のための工夫の例】

- ・ 複数のチームで検証体制を構築し、各チームが同時並行で実地調査時の検証を行う。
- ・ 根拠書類が事業所から事前提出された場合は、可能な限り提出された根拠書類で検証を実施し、実地調査での確認事項を削減する。
- ・ 実地検証前の検証において、提出された根拠書類に疑義があった場合は、実地検証前に事業所へ確認内容を連絡する。
- ・ 実地調査時の検証で、事業所が根拠書類の用意に時間がかかる場合は、その根拠書類の確認を保留し、次の根拠書類の確認に移る。

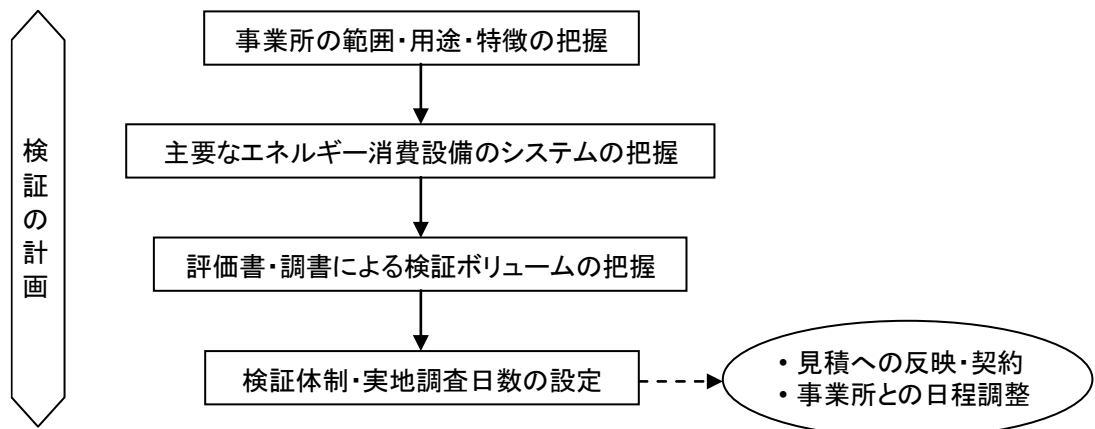


図 2.3 検証の計画のフロー図

第3章 検証の実施

1 検証実施の基本方針

優良大規模事業所の認定基準適合に関する検証は、次の2点について第三者の立場でチェック、判断するものである。

- ① 認定申請事業所により行われた自己評価の結果が、認定基準及び認定ガイドラインに従っているかどうか。
- ② 設備機器、建物等の規模、仕様等の把握及びエネルギー消費量の実績（推計）、再生可能エネルギーの導入及びゼロエミッション化への対応が適切であるかどうか。

①及び②は、評価書及び調書に対して行わなくてはならない。

その際、第一区分事業所にあつては、「優良大規模事業所の検証チェックリスト（第一区分事業所）」（第2号様式。以下「検証チェックリスト」という。）、第二区分事業所にあつては、「優良大規模事業所の検証チェックリスト（第二区分事業所）」（第3号様式。以下「検証チェックリスト」という。）が様式として定められており、検証機関はこの様式を用いて実地調査により検証を行わなければならない。

検証では、判断の誤りにつながる可能性を低く抑えられるよう、適合性、網羅性、正確性、実在性等の検証の要点に適合した十分かつ適切な証拠を入手しなければならない。また、検証は、評価への影響が大きいもの及び不合格要件にかかわるものについて特に重視して行う必要がある。

実地調査では、検証チェックリストの検証チェック項目に応じて、図面、図書等を収集する必要がある。

評価項目に対する検証では、別表第1に示すとおり、一部の評価項目に対して現地確認（評価項目の評価内容等が認定申請事業所の実態と整合しているかについて、認定申請事業所の現地において設備機器の目視又は情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等により確認することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

評価項目の検証のポイントに認定申請事業所の関係者に説明を求めるように記載しているものについては、地球温暖化対策推進者等から根拠書類の記載内容に関しての説明を受けて実態を把握した上で選択している取組状況の程度が当該評価項目に係る判断基準に適合しているかどうかを判断する必要がある。

調書に対する検証では、認定申請事業所の実態と整合しているか、実績値が適切であるかなどを全行数確認する。また、根拠書類等との整合確認は、設備機器等の数が多いため、サンプリング方式を採用する。

なお、認定申請事業所において、地球温暖化対策推進状況評価ツール（第一区分事業所）又は（第二区分事業所）【複数エネルギー管理責任者用】（以下、「評価ツール（複数管理者用）」という。）を用いて評価書を作成している場合は、エネルギー管理区分ごとに、サ

ンプリングの数を設定して検証を行う。

2 検証チェックリストを用いた検証

(1) 検証チェックリストの概要

検証チェックリストの内容は、項目、分類及び評価項目に分かれている。

項目とは、認定ガイドライン第1号様式（評価書）のその2及びその19に係る検証の対象を示している。

分類とは、認定ガイドライン第2号様式（調書）におけるシートの種類を示している。

評価項目とは、認定ガイドライン第1号様式（評価書）のその8からその16までに係る検証の対象を示している。

ア 項目

項目とは、認定ガイドライン第1号様式（評価書）その2及びその19の記載事項で、事業所の概要やエネルギー消費先比率など、評価書の評価項目以外の重要事項である。

本チェックリストは、この重要事項に対して検証を行うものである。

(ア) 事業所の概要の確認

認定申請事業所において、**本制度**の対象になっている事業所範囲内の建物や施設等に漏れがなく把握されていることを確認しなければならない。

また、認定申請事業所の主たる用途が、当該事業所の実態と整合していることを確認しなければならない。

(イ) 用途別床面積、一次エネルギー消費量実績及びエネルギー消費先比率の確認

用途別床面積は、認定申請事業所のエネルギー消費先比率を決定するための重要な要素であり、当該事業所の実態と合致していることを確認しなければならない。

また、認定申請事業所が、評価ツール（複数管理者用）を用いて評価書を作成している場合は、各エネルギー管理区分の用途別一次エネルギー消費量実績を用途ごとに集計した数値と評価ツール（複数管理者用）に記載されている用途別一次エネルギー消費量実績とが一致していることを確認しなければならない。

エネルギー消費先比率に標準比率を用いない場合は、一次エネルギー実測値を確認しなければならない。

(ウ) エネルギー管理責任者ごとの評価結果

認定申請事業所が、評価ツール（複数管理者用）を用いて評価書を作成している場合は、評価ツール（複数管理者用）の複数管理者用評価結果シートと地球温暖化対策推進状況評価ツール（以下、「評価ツール」という。）の評価結果貼付用シートの得点を突合せすることにより、エネルギー管理責任者ごとに作成している評価ツールの評価結果貼付用シートから評価ツール（複数管理者用）の複数管理者用評価結果シートに正しく転記されていることを確認しなければならない。なお、検証チェックリストは、エネルギー管理責任者ごと及び認定申請事業所全体で作成する。このうち、認定申請事業所全体の検証チェックリストについては、第2号様式その1からその4以外の部分については作成する必要はない。

イ 分類

分類とは、認定ガイドライン第2号様式（調書）の各シートの表題のことである。

調書は、認定申請事業所に設置されている設備機器等の仕様や使用用途を示す部分（調書の2重線左側部分）と、その設備機器等に対する性能や機能等の地球温暖化対策の取組状況の程度（調書の2重線右側部分）を示す部分に大別できる。

本チェックリストでは、実態と調書の数値等に誤りがないか、調書のうち、認定申請事業所に設置されている設備機器等の仕様や使用用途を示す部分に対して検証を行うものである。

ウ 評価書の各評価項目

本チェックリストでは、実態と評価書の取組状況の程度に誤りがないか、評価書の各評価項目に対して検証を行うものである。

調書の有無の欄に「○」の印があるものは、調書の作成が必要な評価項目である。

(2) 検証チェックリストの構成

ア 項目、分類、評価項目

項目、分類及び評価項目（以下「検証対象事項」という。）は、評価書及び調書における検証の対象を示している。

イ 調書の有無

評価項目において、調書の作成が必要であるものに「○」の印を付す。

ウ 検証チェック項目

評価項目に関する検証チェック項目には、当該評価項目における本ガイドライン

の検証のポイント又は評価内容を簡潔にまとめて記載している。

項目、分類、評価対象に関する検証チェック項目には、当該事項における本ガイドラインの記述を簡潔にまとめて記載している。

エ 検証結果

検証主任者等は、各々の評価項目等に関して十分かつ適切な証拠に基づいて判断し、最終的な検証結果を示す。確認した根拠書類等、サンプリング数、検証結果（「適合」、「不備あり」、「不明」又は「該当なし」）及び「不備あり」又は「不明」の判断理由を示す欄がある。

（３）検証の流れ

ア 検証の手順

検証は、実地調査前、実地調査時、実地調査後の段階ごとに、検証のフロー図に示す検証内容を、検証チェックリストの検証チェック項目に従い実施しなければならない。

実地調査を開始する前に、検証主任者にあつては埼玉県が発行した検証主任者登録証を、検証担当者にあつては埼玉県が実施した検証主任者等講習会の修了証（登録証及び修了証は、共に検証対象となる登録区分のもので、有効期間内であるものに限る。）を事業者に必ず提示しなければならない。

評価項目に関する検証チェック項目では、取組状況の程度の検証に係る判断基準など、必ず本ガイドラインを参照して検証しなければならない。

項目及び分類に関する検証チェック項目では、必要に応じて本ガイドラインを参照するものとする。

その際、検証を行う項目の順序は検証主任者に委ねられるため、検証チェックリストに記載されている順序又は任意の順序で検証を行う。ただし、任意の順序で行う場合は検証チェック項目の確認漏れがないようにする。

検証主任者等は、検証チェック項目の確認が終了したとき、□に✓等の印を付ける。これにより、確認漏れを防ぐことができる。なお、検証主任者等が、認定申請事業所の用途、設備の状況等から、その事業所の検証チェック項目に該当しないと判断したものについては、確認を行わないことができるが、その場合は、不備あり又は不明の判断理由の欄に、その理由の概要を記入する。

検証担当者のみが実地調査に立ち会う場合は、検証主任者は情報通信技術を用いた方法等により、事前に実地調査を実施する検証担当者と打合せを行い、当該実地調査の内容に関する指示を行わなければならない。その際、実地調査に当たって注意すべき点についても教示すること。また、打合せの様子は写真（電子も可）で記録する。要綱別表第 5 第 3 項ただし書の知事が別に定める部分について、詳しくは図

2.5 のように定める。

イ 検証前の事前確認

検証機関は、検証の手戻りの防止のために、次の事項を検証の前に行う。なお、この段階で不備が見つかり、検証機関の指摘によって評価書及び調書を再提出された場合は、その時点から検証を開始する。

- ・評価書及び調書に記入漏れが無いかどうかを確認する。明らかな記入漏れがある場合は、認定申請事業所へ連絡し、記入漏れがある箇所に記入するよう指摘する。
- ・評価書及び調書が、最新のバージョンの評価ツール及び調書作成ツール（以下「最新ツール」という。）を用いて作成されているかどうかを確認する。最新ツールを用いて作成されていない場合は、認定申請事業所へ連絡し、最新ツールを用いて評価書及び調書を作成するよう指摘する。
- ・評価ツール（複数管理者用）を使用している場合は、認定基準の使用条件を全て満たしていること確認する。認定基準の使用条件のいずれかを満足していない可能性があるとは判断した場合は、認定申請事業所に確認するとともに、必要に応じて、検証機関から埼玉県にその判断を求める質問を行う。なお、認定基準の使用条件を満たしていない場合は、認定申請事業所へ連絡し、ひとつの評価書及び調書にまとめるよう指摘する。

ウ 実地調査前の検証

検証機関は、実地調査の時間短縮のために、次の事項を実地調査の前に行う。

- ・調書の全行数の記入内容について、評価書との整合性、他の調書との整合性、同一の調書内での整合性を確認する。整合性の確認において、記入内容に明らかに誤りがあると判断される場合、又は、記入内容に誤りの可能性があり確認が必要と判断される場合は、調書の原本、検証チェックリスト又は任意に作成する書類等に、その内容がわかるように記録し、実地調査時に認定申請事業所に対して修正の指摘又は確認を行う。なお、実地調査前に認定申請事業所へ修正箇所又は確認内容を伝え、実地調査時に修正したものを再提出されるおそれがあるため、事前に伝えることは避けるものとする。
- ・評価点が0点の評価項目については、検証チェック項目は空欄のままで検証チェックリストの検証結果の欄を「適合」とする。
- ・提出された評価書の様式その3からその6までに示される各評価項目の得点を参照し、各評価項目のサンプリング数を決定して、検証チェックリストのサンプリング数の欄に記入する。

（サンプリングの方法については、第3章3 調書に対する検証に示す。）

- ・ 実地調査前に事業所から根拠書類が提出され、その根拠書類で十分に検証チェックリストの内容が判断できる場合は、実地調査前にその判断を実施してもよいこととする。

検証チェック項目に対する検証は、次の手順で実施しなければならない。

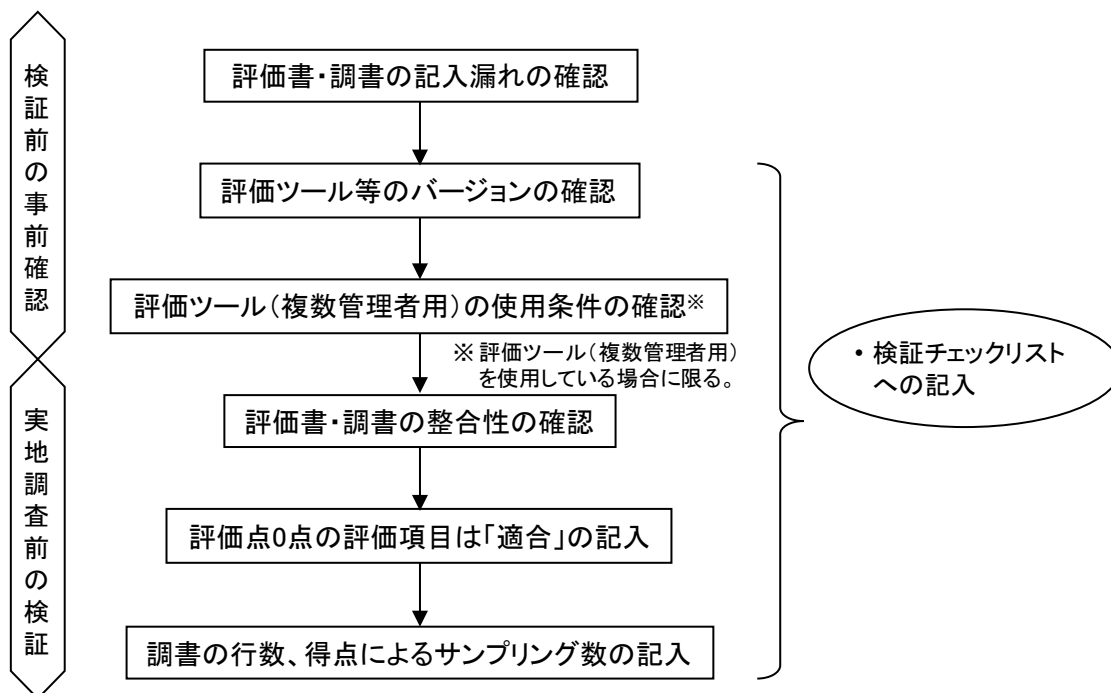


図 2.4 実地調査前の検証のフロー図

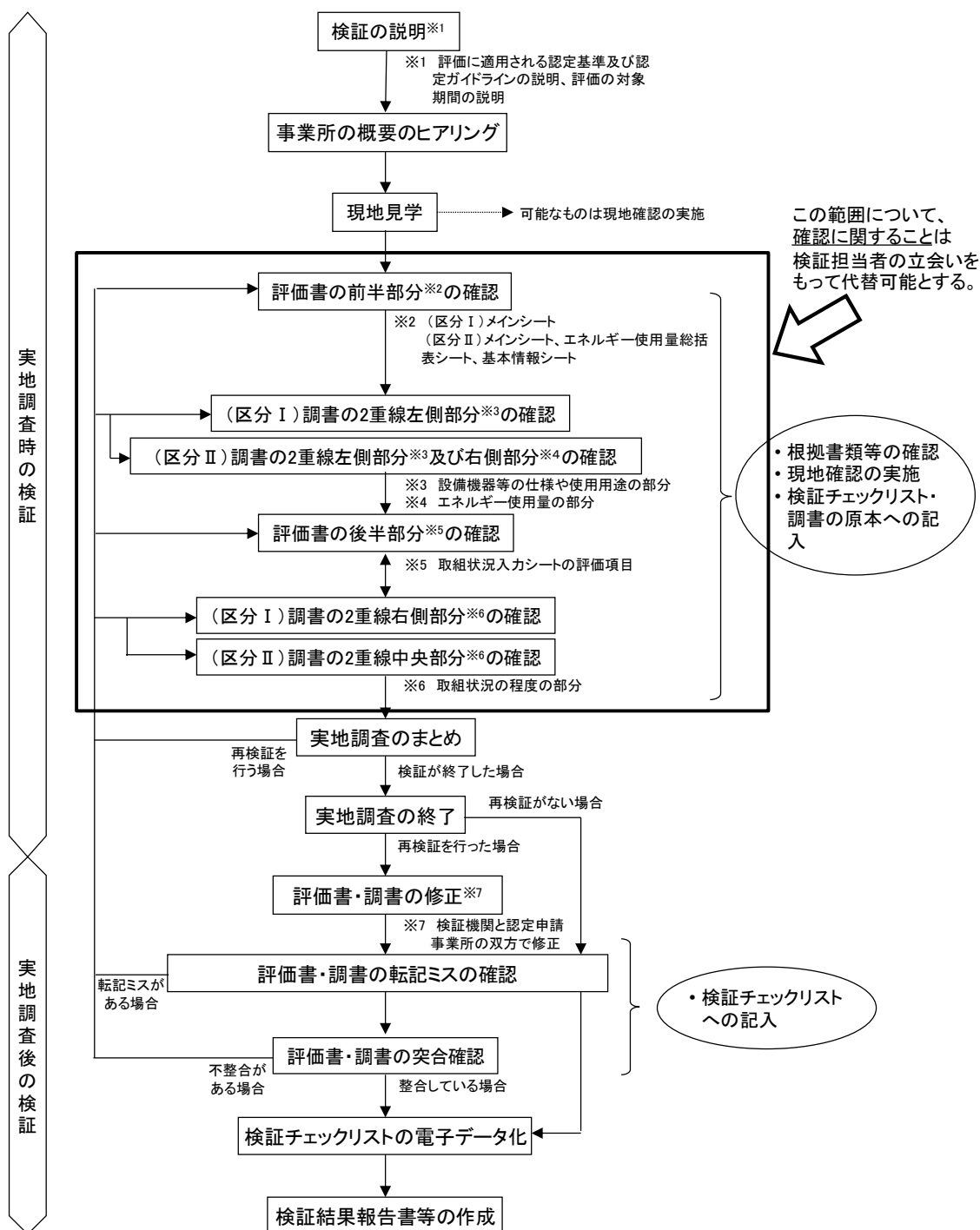


図 2.5 実地調査時及び実地調査後の検証のフロー図

エ 根拠書類等

検証主任者等は、各検証チェック項目における検証結果を判断するための十分かつ適切な証拠を入手しなければならない。

根拠書類としては、公的な書類、認定申請事業所の図面等を用いることができる。また、機器台帳、運転実績データ等については、認定申請事業所が自ら作成しているものもあるため、検証主任者等は技術的な視点から根拠書類の客観性、信頼性及び論理性を確認する必要がある。なお、全ての評価項目において根拠書類との突合確認を実施するが、全ての根拠書類において認定ガイドラインとの整合を確認する必要はなく、根拠書類をサンプリングし、認定ガイドラインとの整合を確認することとする。

現地確認において、その取組状況を採用又は実施していることを明確に判断できる場合は、その評価項目の検証において根拠書類の確認を行わず、「適合」としてもよい（「適合」については、オ 検証結果の判断に示す。）。

各検証チェック項目の検証に当たって、根拠資料等の欄には検証チェック項目に対して判断を行うための根拠となったものを示す。検証主任者等は該当するものを全て選択するとともに□に✓等の印を付け、根拠書類の具体的な名称や現地確認の実施場所等を記入する。

＜参考＞ ～根拠書類における認定ガイドラインとの整合性の確認方法～

ケース１：前年度の年間を通じた実績（毎月開催の会議議事録、年間の空気環境測定結果報告書 等）の根拠書類がある評価項目

（例：Ⅰ 1.1 CO2削減推進会議等の設置及び開催、Ⅲ 1b.3 居室の室内温度の適正化）

Ⅰ 1.1の根拠書類である会議議事録やⅢ 1b.3の根拠書類である空気環境測定結果報告書について、その存在自体は全て確認するが、その内容が認定ガイドラインの判断基準に適合しているかどうかはサンプリングで確認する。

ケース２：認定ガイドラインの判断基準に複数の条件（ア～オまで等）があり、その全てが実施されている又は満たす場合に“実施”となる評価項目

（例：Ⅰ 4.5 エネルギー供給設備の運転解析の実施、Ⅰ 4.7 コミッショニング（性能検証）の実施
Ⅲ 1a.5 部分負荷時の熱源運転の適正化）

認定ガイドラインの判断基準において、全てを実施していること又は満たしているかどうかは間違いが発生しやすい部分や重要な部分を集中的に確認する。

オ 現地確認

現地確認では、評価項目の評価内容について、実際に正しく採用又は実施がされているかどうか、根拠書類の内容が正しいかどうか、実際の場所や設備機器の実物等を確認する必要がある。ただし、根拠書類の確認により十分に正しく採用又は実施されていることが確認でき、その内容が正しいことが判断できる場合は、これを省略することができる。

現地確認の方法には、全数と抜き打ちの２種類があり、抜き打ちの場合は、２箇

所（対象が1箇所しかない場合には1箇所）に対して実施することとする。なお、箇所とは、室又は機器の置き場を基本単位とし、1箇所に現地確認の対象物が複数ある場合は、2の対象物（対象物が2に満たない場合は、全て）を選択して確認する。

設備機器の性能上、正当な理由により現地確認が実施できない場合であって、本ガイドライン 第3部第3章2 各評価項目の取組状況の程度の適合に関する判断規準に示す取組状況の程度の検証に係る判断基準に適合すると判断できる時は、検証チェックリストの不備あり又は不明の判断理由の欄に現地確認ができない理由を明記のうえ、「適合」とすることができる（「適合」については、オ 検証結果の判断に示す。）。

カ サンプルング数

調書に係る検証チェック項目の検証に当たって、サンプルング数の欄には検証チェック項目に対して判断を行う上で選択したサンプルングの総数を示す。検証主任者等は、最初のサンプルング数と再検証のサンプルング数を合計した最終的なサンプルングの行数を記入する。

キ 検証結果の判断

検証主任者等は、イで選択した根拠資料等に基づき、検証対象事項の検証結果を、第3部 検証の対象と判断規準及び表 2.1 の基準に従って判断し、検証結果の欄の「適合」、「不備あり」、「不明」又は「該当なし」のいずれかを選択する。ただし、誤字・脱字等評価や検証に影響の無い軽微なものは、「適合」とする。

選択肢が除外になっている評価項目は、図面、図書、現地確認等により、評価対象となる設備機器等がないことを確認したとき「該当なし」を選択し、評価対象となる設備機器等があることを確認したとき「不備あり」を選択する。

各検証対象事項において、対象となる検証チェック項目が全て「適合」の場合に限り、当該項目の検証結果を「適合」とする。なお、評価点が0点の評価項目は、その内容にかかわらず「適合」として取扱い、検証チェック項目の確認は行わない。対象となる検証チェック項目において、いずれかひとつでも不備がある場合には「不備あり」とする。また、不備がない場合であってもいずれかひとつでも不明がある場合には「不明」とする。

「該当なし」とする場合でも、確認行為を行った検証チェック項目にチェックマーク等を記入する。

表 2.1 検証結果の判断基準

項目等ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	評価書等に記載された内容が、認定基準及び認定ガイドラインに従って評価されている、又は認定申請事業所の実態と整合している。
不備あり	記載すべき内容であるにもかかわらず評価書等に記載がない、記載された内容が正しくない、評価書等に記載された内容が認定基準及び認定ガイドラインに従って評価されていない、又は認定申請事業所の実態と整合していない。
不明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、評価書等に記載された内容が認定基準及び認定ガイドラインに従って評価されているかどうか、又は認定申請事業所の実態と整合しているかどうかの判断ができない。
該当なし	認定申請事業所に評価対象項目に該当する設備がないなどの場合

ク 検証結果の記録

(ア) 検証チェックリストにおける記録

検証主任者等は、検証結果として、「適合」、「不備あり」、「不明」、「該当なし」の欄に、「○」の印を記入する。

(イ) 検証チェックリストの電子データ化

検証チェックリストは、電子データで認定申請事業所に提出する必要があるため、検証チェックリストに記入したものを電子データ化する。

検証チェックリストの電子データ化に当たっては、根拠書類等の欄の✓の印の箇所において「■」の印を選択し、その他の部分には根拠書類の具体的名称等を入力する。

検証結果の「適合」、「不備あり」、「不明」又は「該当なし」は、該当するものの欄に「○」の印を選択し、不備あり又は不明の判断理由の欄は、「不備あり」「不明」とした場合にその理由の概要を入力する。

再検証の後、「不備あり」又は「不明」が「適合」になった場合であっても、不備あり又は不明の判断理由の欄には、その理由の概要の履歴を入力しておき、適合の欄に「○」の印、不備あり又は不明の欄は「●」の印を選択し、検証の経緯を記録に残す。

(4) 過小評価がある場合の対応

評価項目の検証において、認定申請事業所が実際の取組状況と異なる過小評価を行っていることを発見した場合であっても、自己評価の評価点が0点であるときは変更しない。また、同様の場合で、自己評価の評価点が0点でなく、かつ、根拠書類等により実際の取組状況が数値等で明確に判断できるときは、正しい数値等になるよう、修正の指摘を行う。明確に判断できないときは、事業所の判断を優先させる。

(5) 修正の自己申告がある場合の対応

評価書及び調書が検証機関に提出され、実地調査前の検証を開始した後に、認定申請事業所から修正の自己申告があった場合は、該当する箇所を「不備あり」として取り扱う。

(6) 「不備あり」又は「不明」の場合の対応

検証主任者等は、検証の結果が「不備あり」又は「不明」であった場合には、認定申請事業所に対し、「不備あり」又は「不明」であった評価項目等について、評価書又は調書を修正するよう指摘する。ただし、修正箇所は、検証で指摘した箇所限定するものとし、認定申請事業所に対して他の箇所の修正を行わないよう伝える。

なお、評価項目に対する検証結果が「不備あり」又は「不明」であった場合、取組状況の評価点を0点にすると評価項目に対する検証結果は「適合」になることを伝える。

これらの検証結果に対して、認定申請事業所が「適合」となるための対応策を講じる場合には、当該対応策を検証主任者等に提示して再検証の実施を求め、検証主任者等はこれに対応しなければならない。ただし、ここで言う対応策とは、現地確認や根拠書類に基づく、集計、調書又は評価書の作成又は修正とし、Ⅰ 一般管理事項及びⅢ 事業所及び設備の運用に関する事項に関する根拠書類そのものの作成は、評価対象期間が終了しているため、認めないこととする。

現地確認において、「不備あり」又は「不明」があった場合は、検証機関はその状況を踏まえて修正内容を判断し、その部分を修正したときをもって調書に記載された内容が認定基準及び認定ガイドラインに従って評価されていると判断し、「適合」とする。なお、現地確認は再検証を行わない。

(7) 再検証の実施

(6) における認定申請事業所から提示された対応策については、当日又は後日、実地調査の期間内に再検証を実施し、内容を確認する。

認定申請事業所が「適合」となるために提示した対応策をもって、検証主任者等が「適合」と判断する場合は、適合の欄に「○」の印、「不備あり」又は「不明」の欄は

「●」の印を記載し、検証の経緯を記録に残す。「不備あり」又は「不明」の判断理由の欄の記載は残す。なお、1つの検証対象事項に対して複数回の再検証を行う場合、その実施記録は全て検証チェックリストに残さなければならない。

認定申請事業所が「適合」となるために提示した対応策をもってしても、検証主任者等が「不備あり」又は「不明」と判断する場合は、検証チェックリストの「不備あり」又は「不明」の判断理由の欄に、その理由の概要を記入する。また、検証で使用した検証チェックリストは、検証結果報告書に添付する。

なお、1つの評価項目に対する再検証は2回までとし、「不備あり」又は「不明」となった場合は、評価点を0点に修正して「適合」とする。評価項目に対する検証結果が「不備あり」又は「不明」であった評価項目について、認定申請事業所が取組状況の評価点を0点に修正した場合は、実地調査を行わないで「適合」としてよい。

また、修正箇所が多く、検証開始時の評価書及び調書が大幅に修正となり、改めて調書の全行数の整合性の確認が必要と判断される場合は、その時点で検証を終了してもよい。検証結果報告書、検証結果詳細報告書及び検証チェックリストは終了時点の内容で作成する。なお、この場合は、再検証を行うことはできないものとし、認定申請事業所は改めて検証機関に検証を依頼することになる。

(8) 突合確認

検証機関は、修正を指摘した箇所以外の部分で修正が行われていないことを確認しなければならない。この確認は、次の2つの評価書の総合得点と不合格の要件の数、調書の合計の欄の数値を突合させることで行う。

- ア 認定申請事業所が自ら修正し、検証機関に再提出したもの
- イ 検証機関が、最初に認定申請事業所から提出された評価書及び調書に対して、指摘どおりに修正を加えたもの

(9) 「不備あり」又は「不明」のまま残った場合（埼玉県と要協議）の対応

検証の結果が「不備あり」又は「不明」であった場合には、検証主任者等はその理由の概要を「不備あり又は不明の判断理由」欄に記入するとともに、理由の詳細について第1号様式検証結果詳細報告書の4 埼玉県と要協議の事由に記入する。また、埼玉県が判断するための情報を可能な限り入手して添付しなければならない。

3 調書に対する検証

(1) 調書の検証

検証チェックリストの第2号様式その6からその8（第一区分事業所）及び第3号様式その7からその10（第二区分事業所）まで（調書シート）は、調書に対して検証

を行うものである。

また、検証チェックリストの第2号様式その9からその36（第一区分事業所）及び第3号様式その11からその71（第二区分事業所）まで（評価項目のシート）は、評価書の各評価項目に対して検証を行うものであるが、調書の有無の欄に「○」の印があるものは調書に対して検証を行う必要がある。

調書に対する検証では、第一区分事業所は設備機器等の仕様や使用用途の部分（調書の2重線左側部分）及び取組状況の程度の部分（調書の2重線右側部分）の2種類、第二区分事業所は設備機器等の仕様や使用用途の部分（調書の2重線左側部分）、取組状況の程度の部分（調書の2重線中央部分）及びエネルギー使用量の部分（調書の2重線右側部分）の3種類あるが、調書の整合性については全行数を、調書の記入内容と根拠書類との整合性については、設備機器等の数が多いため、検証対象となる設備機器等をサンプリングして確認する。整合性の確認において、記入内容に明らかに誤りがあると判断される場合、又は、記入内容に誤りの可能性があり確認が必要と判断される場合は、調書の原本、検証チェックリスト又は任意に作成する書類等に、その内容がわかるように記録し、実地調査時に認定申請事業所に対して修正の指摘又は確認を行う。

設備機器等の仕様や使用用途の部分については、調書への記入漏れを確認する目的から、機器完成図や竣工図などの根拠書類からサンプリングの対象を決定する。取組状況の程度の部分及びエネルギー使用量の部分については、調書に記載されている設備機器等からサンプリングの対象を決定する。

サンプリングされた設備機器等の仕様、規模、性能、機能等については、調書の内容と機器完成図や竣工図などの第三者が作成した図面や図書に記載されているデータ等を確認する。

（2）検証の方法

調書の主な目的は、次のとおりである。

- ・ 認定申請事業所全体の設備機器等の性能や機能等を把握する。
- ・ 認定申請事業所全体の設備機器等の運用状況を把握する。

調書に対する検証は、認定申請事業所の実態と整合しているか、全て漏れなく、また正しく記載されているか、実績値が適切であるかなどを確認して行う。

実地調査前の評価書・調書の整合性の確認は、評価漏れ、過大評価及び不整合の発見を目的とし、以下のような観点から、調書の全行数の記入内容について、評価書との整合性、他の調書との整合性及び同一の調書内での整合性を確認する。なお、同一の調書内での整合性に問題がある場合は、原則として、セルが赤色に変化するようになっているため、それにも留意して整合性を確認する。

- ・ 用途別床面積と空調・照明等の設備機器の系統名又は室名との関連

- ・ 熱源機器・冷却塔・空調用ポンプ、空調機・ファン等のシステム上の関連
- ・ 使用用途・評価項目の対象室と空調機等の機器名称にある系統名との関連

(3) サンプルング対象の選択

検証主任者等は、調書に対する検証を行うにあたり、次のア又はイのとおりサンプルングを行う。

ア 設備機器等の仕様や使用用途の部分

設備機器等の仕様や使用用途の部分におけるサンプルング検証は、機器完成図や竣工図などの根拠書類から検証を行う設備機器等をサンプルングし、設備機器等の仕様や使用用途の部分等の記載内容と整合しているかどうかを検証する。

サンプルングに当たっては、実地調査前の評価書・調書の整合性の確認結果も踏まえて、根拠書類又は現地から、仕様が異なる5種類のサンプルング対象を抽出する。ただし、調書の記載が5行に満たない場合は、全行数を根拠書類から抽出する。また、サンプルング時の留意事項として、全体に占める割合が大きいもの、古いもの、異なる機種などをバランス良く選択することとする。また、実地調査時に発見した状況に応じて、誤りが生じる可能性が高いと推察されるものを検証留意事項として念頭におき、サンプルングの対象とすることが望ましい。特に、認定申請事業所に改修履歴がある場合は、既設の部分と改修された部分の両方からサンプルング対象を抽出することが望ましい。

検証の対象としたデータ記入行の数値、状況等は、対象としたことが明らかになるように赤等の色を使い、直接、調書の原本にマーク等を記入することとする。

イ 取組状況の程度の部分

取組状況の程度におけるサンプルング検証は、調書に記載されている評価項目ごとに、検証を行う設備機器等をサンプルングした上で検証する。

サンプルングに当たっては、実地調査前の評価書・調書の整合性の確認結果も踏まえて、各評価項目の得点に応じて、次のようにサンプルング数を設定する。

- ・ 得点が1点以上の場合、原則、取組が採用又は実施されている設備機器等の調書5行分とする。ただし、調書の記載が5行に満たない場合は、全行数とする。
- ・ 得点が1点未満の場合、原則、取組が採用又は実施されている設備機器等の調書2行分とする。ただし、調書の記載が2行に満たない場合は、全行数とする。

なお、1つの評価項目に関して取組の種類が複数設定されており、また、それが併用して選択できる評価項目の場合、いずれかの取組の採用又は実施がされているものを基本単位としてサンプルングの数を計算する。また、評価項目が複数の調書にまたがる場合においては、その複数の調書から偏りなくサンプルング対象を抽出

し、またその複数の調書からのサンプリング数の合計は、複数の調書にまたがらない場合のサンプリング数と同様となるようにする。

検証の対象としたデータ記入行の数値や状況等は、対象としたことが明らかになるように赤等の色を使い、直接、調書の原本にマーク等を記入することとする。

なお、調書に「△」の印のみが記載されたデータ記入行は、ここでのサンプリングの対象としない。

ウ エネルギー使用量の部分 ※第二区分事業所のみ

調書に記載された設備機器等の年間稼働時間及び負荷率、実測値のいずれかが、全て漏れなく記入されていることを確認した上で、その数値の妥当性はサンプリングにより確認する。

設備機器等の年間稼働時間及び負荷率、実測値の部分におけるサンプリングに当たっては、原則、設備機器等の調書5行分とする。ただし、調書の記載が5行に満たない場合は、全行数とする。なお、サンプリング時の留意事項として、全体に占める割合が大きいもの、古いもの、異なる機種などをバランス良く選択することとする。

検証の対象としたデータ記入行の数値や状況等は、対象としたことが明らかになるように赤等の色を使い、直接、調書の原本にマーク等を記入することとする。

設備機器等の仕様や使用用途の部分

取組状況の程度の部分

第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その4

空調機その1

最も古い設備の設置年度 2014 2013年度以降設置の設備の割合 100.0%

No	設置年度	機器記号	機器名称	送風量 [m³/h]	外気 導入量 [m³/h]	冷却 能力 [kW]	加熱 能力 [kW]	ファン 電動機 出力 [kW]	台数	使用用途										II 3b.1					
										空調機 (外調機・エレベーター機械室・電気室を除く)	エレベーター機械室・電気室	24時間空調外気導入	厨房用外気導入	医療施設用外気導入	ファンユニット	ブラッグファン	モータ直結形ファン	永久磁石(IPM)モータ	プレミアム効率(IE3)モータ	高効率率(IE2)モータ	橋内管熱交換器				

取組状況の程度

「設備機器等の仕様や使用用途の部分」のサンプリングの基本単位

1	2014									1.3kW	44.4kW	0m³/h	66.100m³/h	0m³/h	200.0kW	876.5kW	876.5kW	0.0kW	0.0kW	920.9kW	0.0kW
2	2014									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	2014									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	2014	OAC-SP4-10-B1F	B1F店舗4～10	12,300	12,300	134.2	126.2	11.0	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	2014	AC-EH-B1F	B1Fエントランスホール	6,300	2,530	59.9	32.2	7.5	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	2014	AC-EH-1F	1Fエントランスホール	9,400	1,780	59.3	36.4	7.5	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	2014	AC-OEH-2F	2Fオフィスエントランスホール	27,300	4,110	189.1	130.2	18.5	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	2014	AC-CE-3F	3F倉庫							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	2014	AC-DK-3F	3F大ホール							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	2014	OAC-CK-3F	3F中ホール							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	2014	OAC-4-33F	4～33F							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	2014	AC-11-4-33F	4～33F							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	2014	AC-1P-4-33F	4～33F							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	2014	AC-21-4-33F	4～33F							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	2014	AC-2P-4-33F	4～33F事務室2ペリメータ	2,000		6.8	4.8	0.8	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	2014	AC-31-4-33F	4～33F事務室3インテリガ	6,900		50.9	25.6	3.7	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	2014	AC-3P-4-33F	4～33F事務室3インテリガ	2,000		6.8	4.8	0.8	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	2014	AC-41-4-33F	4～33F事務室4インテリガ	6,900		50.9	25.6	3.7	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	2014	AC-4P-4-33F	4～33F事務室4インテリガ	2,000		6.8	4.8	0.8	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	2014	OAC-34F	34F事務室							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	2014	AC-11-34F	34F事務室							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	2014	AC-1P-34F	34F事務室							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	2014	AC-21-34F	34F事務室							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	2014	AC-2P-34F	34F事務室							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	2014	AC-31-34F	34F事務室							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	2014	AC-3P-34F	34F事務室							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	2014	AC-41-34F	34F事務室							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	2014	AC-4P-34F	34F事務室							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29	2014	AC-EV-14F	14FEV							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	2014	AC-EV-26F	26FEV機械室	9,000		62.0		5.5	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

得点が1点以上の評価項目

サンプリングは、全体に占める割合が大きいもの、古いもの、異なる機種などをバランスよく選択する。

「設備機器等の仕様や使用用途の部分」

5行分をサンプリング

(ただし5行に満たない場合は全行数をサンプリング)

「評価内容に関して取組が複数設定されており、また、それが併用して選択できる評価項目の場合」

いずれかの取組が採用又は実施がされているものを基準単位としてサンプリングの数を計算

「取組状況の程度の部分」

・得点が1点以上:5行分

・得点が1点未満:2行分

をサンプリング

(ただし5行(2行)に満たない場合は全行数をサンプリング)

図 2.6 調書(第一区分事業所)におけるサンプリング方法

設備機器等の仕様や使用用途の部分

取組状況の程度の部分

エネルギー使用量の部分

第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第二区分事業所))の4

熱源ポンプ

得点が1点以上の評価項目

No	管理区分	機器記号	機器名称	No.2	No.3	No.4	No.1	—	台数	Ⅱ tb.5	Ⅱ tb.6	Ⅱ tb.8	Ⅱ tb.11	Ⅱ tb.12	Ⅱ tb.13	Ⅱ tb.22	エネルギー使用量										
				熱源2次ポンプ	熱源1次ポンプ	冷却水ポンプ	電動機出力[kW]	熱源2次ポンプの台数制御及びインバータによる変流量制御		熱源2次ポンプの3台以上に分割又は小容量ポンプ	永久磁石(IPM)モータ	プレミアム効率(IE3)モータ	高効率(IE2)モータ	熱源1次ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	冷却水ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	熱源2次ポンプの末端差圧制御	熱源2次ポンプの送水圧力設定制御	年間稼働時間[h/年]	負荷率	推計値[MWh/年]	実測値[MWh/年]	採用値[MWh/年]					
取組状況の程度										—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
合計										111.0kW	148.0kW	220.0kW	479.0kW	14台	111.0kW	111.0kW	0.0kW	0.0kW	479.0kW	0.0kW	0.0kW	0.0kW	0.0kW	—	1,320MWh/年	200MWh/年	1,380MWh/年
1	ユーティリティ	PCD-FH-1-3	番焚取冷水温水用冷水ポンプ				55.0	3										3,000	1.00	495		495					
2	ユーティリティ	PC-FH-1-3	番焚取冷水温水用冷水ポンプ		○		37.0	3										3,000	1.00	333		333					
3	ユーティリティ	PCD-TR-1	ターボ冷凍機用冷水ポンプ			○	55.0	1										4,000	1.00	220		220					
4	ユーティリティ	PC-TR-1	ターボ冷凍機用冷水ポンプ		○		37.0	1										4,000	1.00	148		148					
5	ユーティリティ	PC-2-1-3	冷水2次ポンプ	○			22.0	3	○	○								4,000	0.40	106	200	200					
6	ユーティリティ	PH-2-1-3	温水2次ポンプ	○			15.0	3	○	○										0		0					

「設備機器等の仕様や使用用途の部分」のサンプリングの基本単位

サンプリングは、全体に占める割合が大きいもの、古いもの、異なる機種などをバランスよく選択する。

「設備機器等の仕様や使用用途の部分」5行をサンプリング(ただし5行に満たない場合は全行数をサンプリング)

「取組状況の程度の部分」

・得点が1点以上:5行分

・得点が1点未満:2行分をサンプリング(ただし5行(2行)に満たない場合は全行数をサンプリング)

「エネルギー使用量の部分」

5行分をサンプリング(ただし5行に満たない場合は全行数をサンプリング)

図 2.7 調書(第二区分事業所)におけるサンプリング方法

(4) 設備機器等の仕様や規模、性能や機能等に係る関連データとの突合せ

検証主任者等は、(3)で検証対象としたデータ記入行及び箇所の数値や状況等について、機器完成図や竣工図などの第三者が作成した図面や図書に記載されているデータ等を、調書の内容と突合わせ、確認を行い、一致する場合には「適合」、一致しない場合には「不備あり」、関連データ等が不足又は欠損している場合には「不明」を判断する。その上で、検証の結果が「不備あり」又は「不明」であった箇所には、直接、調書の原本に「×」を記入する。

(5) 調書の原本への記録方法

調書には、サンプリングにより選択したデータ記入行等が明らかになるように、認定申請事業所から提出された調書の原本に直接チェックマーク等を記入することとする。このチェックマーク等を記入した調書の原本は、検証結果報告書等とともに認定申請事業所へ提出する。

調書に対する検証は、突合確認の際に用いるため、原則として、最初に認定申請事業所から提出されたものを原本とし、直接チェックマーク等を記入する。ただし、修正箇所が多い調書の場合に限り、再検証のときに再提出されたものの当該ページのみを原本として使用してもよいものとし、突合確認の際に修正箇所が明確になるように表現する。その場合、検証機関は、最初に使用した調書の原本のページの直後に、再

検証時に使用した調書の原本を添付して、検証結果報告書等とともに認定申請事業所へ提出する。

(6) 誤りがあった場合の対応

サンプリングしたものの中に、図面、図書等の根拠書類と一致しない等の誤りがあった場合の対応は、次のア又はイのとおりとする。

なお、実地調査中において、サンプリングを行ったもの以外の部分で誤りを発見した場合は、当該箇所の修正指示を行うこととする。

検証主任者等は、1つの検証対象事項において、1箇所の「不備あり」又は「不明」があった場合は、その時点で調書に記載された内容が認定基準及び認定ガイドラインに従って評価されていないと判断し、当該部分の検証を終了する。

ア 設備機器等の仕様や使用用途の部分

認定申請事業所の設備機器等が漏れていた場合、調書に記載された内容が認定基準及び認定ガイドラインに従って評価されていないと判断する。

サンプリング検証の結果、1箇所でも「不備あり」又は「不明」があった場合、調書に記載された内容が認定基準及び認定ガイドラインに従って評価されていないと判断し、誤りの箇所を指摘した上で、当該調書に関連する評価項目の評価点が全て0点となることを指摘する。

これらの検証結果に対して、認定申請事業所が「適合」となるための対応策を講じる場合には、当該対応策を検証主任者等に提示して再検証の実施を求め、検証主任者等はこれに対応しなければならない。

なお、この部分に対する再検証は2回までとし、「不備あり」又は「不明」となった場合は、当該調書に関連する評価項目の評価点を全て0点に修正して「適合」とする。

イ 取組状況の程度の部分

サンプリング検証の結果、1箇所でも「不備あり」又は「不明」があった場合、調書に記載された内容が認定基準及び認定ガイドラインに従って評価されていないと判断し、誤りの箇所を指摘した上で、当該評価項目の評価点が0点となることを指摘する。

これらの検証結果に対して、認定申請事業所が「適合」となるための対応策を講じる場合には、当該対応策を検証主任者等に提示して再検証の実施を求め、検証主任者等はこれに対応しなければならない。

なお、1つの評価項目に対する再検証は2回までとし、「不備あり」又は「不明」となった場合は、評価点を0点に修正して「適合」とする。

ウ エネルギー使用量の部分 ※第二区分事業所のみ

サンプリング検証の結果、1箇所でも「不備あり」又は「不明」があった場合、調書に記載された内容が認定基準及び認定ガイドラインに従って評価されていないと判断し、その部分を修正するように指示する。

この確認は、サンプリングした5行の中に、「不備あり」又は「不明」が無くなるまで、又はサンプリング対象が無くなるまで行うこととする。

(7) 再検証の実施

ア 設備機器等の仕様や使用用途の部分

検証主任者等は、「不備あり」又は「不明」となった調書の検証対象事項について、認定申請事業所が検証主任者等の指摘どおり、評価点を0点とする修正を確認した場合、その「不備あり」又は「不明」となった調書の検証対象事項を「適合」とする。

また、認定申請事業所が「適合」となるための対応策を講じた場合には、検証主任者等は、改めてサンプリングを行い、再検証を実施する。この場合、過去のサンプリングで誤りがあった部分は、必ず修正内容の確認を行うとともに、新たに3(3)の規定数分をサンプリングして検証を行う。

イ 取組状況の程度の部分

検証主任者等は、「不備あり」又は「不明」となった評価項目について、認定申請事業所が検証主任者等の指摘どおり、評価点を0点とする修正を確認した場合、その「不備あり」又は「不明」となった評価項目を「適合」とする。

また、認定申請事業所が「適合」となるための対応策を講じた場合には、検証主任者等は、改めてサンプリングを行い、再検証を実施する。この場合、過去のサンプリングで誤りがあった部分は、必ず修正内容の確認を行うとともに、新たに3(3)の規定数分をサンプリングして検証を行う。

ウ エネルギー使用量の部分 ※第二区分事業所のみ

検証主任者等は、「不備あり」又は「不明」となった箇所について、認定申請事業所が検証主任者等の指摘どおりに修正したことを確認したときは、その「不備あり」又は「不明」となった箇所を「適合」とする。

4 検証機関による質問

検証を進めていくうえで、検証機関が本ガイドラインによる基準では判断ができない場合、**埼玉県**が別に定める「検証機関の質問様式」によって、検証機関から**埼玉県**にその判

断を求める質問を行うことができる。その際、検証機関は質問事項に対する判断の案を提示しなければならない。また、埼玉県が判断するための情報を可能な限り入手して添付しなければならない。

検証開始後の当該認定申請事業所に関する質問は、全て検証機関を通して文書（FAX 及びメールを含む。）で行うものとする。なお、埼玉県は、質問に対する回答の信頼性を担保するために、原則として、検証開始後の当該認定申請事業所から直接来た質問に対しては、改めて検証機関から質問するように要請するが、他の認定申請事業所にも共通する質問に回答している場合もあるため、検証機関は必ず埼玉県から検証機関に回答したもので判断する。

第4章 検証結果のとりまとめと報告

1 検証結果の品質管理手続き及び検証結果のとりまとめ

検証機関は、当該案件を担当した検証主任者等の実施した検証が、本ガイドラインに従い、適切な検証が行われているかどうか客観的に評価しなければならない。

そのため、検証機関は、品質管理手続きとして、当該案件を担当していない検証業務部門の検証主任者又は管理・検証制度確保部門による検証結果の確認を実施しなければならない。なお検証精度確保部門による検証結果の確認内容は、次の観点から実施する。また、確認した各項目についての結果を記録し、検証結果報告書の関連資料として保管しなければならない。

(プロセスレビュー)

- ・ 検証機関が定めた手続きに沿って検証が行われ、その全ての手続きが完了しているか。

(テクニカルレビュー)

- ・ 検証意見が適切なものであるか。

検証機関は、上記の品質管理手続きを終了後、検証業務部門又は管理・検証精度確保部門の責任者による承認を経て、検証機関の責任をもって検証意見を確定させなければならない。

2 検証結果報告書・検証結果詳細報告書の作成

検証結果の品質管理レビューにおいて、検証結果が問題ないと判断された場合は、検証結果報告書及び検証結果詳細報告書を作成する。

実地調査を検証担当者が実施した場合は、検証結果詳細報告書「1 検証を担当した人員」にて、その担当者の「責任者」欄に「担当」と記入する。また、検証結果詳細報告書「2 検証留意事項」に、検証担当者が実地調査を実施した日付、調査内容、検証主任者による助言内容等について、記載すること。

検証結果詳細報告書「3 検証結果の品質管理手続きの概要」には、品質管理レビューの概要を記入しなければならない。テーマ・名称は、検証機関が検証の品質を管理するために行った内容等を記入する。

「検証結果報告書」の「5 検証結果」における検証結果の欄には、検証の結果が次の全てを満たす場合には、検証主任者等は、「適合」欄に○を記入しなければならない。

- ・ 「検証チェックリスト」の全ての検証チェック項目の検証結果が「適合」又は「該当なし」である。

一方、上記の要件を満たさないまま検証を終了した場合には、「**埼玉県**と要協議」欄に○を記入すると共に、検証結果詳細報告書の「4 **埼玉県**と要協議の事由」において、「不備

あり」又は「不明」の該当する項目及び当該の検証結果と判断した理由を具体的に記載する。また、**埼玉県**が判断するための情報を可能な限り入手して添付しなければならない。

検証結果報告書「5 検証結果」における検証された排出量、削減量、対策の推進の程度等の欄は、総合得点及び不合格要件の数を記入する。なお、「**埼玉県**と要協議」の場合は、「**埼玉県**と要協議」の内容を修正する前の総合得点及び不合格要件の数を記入する。

3 検証結果報告書等の提出

検証機関は、検証結果の報告として、次の①～④の控えを認定申請事業所に提出する。認定申請事業者は認定基準適合の確認をした後、**埼玉県**に優良大規模事業所認定申請書を提出する。①～④については、検証機関から**埼玉県**に提出するため、その提出時期については、認定申請事業者と調整すること。ただし、令和7年度に限り、次頁のとおり認定申請事業者から**埼玉県**に検証結果報告書を提出してもよい。

なお、提出に際し、必ず各報告書の写しを帳簿に記載の日から起算して7年間保管しなければならない。

- ①「検証結果報告書」(押印なし)
- ②「検証結果詳細報告書」
- ③「検証チェックリスト」
- ④「検証を行った際の調書の原本」

※ 再検証を行った際は、検証の経緯がわかるように検証チェックリストを作成し、添付すること。

検証結果報告書の埼玉県への提出方法

検証結果報告書は以下のとおり**電子メール**により**埼玉県**に提出する。

【宛先】

a3030-18@pref.saitama.lg.jp

【提出に使用するメールアドレス】

検証機関又は検証主任者の登録申請書中に記載したメールアドレス

【メールの件名】

検証結果報告書 (xxxxxx: ○○株式会社○○工場) 優良大規模認定

事業所番号(6桁): 検証先事業所名

【提出資料】

①～④

※ 提出資料はPDFファイル等に変換せず、元の形式(ワード、エクセル)のままとすること。

検証結果報告書の提出後、埼玉県が認定申請事業所及び検証機関に対して、検証結果報告書及び検証結果詳細報告書の内容に関する聴取を行う場合がある。検証機関は埼玉県からの聴取に対応できるよう検証意見を確定させた際の資料（実地調査前検証に対する実地調査時検証の実績を記載した資料、各レビューを実施するための根拠資料、検証チェックリスト以外の根拠資料など）も上記の各書類と併せて保存すること。

また、埼玉県との協議の結果、総合得点を確定させるための代替措置を別途指示する場合があるので、その旨留意すること。

令和7年度に限り可能な提出方法

検証機関は検証結果報告書として、上記①～④を紙面により順番に取りまとめ、認定申請事業所に提出する。

①については、検証機関の代表者印を押印すること。

（認定申請事業者が埼玉県に検証結果報告書を提出する。）

第3部 検証の対象と判断規準

第1章 検証の対象と判断規準

1 検証の対象

検証の対象は、評価書及び調書である。また、評価書及び調書が適正であるかどうかを判断するために、関連する根拠書類並びに、一部の評価項目においては現地確認も検証の対象となる。

評価書及び調書の概要については、優良大規模事業所の認定ガイドライン（第一区分事業所）又は優良大規模事業所の認定ガイドライン（第二区分事業所）の第3部 第1章 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要と作成フローに記す。

2 過去に認定を受け、次期の削減計画期間に継続して認定を受けるために認定申請をする事業所の根拠書類との突合確認の対象

第3削減計画期間に優良大規模事業所として認定された事業所が第4削減計画期間に継続して認定を受けるために行う認定申請においては、次の条件を同時に満たす評価項目に係る根拠書類との突合確認を省略できる。

- ・ 表 3.1 に示す評価項目であること。
- ・ 第3削減計画期間に提出し、埼玉県に認定を受けた評価書及び調書（以下「第3期評価書・調書」という。）と第4削減計画期間の認定申請における評価書と調書（以下「第4期評価書・調書」という。）を比較し、評価点に変更されていない評価項目であること。

この事業所の検証において、検証主任者等は、検証前の事前確認において埼玉県に連絡することで、認定申請事業所の同意がある場合、埼玉県から第3期評価書・調書を受領することができ、第3期評価書・調書と第4期評価書・調書を比較することができる。

検証機関は、表 3.1 に記載のある各評価項目の評価点の欄を比較し、変更されている評価項目を対象として、根拠書類との突合確認等を行う。この場合、評価点に変更がなく、根拠書類との突合確認等を行わなかった評価項目は、検証チェックリストの適合の欄で「○」の印を選択し、不備あり又は不明等の判断理由の欄に“評価点に変化無し”と記入する。

なお、上述の条件に該当する評価項目であっても、検証機関が事業所の状況を確認し、必要に応じて根拠書類との突合確認の対象とすることができる。

表 3.1 一定の条件を満たした場合、根拠書類との突合確認が省略可能な評価項目

評価項目の区分	評価項目 No.	
	第一区分事業所	第二区分事業
I 一般管理事項	I 1.3～I 3.2 I 3.4～I 3.7 I 4.8	I 1.3、I 1.5 I 2.1～I 3.2 I 3.4、I 3.6 I 4.8
II 性能に関する事項	II 1.1～II 3f.9	II 1a.1～II 4.2 II 5a.1～II 5j.1 (生産・プラント・特殊設備) II 5a.1～II 5e.2 (上水道施設) II 5a.1～II 5d.4 (下水道施設) II 5a.1～II 5c.5 (廃棄物処理施設)

第2章 検証の判断基準

1 検証の判断基準

検証の判断基準については、優良大規模事業所の認定ガイドライン（第一区分事業所）又は優良大規模事業所の認定ガイドライン（第二区分事業所）の第3部 第2章 地球温暖化対策推進状況評価書等の作成方法及び第3部 第3章 各評価項目の解説による。

(宛先)
埼玉県知事

年 月 日

住 所

法 人 名

代表者名

検証結果報告書

1 検証の対象

検 証 対 象 の 種 類			
検 証 先 事 業 所	名 称		
	所 在 地		
	事業所番号		

2 検証の対象年度

検 証 の 対 象 年 度	年度
---------------	----

3 検証を実施した登録検証機関

登 録 区 分				
登 録 番 号		登 録 年 月 日	年	月 日
営 業 所 の 名 称				
営 業 所 の 所 在 地				
検 証 主 任 者	部 署 名			
	氏 名			
	登 録 番 号		登 録 年 月 日	年 月 日
	連 絡 先	電 話 番 号		
		電 子 メール ア ド レ ス		

4 利害相反の回避

検証先事業所が登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者の設置している事業所でないことその他の利害相反の回避の確認	☐ 確認済み
---	-------------------------------

5 検証結果

検 証 結 果	適 合	埼玉県と要協議

検証された排出量、削減量、対策の推進の程度等	
------------------------	--

備考 検証の担当者、検証結果の理由その他検証に係る事項については、知事が別に定める検証業務の実施方法に係る指針に定めるところにより、当該事項を記載した書類を添付すること。

認定申請事業所名称	
事業所番号	
検証の対象年度	

検証結果詳細報告書

1 検証を担当した人員

	責任者	氏名	区分	登録番号
1				
2				
3				
4				
5				

(注)「責任者」欄には、この案件を担当した人員の中で、代表して責任を負う検証主任者1名に○を記入すること。
また、実地調査を検証担当者が実施した場合、その担当者の「責任者」欄に、「担当」と記入すること。

2 検証留意事項

	検証留意事項
1	
2	
3	
4	
5	

3 検証結果の品質管理手順の概要

実施日	実施者	テーマ・名称	結果の概要

(注) 欄が足りない場合は、用紙を追加して記入すること。

第1号様式その2

認定申請事業所名称	
事業所番号	
検証の対象年度	

4 埼玉県と要協議事由

様式名 及びNo.	項目	不備あり	不明	「不備あり」「不明」の理由

(注) 欄が足りない場合は、用紙を追加して記入すること。

優良大規模事業所の検証チェックリスト
(第一区分事業所)

(第四削減計画期間版)

認定申請 事業所名称	
事業所番号	
検証の 対象年度	年度

作成日	
実地調査日	

検証機関名	
登録番号	
検証主任者 氏名	
登録番号	
所属	
連絡先	
e-mail	

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その2

検証前の事前確認事項

No.	項 目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
1	記入漏れ	☐ 評価書及び調書に明らかな記入漏れが無い。 ☐ 事業所の評価対象範囲(特に、事務室、店舗等)の評価漏れがない。		－	－	－	－
2	評価ツールのバージョン	☐ 評価書及び調書が、申請年度のバージョンの評価ツール(複数管理者用を含む)を用いて、作成されている。		－	－	－	－
3	評価対象からの除外 (※評価対象から除外している場合に限る。)	☐ 基準排出量の計算において除外された小規模原単位排出源が、評価対象外となっているか。 ☐ 建物を複数持ち一部を評価対象から除外している場合、認定申請事業所の棟数が5棟以上、かつ延床面積の合計が10万㎡以上で、延床面積が2,000㎡未満の建物(変電所やエネルギーセンターなどのエネルギー供給施設を除く。)に限り、当該事業所全体のエネルギー消費量の20%未満の範囲内となっているか。	☐ 基準排出量に係る通知文書 ☐ 建築確認申請書、計画通知書 ☐ 固定資産台帳 ☐ 竣工図 ☐ 前年度の建物別エネルギー消費データ ☐ その他()	－	－	－	－
4	評価ツール(複数管理者用)の使用条件 (※評価ツール(複数管理者用)を使用している場合に限る。)	☐ 複数のエネルギー管理責任者が存在し、評価項目の取組状況の一括した把握が難しい状況であるか。 ☐ エネルギー管理責任者ごとのエネルギー管理区分の範囲が明確に区分されているか。 ☐ エネルギー管理責任者ごとのエネルギー使用量が明確に区分され、それぞれの前年度実績が根拠書類で確認できるか。 ☐ 複数のエネルギー管理区分で、熱源・熱搬送設備又は給排水設備を共有していないか。	☐ 基準排出量に係る通知文書 ☐ 計測・計量計画図 ☐ その他()	－	－	－	－

実地調査前の確認事項

No.	項 目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
1	調書の整合性	☐ 用途別床面積と空調・照明等の設備機器の系統名又は室名との関連が整合しているか。 熱源機器・冷却塔・空調用ポンプ、空調機・ファン等のシステム上の関連が ☐ 使用用途・評価項目の対象室と空調機等の機器名称にある系統名との関連が整合しているか。 ☐ 調書のセルの色が赤色に変わっているところがないか。あるいは、赤色に変わっていても整合性に問題ないと判断できるか。		－	－	－	－
2	検証項目の整理	☐ 評価点が0点で、検証を必要としない評価項目を「適合」としたか。		－	－	－	－
3	サンプリング数	☐ 各評価項目の得点を参照し、サンプリング数を記入したか。		－	－	－	－

実地調査後の確認事項

No.	項 目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
1	評価書及び調書の修正	☐ 検証機関自ら、最初に認定申請事業所から提出された評価書及び調書に対して、指摘どおりに修正したか。		－	－	－	－
2	突合確認	☐ 認定申請事業所が検証機関に再提出したものと、検証機関自ら修正したもので、評価書の総合得点と不合格の要件の数が一致しているか。		－	－	－	－

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その3

実地調査時の確認事項

No.	項 目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
1	登録証、修了証の提示	☐ 検証主任者は検証主任者登録証を、検証担当者は検証主任者等講習会の修了証(登録証及び修了証は、共に検証対象となる登録区分のもので、有効期間内であるものに限る。)を事業者に提示したか。		－	－	－	－
2	検証の説明	☐ 申請年度の認定基準及び認定申請ガイドラインに基づき、評価書を検証することを、事業所に説明したか。 ☐ I 一般管理事項のうち3.1～3.2、3.4～3.7及び4.8 の評価項目、II 建物及び設備性能に関する事項、IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項のうち1.1～1.3及び4.1～4.3 及びV 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項のうち1.1～1.2、2.1～3.4 の評価項目に関しては申請の前年度末時点の状況で評価されていることが検証対象であることを、事業所に説明したか。 ☐ I 一般管理事項(3.1～3.2、3.4～3.7 及び4.8 の評価項目を除く。)、III 事業所及び設備の運用に関する事項、IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項のうち2.1～3.2 及びV 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項のうち1.3～1.6 の評価項目については申請の前年度の年間を通した継続的な実績で評価されていることが検証対象であることを、事業所に説明したか。 ☐ 実地調査の体制、流れ、スケジュール等について、事業所に説明したか。		－	－	－	－
3	実地調査を検証担当者が実施する場合	☐ 検証担当者が実地調査を実施する際、実地調査開始前に検証主任者が検証担当者に調査内容を指示したか。 ☐ 上記の打合せ等の様子を写真等に記録したか。 ☐ 調査時に監督及び助言を行う体制を確保したか。		－	－	－	－

認定ガイドライン 第1号様式その2、その17関連

No.	項 目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
1	評価・検証の概要	認定申請	☐ 認定申請年度が西暦で記入されているか。				
2		評価日	☐ 評価日が西暦で記入されているか。				
3		評価者	☐ 評価に対する責任者の会社名等、所属、氏名が記入されているか。				
4	事業所の概要	評価No.	☐ 評価ツール(複数管理者用)を使用している場合、エネルギー管理区分ごとに評価No.の欄に番号がそれぞれ割り振られているか。				
5		主たる用途	☐ 事務所を主体とする賃貸ビルはテナントビルが選択されているか。 ☐ 商業施設を主体とする賃貸ビルは商業施設が選択されているか。 ☐ テナントビルで建物の全てのテナントが取引制度の対象となっている場合、事務所が選択されているか。 ☐ 認定申請事業所全体の主たる用途が選択され、評価ツール(複数管理者用)を使用している場合は同一の用途が選択されているか。	☐ 建築確認申請書、計画通知書 ☐ パンフレット等 ☐ その他()			
6		棟数	☐ 認定申請事業所全体の建築基準法に基づく棟数又は地上部分の主要な建物の棟数のいずれかが概ね正しく記入されているか。 ☐ 熱供給施設の場合、空欄となっているか。	☐ 建築確認申請書、計画通知書 ☐ その他()			
7		延床面積又は事業所の床面積	☐ 大規模事業所の事業所範囲と適合しているか。 ☐ 熱供給施設の場合、供給対象延床面積が正しく記入されているか。 ☐ 建物内に熱供給施設又は電気事業用の発電所がある場合、延床面積からその部分の床面積を除いた床面積が記入されているか。 ☐ 評価ツール(複数管理者用)を使用している場合、エネルギー管理責任者ごとの評価は、評価対象部分の床面積が記入され、認定申請事業所全体の評価は、概ね正しく記載されているか。	☐ 基準排出量に係る通知文書 ☐ 建築確認申請書、計画通知書 ☐ その他()			
8		竣工年月(西暦)	☐ 認定申請事業所内に竣工年月が異なる複数の建物がある場合、最も古い建物及び最も新しい建物の竣工年月の欄がそれぞれ記入され、最も新しい建物の竣工年月は、新しい順からの延床面積の累積値が、事業所全体の延床面積の50%以上になる建物の竣工年月が記入されているか。 ☐ 竣工年月の異なる建物がない場合、最も古い建物及び最も新しい建物の竣工年月の欄に、同じ竣工年月がそれぞれ記入されているか。 ☐ 熱供給施設の場合、最も古い建物及び最も新しい建物の竣工年月の欄に、供給開始年月がそれぞれ記入されているか。 ☐ 延べ床面積の合計値が認定申請事業所全体の延床面積の6%に満たない場合、事業所内にある古い建物を評価から除外する場合が含まれていない	☐ 竣工図 ☐ その他()			

認定ガイドライン 第1号様式その2、その17関連

No.	項 目		検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
9	事業所の概要	基準排出量	☐ 基準排出量等の協議結果と同一のものが記入されているか。	☐ 基準排出量に係る通知文書					
10		基準一次エネルギー消費量	☐ 基準排出量が過去の排出量の平均値である場合で、目標設定ガス排出量算定報告書に記載されている年度分の一次エネルギー消費量の平均値を使用する場合、その値が正しく計算され、記入されているか。 ☐ 認定基準 別表第7に規定される基準一次エネルギー原単位に、用途別の延床面積を乗じて合計した値を使用する場合、その値が正しく計算され、記入されているか。 ☐ 上記の2種類の方法で算出できない場合、認定申請前年度の年間の一次エネルギー消費量をCO ₂ 排出量で除して算出した係数(GJ/t-CO ₂)を基準排出量に乗じて算出した値が正しく計算され、記入されているか。	☐ 基準一次エネルギー消費量の計算書類					
11	事業所の概要	前年度一次エネルギー消費量実績、前年度CO2排出量実績	☐ 地球温暖化対策計画等から概ね正しく転記されているか。 ☐ 評価ツール(複数管理者用)を使用している場合、エネルギー管理責任者ごとの評価は、評価対象部分の実績が記入され、認定申請事業所全体の評価は、地球温暖化対策計画等から正しく転記されているか。	☐ 地球温暖化対策計画等 ☐ その他()					
12	用途別床面積・用途別エネルギー消費比率	床面積	☐ 前年度末時点の各用途の共用部分を含んだ建築基準法に基づく面積が記入され、複合用途の場合、全体共用面積を、駐車場を除いた各用途の面積比で案分したものを、駐車場を除いた各用途の面積に加えた面積が記入され、根拠書類と整合しているか。 ☐ 床面積の合計の欄の数値が、延床面積又は事業所の床面積の欄の数値と等しくなっているか。 ☐ 宿泊施設、教育施設、医療施設等に付属する事務室部分は、それぞれの用途に含めた合計床面積が記入されているか。 ☐ 建物内に熱供給施設があり、別事業所となっている場合、その部分の床面積が除かれているか。 ☐ 厨房がある場合、商業施設(飲食)の欄に客席及び厨房の合計床面積が記入されているか。 ☐ テナントビルのテナント部分又は自社ビル内の一部に情報通信施設(サーバーラックや電算機等を設置してある100㎡以上の室、又は複数の室を合計して100㎡以上になるとき)がある場合、情報通信施設の欄に情報通信施設の合計床面積が記入されているか。 ☐ 駐車場(建築基準法に基づく床面積がある場合に限る。)がある場合、駐車場の欄に駐車場の合計床面積が記入されているか。 ☐ 評価ツール(複数管理者用)を使用している場合、エネルギー管理責任者ごとの評価は、評価対象部分の床面積が記入されているか。 ☐ 評価ツール(複数管理者用)を使用している場合、認定申請事業所全体の評価は、エネルギー管理責任者ごとに割り振った番号が評価No.の欄で選択され、評価対象部分の床面積が記入されているか。同一用途がある場合、用途名の欄に用途が追加され、評価No.の欄に番号が選択されているか。	☐ 建築確認申請書、計画通知書 ☐ 用途別面積表 ☐ その他()					
13		一次エネルギー消費量実績	☐ 評価ツール(複数管理者用)を使用して、認定申請事業所全体の集計を行う場合、第1号様式その17の一次エネルギー消費量実績の欄に数値が記入され、根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価ツール(複数管理者用)を使用する場合で、エネルギー管理区分ごとの用途別一次エネルギー消費量実績が不明なときは、エネルギー管理区分ごとの一次エネルギー消費量実績を、エネルギー管理区分ごとに作成している評価書の用途別エネルギー消費比率で案分して推計されているか。	☐ 運転実績データ ☐ その他()					
14	エネルギー消費先比率		☐ 標準比率で評価する場合、採用値の欄の数値が標準比率の欄の数値と一致しているか。 ☐ 実測値又は推計値を用いて評価する場合、一次エネルギー実測値の欄に実測値を記入され、根拠書類と整合しているか。 ☐ 実測値又は推計値を用いて評価する場合、一次エネルギー実測値の合計比率が90%以上になっているか。 ☐ 実測値又は推計値を用いて評価する場合、採用値の欄に、残りの不明部分の推計値分を加算した数値が記入され、根拠書類と整合しているか。	☐ 運転実績データ ☐ その他()					

認定ガイドライン 第1号様式その18からその22関連 ※ 評価ツール(複数管理者用)を使用している場合に限る。

No.	項 目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
1	エネルギー管理責任者ごとの評価結果	☐ 評価ツール(複数管理者用)を使用している場合、評価ツール(複数管理者用)の複数管理者用評価結果シートの評価No.ごとの評価分類、不合格の要件、得点及び最高得点が漏れなく記入され、評価分類、不合格の要件及び得点が全て正しく転記されているか。	☐ エネルギー管理責任者ごとの評価書第1号様式その3からその6				
2	エネルギー管理責任者ごとの評価書の整合性	☐ 評価ツール(複数管理者用)を使用している場合、全ての評価書において、最も古い建物の竣工年度及び最も新しい建物の竣工年度、最も古い機器の設置年度及び最も新しい機器の設置年度が、事業所全体を対象とした同一の数値が記入され、評価分類も同一のものが記入されているか。					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その5

認定ガイドライン 第2号様式その1からその3関連									
No.	分 類	検証チェック項目	検証結果						
			根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
1	熱源機器	☐ 予備機を含む全ての冷温熱源機器(事務所テナント所有分及び排熱ボイラーを除く。)の設置年度、機器記号、熱源機種、熱源容量及び台数が漏れなく記入され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ コージェネレーション等に用いる排熱ボイラー、排ガス排水水投入型吸収冷温水器(温熱源)及び給湯用の空気熱源ヒートポンプユニットが評価対象に含まれていないか。 ☐ 熱源機種の選択が、認定ガイドラインの判断基準に適合しているか。 ☐ 地域冷暖房を受入れている場合、熱源機種は地域冷暖房受入が選択され、熱源容量は、契約容量又は受入熱交換器の交換熱量が記入されているか。 ☐ 熱源容量が、設計条件又はJIS基準による温度条件時の定格の冷凍能力又は加熱能力となっているか。また、単位換算表を用いて指定の単位に換算されているか。 ☐ 蓄熱システムの最大供給能力が放熱用熱交換器の交換熱量又は放熱ポンプの流量と設計温度差から算出した熱量で決まっている場合、熱交換器又は放熱ポンプの仕様が記入され、最大供給能力対象の欄で○印が選択されているか。 ☐ 最大供給能力対象が選択され、根拠書類と整合しているか。 ☐ 最大供給能力に関係の無い熱交換器が記入されていないか。 ☐ 燃料の定格エネルギー消費量は高位発熱量によるものとし、エネルギー種別がガスの場合の定格エネルギー消費量は、納入時の高位発熱量でガス消費量を熱量に換算したものとなっているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						
2	冷却塔	☐ 予備機を含む全ての冷却塔(ヒーティングタワーも含む。)の設置年度、機器記号、機器名称、冷却能力、電動機出力(凍結防止用ポンプを除く。)及び台数が漏れなく記入され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ 水熱源パッケージ形空調機用の冷却塔がある場合、該当機器に○印が選択されているか。 ☐ ファン単体の電動機出力が11kW以上のものがある場合、○印が選択されているか。 ☐ 密閉式冷却塔がある場合、散水ポンプの電動機出力が、記入されているか。 ☐ 冷凍機と水熱源パッケージ形空調機で冷却塔を兼用している場合、それぞれの冷却能力で冷却塔の冷却能力、電動機出力を案分し、行を分けて記入されているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						
3	空調用ポンプ	☐ 予備機を含む全ての空調用ポンプの設置年度、機器記号、機器名称、電動機出力及び台数が漏れなく記入され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ ブラインポンプ、放熱ポンプなど熱媒を循環するポンプ、ボイラー給水ポンプ、真空ポンプ、還水ポンプなども含まれ、正しく種別が選択されているか。 ☐ 熱源群又は地域冷暖房受入施設から空調機などの二次側機器に熱を搬送するためのポンプが空調2次ポンプになっているか。 ☐ 熱供給施設の場合、熱源機器の補機及び熱交換器回り以外のポンプで、主に熱供給施設から需要家に熱を搬送するためのポンプが空調2次ポンプとなっているか。 ☐ 熱供給施設で給水ポンプがある場合、空調用ポンプに含めて評価されているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その6

認定ガイドライン 第2号様式その4からその6関連									
No.	分 類	検証チェック項目	検証結果						
			根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
4	空調機	☐ 予備機を含む全てのユニット形空調機、コンパクト形空調機、システム形空調機、全熱交換器、ファンコイルユニット、コイルユニット及び放射冷暖房空調機器の設置年度、機器記号、機器名称、送風量、外気導入力、冷却能力、加熱能力、ファン電動機出力及び台数が漏れなく記入され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ 外気導入力に、外気冷房時の外気量、CO2濃度制御時の外気量ではなく、設計外気量が記入されているか。 ☐ 全熱交換器及びファンコイルユニットの記入漏れがないか。 ☐ レタンファン又は排気ファンがある場合、その電動機出力も含まれているか。 ☐ 放射冷暖房空調システムがある場合、設置年度、機器名称、冷却能力、加熱能力、台数が記入され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ 認定申請事業所に排熱を利用したデンカント空調機がある場合、仕様が異なるデンカント空調機ごとに2行に分けて記入され、1行目は、通常の空調機と同様に設置年度、機器記号、機器名称、送風量、外気導入力、冷却能力、加熱能力、ファン電動機出力及び台数が、2行目は、機器名称と台数及び冷却能力の欄には再生用加熱器の加熱能力を記入する。 ☐ 使用用途に、該当するものが全て選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ 通年24時間空調部分に、不定期に24時間空調する場合が含まれていないか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						
5	パッケージ形空調機	☐ 予備機を含む全ての空気熱源パッケージ形空調機、ガスエンジンヒートポンプ式空調機、水熱源パッケージ形空調機の屋外機、熱源機又は室内機(圧縮機のあるものに限る。)の設置年度、機器記号、機器名称、冷房能力、暖房能力、外気導入力及び台数が漏れなく記入され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ 冷房能力、暖房能力は、屋外機又は熱源機のJIS基準の温度条件による定格値となっているか。また、単位換算表を用いて指定の単位に換算されているか。 ☐ 外気導入量は、同一系統にある室内機の外気導入量を合計した数値となっているか。 ☐ 室内機が記入されていないか。 ☐ 種別及び使用用途に、該当するものが全て選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その7

認定ガイドライン 第2号様式その7からその12関連

No.	分 類	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	サンプリング 数	適合	不備 あり	不明	該当 なし
6	ファン	☐ 空調機に設置されているもの又は排煙機を除く、予備機を含む全ての給排気ファンの設置年度、機器記号、機器名称、送風量、電動機出力及び台数が漏れなく記入され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ 使用用途に、該当するものが全て選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ 同一系統のファンにより異なる室が換気されている場合であって、室により取組の状況が異なるときは、ファンの送風量、電動機出力、台数を各室への外気導入量によって按分し、それぞれの室に分けて記入されているか。 ☐ ファンと空調機が直列に繋がっているようなシステムの場合、空調用外気導入量が重複しないように、どちらかの機器側のみで計上されているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
7	照明器具-標準入力	☐ 主たる室用途と消費電力算出の判断基準の表(以下「主たる室用途の表」という。)に掲げられている室に設置されている照明器具の器具番号、室名称等、床面積が漏れなく記入され、主たる室用途は選択肢の中から該当するものが選択されているか。 ☐ 主たる室用途の表の内容に準じて作成されているか。 ☐ 主たる室用途は、その室用途が認定申請事業所に無い場合を除いて、漏れの無いように必ず記入されているか。 ☐ 1つの室又は主たる室用途の中に、照明器具種類又はランプ種類が複数ある場合、室ごと及び照明器具の種類ごとに行を分けて作成されているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
8	変圧器	☐ 特別高圧及び高圧の変圧器(スコット変圧器を除く。)の設置年度、盤名称、用途、相、電圧、定格容量及び台数が漏れなく記入又は選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ 一次側電圧が600Vを超え、7000V以下の場合、「600Vを超え7,000V以下」の欄に「○」の印が選択されているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
9	給水ポンプ	☐ 全ての加圧給水ポンプユニット及び揚水ポンプの設置年度、機器記号、機器名称、種別、電動機出力及び台数が漏れなく記入又は選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ 上水、雑用水、中水、冷却塔補給水、加湿補給水、井水などのポンプが対象となっているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
10	昇降機	☐ 全てのエレベーター及びエスカレーターの種別、号機名、電動機出力(照明及び制御用電源を除く。)及び台数が漏れなく記入又は選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ エレベーターバンク1箇所にエレベーターが複数台設置してある場合、同一エレベーターバンク内における同一性能のエレベーターは1行にまとめて記入されているか。 ☐ エレベーターバンク1箇所にエレベーターが複数台設置してある場合、該当するものが全て選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
11	冷凍・冷蔵設備	☐ 床面積が1.6㎡以上の全ての冷凍・冷蔵設備の室名称、機器記号、機器名称、圧縮機電動機出力及び台数が漏れなく記入又は選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					

認定ガイドライン 第1号様式その8関連

I. 一般管理事項

1. エネルギー管理体制の整備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
I.1.1	CO ₂ 削減推進会議の設置及び開催	—	☐ 申請前年度に開催されたCO ₂ 削減推進会議、大規模テナント連絡会議及びテナント説明会の担当者名簿、議事録及び配布資料が作成されているか。 ☐ CO ₂ 削減推進会議に、地球温暖化対策推進者等が出席しているか。 ☐ CO ₂ 削減推進会議、大規模テナント連絡会議及びテナント説明の議題が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 欠席したテナントがある場合は、そのテナントに会議における配布資料や議事録が配布されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、大規模テナントが無いこと、テナントが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ CO ₂ 削減推進会議、大規模テナント連絡会議及びテナント説明会の担当者名簿 ☐ CO ₂ 削減推進会議、大規模テナント連絡会議及びテナント説明会の議事録(出席者名簿を含む) ☐ CO ₂ 削減推進会議、大規模テナント連絡会議及びテナント説明会の配布資料	—				
I.1.2	PDCA管理サイクルの実施体制の整備	—	☐ CO ₂ 削減対策の実施に関連したPDCA管理サイクルがルール化されており、その実施体制の組織図が作成されているか。 ☐ PDCA管理サイクルに従って実施したCO ₂ 削減対策の項目と実施内容が一覧表で整備され、全ての事項について、その事実が確認できる資料が保管されているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ PDCA管理サイクルの実施体制の組織図 ☐ CO ₂ 削減対策の項目と実施内容の一覧表 ☐ 計画書 ☐ 報告書 ☐ 管理運用マニュアル ☐ その他()	—				
I.1.3	環境認証の取得	—	☐ 認証を示す取得証明書等が保管されているか。 ☐ 自己評価でなく、認定機関からの認証を受けたものであることが確認できるか。	☐ 認証証明書等 ☐ その他()	—				

2. 図面、管理標準等の整備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
I.2.1	図面・改修履歴等の整備	—	☐ 建築、空調設備、給排水衛生設備、電気設備、昇降機設備、その他設備の竣工図、主要な設備の機器完成図及びエネルギー消費設備に関わる改修履歴がわかる図面(過去にエネルギー消費設備に関わる改修を行っている場合に限る。)が、図書又は電子データとして整備及び保管されているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図の図書又は電子データ ☐ 機器完成図及び改修履歴のわかる図面の図書又は電子データ	—				
I.2.2	設備台帳等の整備	—	☐ 設備台帳が電子データで保管されているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ システム概要書 ☐ 現地確認(全数)	—				
I.2.3	管理標準等の整備	—	☐ 省エネ法の事業者の判断基準に基づいた管理標準及び設備機器の運転操作マニュアルが整備されているか。 ☐ 管理標準及び設備機器の運転操作マニュアル通りに設備が運用されているか。	☐ 管理標準及び設備機器の運転操作マニュアル	—				

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その9

認定ガイドライン 第1号様式その8関連

3. 主要設備等に関する計測・計量及び記録

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
I.3.1	ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)等の導入	—	☐ ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)等の機能(基本BEMS機能、拡張機能)が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 熱源・熱搬送設備、空調・換気設備、受変電設備等の主要な設備に関わる計測・計量データの日報、月報及び年報が、電子データで作成されていることを、現地で確認できるか。 ☐ BEMSのエネルギー消費分析及び管理機能を、現地で確認できるか。	☐ 中央監視設備図 ☐ 機器完成図 ☐ その他() ☐ 現地確認(全数)	—					
I.3.2	電力負荷状況・発電状況等の把握に必要な計測・計量設備の導入	—	☐ 電力負荷状況、発電状況並びに各変圧器の需要率、負荷率及び不等率の把握に必要な計測・計量設備を設置している特別高圧及び高圧の変圧器全台数(スコット変圧器を除く。)に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 電流計及び電圧計の記録から変圧器の需要率、負荷率及び不等率を算出している場合、その算出結果を根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 受変電設備図 ☐ 機器完成図 ☐ 需要率・負荷率・不等率計算書 ☐ その他()	—					
I.3.3	エネルギー消費先別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	—	☐ エネルギー消費先区分の細目の特定ができる計測・計量設備に関する計測・計画図が作成され、対象となるメーターが特定できるか。 ☐ 計測・計量設備が階層になっている場合は(メーターが他のメーターの内数となっている場合)、各細目の最も上流側(供給端側)のもののみが対象となっているか。 ☐ 複数のエネルギー消費先区分の細目にまたがっている計測・計量設備及びその他のエネルギー消費先の店舗動力が、判断基準と整合しているか。 ☐ 電力量、燃料消費量及び熱量(地域冷暖房)の一次エネルギー消費量が、“地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー使用量及びエネルギー起源CO ₂ 排出量算定ガイドライン”に記載されている“県内の都市ガス事業者の単位発熱量”や“電気及び熱の一次エネルギー換算係数”に基づき算定されているか。 ☐ コージェネレーション設備から発生する排熱を利用し、その熱量を計測・計量している場合は、熱源本体の一次エネルギー実測値に加算されているか。 ☐ メインシートのエネルギー消費先比率の一次エネルギー実測値の数値が、根拠書類と整合しているか。	☐ エネルギー消費先区分の細目の特定ができる計測・計量設備に関する計測・計量計画図 ☐ 動力盤負荷表 ☐ 中央監視ポイント表 ☐ 前年度のエネルギー消費データ ☐ その他()	—					
I.3.4	系統別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	—	☐ 系統別の電力量及び熱量(冷水、温水、蒸気に限る。)の特定ができる計測・計量設備に関する計測・計画図が作成され、対象となるメーターが特定できるか。 ☐ 動力盤、分電盤1面に対して、電力量計が複数設置されている場合は、計測・計量設備を1個として全体の割合が算出されているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 空調設備が全てパッケージ形空調機の場合、又は熱供給施設の場合、電力量のみを評価対象としているか。	☐ 系統別の電力量及び熱量の特定ができる計測・計量設備に関する計測・計量計画図 ☐ 動力盤・分電盤負荷表 ☐ 計装図 ☐ 中央監視ポイント表 ☐ その他()	—					
I.3.5	エネルギー供給設備の分析に必要な計測・計量設備の導入	—	☐ エネルギー供給設備の分析に必要な計測・計量設備に関する計測・計画図が作成され、対象となるメーターが特定できるか。 ☐ 前年度の運転効率等をまとめた書類が作成されているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ エネルギー供給設備の分析に必要な計測・計量設備に関する計測・計量計画図 ☐ 前年度のエネルギー供給設備の運転効率等をまとめた書類 ☐ その他()	—					
I.3.6	代表階又は代表エリアの使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	—	☐ 代表階又は代表エリアの電力量(空調動力を含む。)、熱量及び温度の特定ができる計測・計量設備に関する計測・計画図が作成され、対象となるメーターが特定できるか。 ☐ 電力量(空調動力を含む。)、熱量及び温度の全てが計測・計量されているか。 ☐ 代表階又は代表エリアに対する基準階数又は対象エリアが設定され、その割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 代表階又は代表エリアの使用量の特定ができる計測・計量設備に関する計測・計量計画図 ☐ 動力盤・分電盤負荷表 ☐ 計装図 ☐ 中央監視ポイント表 ☐ その他()	—					
I.3.7	空調の使用量に応じた課金体系の導入	—	☐ テナント空調料金の課金方法が、使用量に応じた課金体系になっていることを根拠書類で確認できるか。 ☐ 使用量に応じた課金体系が、判断基準と整合しているか。 ☐ 残業空調料金のみを使用量に応じた課金体系が導入されている場合、又は空調運転時間による課金体系の場合が含まれていないか。	☐ 賃貸借契約書 ☐ パンフレット ☐ その他()	—					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その10

認定ガイドライン 第1号様式その8関連

4. エネルギー消費量・CO₂排出量の管理

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
I 4.1	エネルギー消費特性の把握、エネルギー消費原単位の算出及び管理	—	☐ BEMS等のデータにより、電力、燃料及び熱量に関するエネルギー消費特性を把握し、エネルギー消費原単位の算出及び管理が複数年度に渡り継続して実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ エネルギー消費特性に関する資料 ☐ その他()	—					
I 4.2	CO ₂ 排出量の管理	—	☐ CO ₂ 排出量及び原単位の算出・報告のルール・プロセス、実績を示す書類が作成されているか。 ☐ CO ₂ 排出量及び原単位の管理の頻度が、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 算定・報告のルール・プロセス、実績を示す書類 ☐ その他()	—					
I 4.3	CO ₂ 削減目標の設定、CO ₂ 削減対策計画の立案及び実績の集約・評価の実施	—	☐ 2029年度までの年度ごとのCO ₂ 削減に対して、目標の設定、CO ₂ 削減対策項目ごとの具体的な計画の立案及び実績の集約・評価が実施されていることを根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ CO ₂ 削減目標値、達成期間、投資額をまとめた書類 ☐ 推進工程表 ☐ CO ₂ 削減対策の実績及び評価結果に関する報告書 ☐ その他()	—					
I 4.4	CO ₂ 削減対策の啓発活動の実施	—	☐ CO ₂ 削減対策に関する啓発活動で、空調の停止及び時間短縮、照明の消灯及び時間短縮、待機電力の削減、パソコン電源設定、ブラインドの効率運用、冷凍冷蔵庫及びショーケースの運用が、全て実施されていることを根拠書類で確認できるか。	☐ 啓発活動に係る資料(ポスター等) ☐ その他()	—					
I 4.5	エネルギー供給設備等の運転解析の実施	—	☐ 熱源・熱搬送設備、コージェネレーション設備の全てで運転解析が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、熱源・熱搬送設備、コージェネレーション設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ エネルギー供給設備の運転解析に関する検証結果報告書 ☐ その他()	—					
I 4.6	改善策の立案・実施及び効果検証の実施	—	☐ BEMS等のデータの活用等により、問題点を抽出し、優先的に改善すべき課題の決定、具体的な対策・計画及びチューニングなどの改善策の立案と実施、その効果の検証が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 改善策の立案と実施に関する報告書 ☐ 改善策に関するCO ₂ 削減効果の検証結果報告書 ☐ その他()	—					
I 4.7	コミッションング(性能検証)の実施	—	☐ 新築、増築又は改修時の竣工後、運用段階のコミッションング(性能検証)が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 熱源・熱搬送設備又は空調設備のいずれかの全面改修を行った場合は、その設備の運用段階のコミッションングが実施されているか。	☐ コミッションング(性能検証)報告書 ☐ その他()	—					
I 4.8	利用者等への環境・エネルギー情報提供システムの導入	—	☐ 利用者等に環境・エネルギー情報を提供する見える化のシステムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ メール又は書類により情報を提供している場合、又は環境報告書など企業の環境への取組の紹介のみの場合が評価されていないか。 ☐ 利用者等への環境・エネルギー情報提供システムが導入されていることを、現地で確認できるか。	☐ 環境・エネルギー情報提供システムに関する資料 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—					

5. 保守・点検の管理

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
I.5.1	保守・点検計画の策定及び実施	—	☐ 保守・点検計画の項目及び頻度、実施の確認ができる保守・点検計画書が作成されているか。 ☐ 保守・点検計画書に、6つの保守・点検項目の漏れがないか。 ☐ 保守・点検計画書に基づいた保守・点検の実施記録(保守・点検報告書、点検記録表)を確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 保守・点検計画書 ☐ 管理標準 ☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その12

認定ガイドライン 第1号様式その9関連

Ⅱ. 建物及び設備性能に関する事項

1. 自然エネルギーの利用

No.	評 価 項 目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅱ.1.1	自然採光を利用したシステムの導入	—	☐ 自然採光を利用したシステムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 主たる室用途の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 自然採光を利用したシステムが導入されていることを、現地で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 現地写真 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—					
Ⅱ.1.2	自然通風を利用したシステムの導入	—	☐ 自然通風を利用したシステムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 主たる室用途の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 自然通風を利用したシステムが導入されていることを、現地で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 自然換気装置製作図 ☐ 現地写真 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—					
Ⅱ.1.4	未利用エネルギーシステムの導入	—	☐ 未利用エネルギーシステムのシステム名称、エネルギー利用形態、発電容量又は熱利用容量、年間発電量又は年間省エネルギー量実績が漏れなく記入され、根拠書類と整合しているか。 ☐ 単位換算表を用いて指定の単位に換算されているか。 ☐ 未利用エネルギーシステムが導入されていることを、現地で確認できるか。	☐ システム図 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ 運転実績データ ☐ その他() ☐ 現地確認()	—					
Ⅱ.1.5	年間を通して安定した地中温度を利用したシステムの導入	—	☐ クールトレンチ、ヒートトレンチその他の年間を通して安定した地中温度の利用のための措置が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 地中熱利用ヒートポンプ又は井水熱利用の場合で評価されていないか。	☐ システム図 ☐ 竣工図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					

2. 建物外皮の省エネルギー性能

No.	評 価 項 目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅱ.2.1	高性能な建物外皮の導入	—	☐ 省エネルギー計画書に、所管行政庁の受領印、公的機関の認証、又は計算根拠書類があることを確認できるか。 ☐ 年間熱負荷係数PAL * 又はBPI _m 、PAL欄の数値及び選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 年間熱負荷係数PAL * 又はBPI _m 、PALが不明な場合、最も新しい建物(省エネ法でPAL * 又はPALの計算が必要な建物に限る。)が2002年6月以前竣工であることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 年間熱負荷係数PAL * 又はPALが不明な場合、標準階の設定が判断基準と整合しているか。 ☐ 年間熱負荷係数PAL * 又はPALが不明な場合、評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 省エネルギー計画書 ☐ 竣工図 ☐ その他()	—					
Ⅱ.2.2	風除室、回転扉等による隙間風対策の導入	—	☐ 主たる動線の全出入口数及び位置を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 風除室及び回転扉の有無、主たる動線の全出入口数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ エアカーテンが主たる動線の全出入口数の20%以上に導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 建物高さ100m以上の超高層ビルに該当するか否かの判断が適切であることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ EVホール空間分節化の取組状況が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ その他()	—					
Ⅱ.2.3	屋上緑化の導入	—	☐ 建物屋根に屋上緑化が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 屋上緑化仕様書 ☐ 竣工図 ☐ 現地写真 ☐ その他()	—					
Ⅱ.2.4	ブラインドの日射制御及びスケジュール制御の導入	—	☐ 主たる居室の内、主たる事務室、教室等の50%以上にブラインドの日射制御又はスケジュール制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ ブラインドシステム図 ☐ 中央監視ポイント表 ☐ 運用実績データ ☐ その他()	—					
Ⅱ.2.5	壁面緑化の導入	—	☐ 空調室に面する窓などの開口部の10㎡以上、又は空調室に面する外壁部分の100㎡以上に対して、壁面緑化又は緑化によるひさが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 現地写真 ☐ その他()	—					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その13

認定ガイドライン 第1号様式その9関連

3. 設備・制御系の省エネルギー性能

a. 熱源・熱搬送設備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II.3a.1	高効率熱源機器の導入	○	☐ 調査 熱源機器(第2号様式その1)からサンプリングした熱源機器の定格エネルギー消費量、エネルギー種別及び取組状況が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 年間熱製造量実績は、熱源機種ごとの前年度の熱製造量の実績値、同一機種が複数台ある場合は、その合計値が記入され、根拠書類と整合しているか。 ☐ 根拠書類の単位が指定の単位と異なる場合は、正しく換算されているか。 ☐ 調査からサンプリングした高効率熱源機器の銘板と根拠書類が整合していることを、現地で確認できるか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他() ☐ 現地確認()						
II.3a.2	高効率冷却塔の導入	○	☐ 調査 冷却塔(第2号様式その2)からサンプリングした高効率冷却塔の取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 同一機器のモータの評価が重複していないか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						
II.3a.3	高効率空調用ポンプの導入	○	☐ 調査 空調用ポンプ(第2号様式その3)からサンプリングした高効率空調用ポンプの取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 同一機器のモータの評価が重複していないか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						
II.3a.5	大温度差送水システムの導入	—	☐ 熱媒が水の場合に、2次側(空調機側)の冷水(冷水が無い場合は温水)の設計送水温度差が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 冷水の設計送水温度差が異なる系統が複数ある場合は、ポンプ流量の合計値が大きい方の設計送水温度差となっているか。 ☐ 除外する場合、冷水の設計送水温度差が地域冷暖房の供給条件と同じになっていること、又は冷温水、冷水及び温水が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ 供給規定 ☐ その他()	—					
II.3a.6	水搬送経路の密閉化	—	☐ 冷温水、冷水及び温水の配管が全て密閉式回路になっていること、又は蓄熱槽の2次側に開放式回路があるが、放熱ポンプの実揚程が10m未満になっていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 地域冷暖房の受入がブリードイン方式の場合、全てのブースターポンプが揚程500kPa未満であることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、冷温水、冷水及び温水が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ 竣工図の配管系統図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—					
II.3a.7	蒸気弁・フランジ部の断熱	—	☐ 熱源回り、空調機回り(厨房、ランドリー、滅菌など蒸気使用機器回りを含む。)の蒸気弁及びフランジ部分の断熱の取組状況が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 熱源回り、サンプリングした空調機回りの蒸気弁及びフランジ部分が断熱されていることを、現地で確認できるか。 ☐ 除外する場合、蒸気が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 工事報告書 ☐ 竣工図 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—					
II.3a.8	熱源の台数制御の導入	—	☐ 全ての熱源機器に負荷熱量による台数制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ オペレーターが負荷熱量を常時監視し、負荷に応じて適切に熱源機器を運転及び停止していることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、地域冷暖房受入又はパッケージ形空調機で建物全体の総冷熱源容量の2/3を超える熱負荷を賄っていること、又は熱源機器が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 熱源機器の運転状況が確認できるグラフ ☐ その他()	—					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その14

認定ガイドライン 第1号様式その10関連

a. 熱源・熱搬送設備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II.3a.9	冷却塔ファン等の台数制御又は発停制御の導入	○	☐ 調査 冷却塔(第2号様式その2)からサンプリングした冷却塔に、冷却塔ファン等(密閉式の場合の散水ポンプを含む。)の冷却水温度による台数制御又は発停制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 同一の冷却水系統に複数の冷却塔ファン等がある場合、2段以上の段数制御又はインバータ制御(インバータ周波数の下限値が50%以下で自動制御されているものに限る。)になっていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 冷却塔ファン単体の電動機出力が11kW以上の場合、ボールチェンジ制御又はインバータ制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()						
II.3a.10	空調2次ポンプ変流量制御の導入	○	☐ 調査 空調用ポンプ(第2号様式その3)からサンプリングした空調2次ポンプに、台数制御及びインバータによる変流量制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ インバータ制御が無い場合、又は手動インバータ調整の場合で評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()						
II.3a.11	空調2次ポンプの適正容量分割又は小容量ポンプの導入	○	☐ 調査 空調用ポンプ(第2号様式その3)からサンプリングした空調2次ポンプに、適正容量分割又は小容量ポンプが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 同一系統に空調2次ポンプが3台以上設置してある場合、ピーク時の運転台数が2台以下のものが評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 運転実績データ ☐ その他()						
II.3a.12	熱源機器出口設定温度の遠方制御の導入	—	☐ いずれかの熱源機器に熱源機器出口設定温度の遠方制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、熱源機器が無いことを、調査 熱源機器(第2号様式その1)で確認できるか。	☐ 中央監視ポイント表 ☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—					
II.3a.13	空調1次ポンプ変流量制御の導入	○	☐ 調査 空調用ポンプ(第2号様式その3)からサンプリングした空調1次ポンプに、台数制御又はインバータによる変流量制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 手動インバータ調整の場合で評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()						
II.3a.14	冷却水ポンプ変流量制御の導入	○	☐ 調査 空調用ポンプ(第2号様式その3)からサンプリングした冷却水ポンプに、台数制御又はインバータによる変流量制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 手動インバータ調整の場合で評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()						
II.3a.15	空調2次ポンプの末端差圧制御の導入	○	☐ 調査 空調用ポンプ(第2号様式その3)からサンプリングした空調2次ポンプに、末端差圧制御、推定末端差圧制御又は送水圧力設定制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ II.3a.10 空調2次ポンプ変流量制御が導入されていることを調査で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()						
II.3a.16	熱交換器の断熱	—	☐ 熱交換器が断熱されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 熱交換器全台数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ サンプリングした熱交換器が断熱されていることを、現地で確認できるか。 ☐ 除外する場合、熱交換器が無いことを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価の対象外とする場合、断熱による省エネ効果が期待できないことを根拠書類で確認できるか。	☐ 工事報告書 ☐ 竣工図 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—					
II.3a.17	蓄熱システムの導入	—	☐ 全ての蓄熱システムの型式が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 複数の型式が混在する場合は、年間熱製造量実績(年間熱製造量実績が不明なときは蓄熱量)の数値が記入され、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 熱源システム図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その15

認定ガイドライン 第1号様式その10関連

a. 熱源・熱搬送設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II-3a.18	高効率コージェネレーションの導入	—	☐ 全てのコージェネレーション設備のコージェネ機種、発電容量、定格エネルギー消費量、エネルギー種別、台数、年間燃料消費量、年間発電量及び年間排熱利用量が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 根拠書類の単位が指定の単位と異なる場合は、正しく換算されているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ コージェネシステム図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
II-3a.19	冷却塔ファンインバータ制御の導入	○	☐ 調書 冷却塔(第2号様式その2)からサンプリングした冷却塔に、ファンインバータ制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 手動インバータ調整の場合で評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()						
II-3a.20	フリークーリングシステムの導入	—	☐ 埼玉県内において有効に運転するような温度設定により自動制御されているフリークーリングシステムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ フリークーリングシステムの運転実績データにより省エネ効果を確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ 省エネ効果に関する資料 ☐ その他()	—					
II-3a.22	配管摩擦低減剤(DR剤)の導入	—	☐ 配管摩擦低減剤(DR剤)が導入され、適切な濃度管理が行われていることを根拠書類で確認できるか。 ☐ 配管摩擦低減剤(DR剤)導入時の運転実績データにより省エネ効果を確認できるか。 ☐ II-3a.10 空調2次ポンプ変流量制御及びII-3a.15 空調2次ポンプの末端差圧制御が導入されていることを調書で確認できるか。	☐ 工事報告書 ☐ 濃度管理書類 ☐ 運転実績データ ☐ 省エネ効果に関する資料 ☐ その他()	—					
II-3a.23	中温冷水利用システムの導入	—	☐ 冷水往温度が12℃以上である中温冷水利用システムが、主たる熱源システムの一部に導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 熱源システム図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
II-3a.24	統合熱源制御システムの導入	—	☐ 熱源機器、冷却塔及びポンプ等の熱源システム群に対し、統合熱源制御システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
II-3a.25	空調2次ポンプの送水圧力設定制御の導入	○	☐ 調書 空調用ポンプ(第2号様式その3)からサンプリングした空調2次ポンプに、送水圧力設定制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ II-3a.15 空調2次ポンプ末端差圧制御が導入されていることを調書で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()						
II-3a.26	エネルギーの面的利用の導入	—	☐ 複数の建物でエネルギーを効率的に利用し、地域全体のエネルギー消費量を削減するエネルギーの面的利用が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ エネルギーの面的利用を行っている地域冷暖房の需要家であることだけで、評価されていないか。	☐ エネルギーの面的利用システム図 ☐ 竣工図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その16

認定ガイドライン 第1号様式その11関連

b. 空調・換気設備

No.	評 価 項 目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II .3b.1	高効率空調機の導入	○	☐ 調書 空調機その1(第2号様式その4)からサンプリングした高効率空調機の取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 同一機器のモータの評価が重複していないか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						
II .3b.2	高効率パッケージ形空調機の導入	○	☐ 調書 パッケージ形空調機(第2号様式その6)からサンプリングした高効率パッケージ形空調機の取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ サンプリングした高効率パッケージ形空調機に、屋外機の散水システムが導入されていること、屋外機のショートサーキット無しが判断基準と整合していることを、現地で確認できるか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他() ☐ 現地確認()						
II .3b.3	高効率ファンの導入	○	☐ 調書 ファン(第2号様式その7)からサンプリングした高効率ファンの取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 同一機器のモータの評価が重複していないか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						
II .3b.4	ウォーミングアップ時の外気遮断制御の導入	○	☐ 調書 空調機その2(第2号様式その5)、調書 パッケージ形空調機(第2号様式その6)、及び調書 ファン(第2号様式その7)からサンプリングした空調機、パッケージ形空調機又はファンに、ウォーミングアップ時の外気遮断制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 基本情報No.27空調用総外気導入量(24時間空調部分を除く。)に該当しない空調機、パッケージ形空調機及びファンが、評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()						
II .3b.5	エレベーター機械室の温度制御の導入	—	☐ エレベーター機械室に空調・換気設備の温度制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 全エレベーター機械室数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、エレベーター機械室に空調・換気設備が無いこと、又はエレベーター機械室が無いことを根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	—					
II .3b.6	電気室の温度制御の導入	—	☐ 電気室に空調・換気設備の温度制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 全電気室数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、電気室に空調・換気設備が無いこと、又は電気室が無いことを根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	—					
II .3b.7	電算室の冷気と暖気が混合しない設備の導入	—	☐ 情報通信施設の電算室に、冷気と暖気が混合しないようなルーム設備又はラック設備の取組状況が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ ルーム設備で、ショートサーキットの恐れのある空気の経路が概ね全て塞がれているか。 ☐ 全ラック台数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、情報通信施設が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()	—					
II .3b.8	空調機の変風量システムの導入	○	☐ 調書 空調機その2(第2号様式その5)からサンプリングした空調機に、空調機ファンのインバータを比例制御する変風量システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 基本情報No.26空調機ファン総電動機出力(外調機、エレベーター機械室及び電気室を除く。)に該当しない空調機が、評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ 運転実績データ ☐ その他()						

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その17

認定ガイドライン 第1号様式その11関連

b. 空調・換気設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II-3b.9	大空間の居住域空調又は局所空調システムの導入	—	☐ 大空間(天井高6m以上かつ床面積100㎡以上の室)で、居住域空調又は局所空調システムが導入され、天井吹出又は天井吸込(熱排気は除く。)が無いことを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 大空間の総床面積の対象に漏れがなく、割合が適正であることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、大空間が無いこと、又は全ての大空間で空調を行っていないことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()	—					
II-3b.10	空調機の気化式加湿器の導入	○	☐ 調書 空調機その2(第2号様式その5)及び調書 パッケージ形空調機(第2号様式その6)からサンプリングした空調機又はパッケージ形空調機に、気化式加湿器が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 基本情報No.28空調用総外気導入量(厨房用を除く。)に該当しない空調機又はパッケージ形空調機が、評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()						
II-3b.11	空調温度制御の不感帯の設定	—	☐ 冷温水等の配管に4管式が導入されている場合は、空調温度制御の設定値に対する不感帯の温度幅を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、空調機が無いこと、又は4管式が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 動作説明書 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()	—					
II-3b.12	外気冷房システムの導入	—	☐ 外気冷房システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 主たる居室の床面積(冬季及び中間期に冷房が無い室を除く。)に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、冬季・中間期に冷房が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	—					
II-3b.13	CO2濃度による外気量制御の導入	○	☐ 調書 空調機その2(第2号様式その5)、調書 パッケージ形空調機(第2号様式その6)及び調書 ファン(第2号様式その7)からサンプリングした空調機、パッケージ形空調機又はファンに、CO2濃度による外気量制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 基本情報No.28空調用総外気導入量(厨房用及び医療施設を除く。)に該当しない空調機、パッケージ形空調機又はファンが、評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()						
II-3b.14	ファンコイルユニットの比例制御の導入	○	☐ 調書 空調機その2(第2号様式その5)からサンプリングしたファンコイルユニットに、比例制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()						
II-3b.15	空調のセキュリティー連動制御の導入	—	☐ 空調のセキュリティー連動制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、基準階の事務所(廊下等の共用部を含む。)、又は宿泊施設客室が無いことを根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()	—					
II-3b.16	空調の最適起動制御の導入	—	☐ 空調機に最適起動制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 全空調機台数(24時間空調部分、ファンコイルユニット、パッケージ形空調機及び全熱交換器を除く。)に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、全ての空調機が24時間空調(不定期な場合を除く。)であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
II-3b.17	非使用室の空調発停制御の導入	—	☐ VAV・CAV等による非使用室の空調発停制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 空調時間帯が異なる複数の室が同一空調系統になっている部分の総床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、定期的に空調時間帯が異なる複数の室が、全て同一空調系統でないことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転スケジュール表 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その18

認定ガイドライン 第1号様式その11関連

b. 空調・換気設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II-3b.18	駐車場ファンのCO又はCO2濃度制御の導入	○	☐ 調査 ファン(第2号様式その7)からサンプリングした駐車場ファンに、CO又はCO2濃度制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 基本情報No.11自走式駐車場ファン総電動機出力に該当しないファンが、評価されていないか。	☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()						
II-3b.19	熱源機械室ファンの燃焼機器等連動制御の導入	—	☐ 熱源機械室等の燃焼空気が必要な室の全てに、ファンの燃焼機器等連動停止制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、熱源機械室等の燃焼空気が必要な室が無いこと、又は燃焼機器が365日24時間停止しないことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	—					
II-3b.20	全熱交換器の導入	○	☐ 調査 空調機その2(第2号様式その5)及び調査 パッケージ形空調機(第2号様式その6)からサンプリングした空調機又はパッケージ形空調機に、全熱交換器が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 基本情報No.28空調用総外気導入量(厨房用及び医療施設を除く。)に該当しない空調機又はパッケージ形空調機が、評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()						
II-3b.21	大温度差送風空調システムの導入	○	☐ 調査 空調機その2(第2号様式その5)からサンプリングした空調機に、大温度差送風空調システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 基本情報No.26空調機ファン総電動機出力(外調機、エレベーター機械室及び電気室を除く。)に該当しない空調機が、評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()						
II-3b.22	床吹出空調システムの導入	—	☐ 事務室に床吹出空調システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 主たる事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 基本情報No.12主たる事務室の床面積に該当しない室が、評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	—					
II-3b.23	放射冷暖房空調システムの導入	—	☐ 放射冷暖房空調システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 主たる居室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 基本情報No.29主たる居室の床面積に該当しない室が、評価対象となっていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	—					
II-3b.24	冷却除湿再熱方式以外の除湿システムの導入	—	☐ 美術館及び博物館の展示室、100㎡以上の宴会場、又は劇場の客席以外の室が評価されていないか。 ☐ 冷却除湿再熱方式以外の除湿システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()	—					
II-3b.25	潜熱・顕熱分離方式省エネ空調システムの導入	—	☐ 空調機に、潜熱・顕熱分離方式省エネ空調システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 主たる居室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 基本情報No.29主たる居室の床面積に該当しない室が、評価対象となっていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	—					
II-3b.26	デシカント空調システムの導入	○	☐ 調査 空調機その2(第2号様式その5)からサンプリングした空調機に、デシカント空調システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 基本情報No.28空調用総外気導入量(厨房用及び医療施設を除く。)に該当しない空調機が、評価対象となっていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()						
II-3b.27	ハイブリッド空調システムの導入	—	☐ ハイブリッド空調システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 主たる居室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 基本情報No.29主たる居室の床面積に該当しない室が、評価対象となっていないか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ 運転モード、運転実績及び省エネ効果に関する説明資料 ☐ その他()	—					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その19

認定ガイドライン 第1号様式その111関連

b. 空調・換気設備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II 3b.28	置換換気システムの導入	—	☐ 置換換気システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 床面付近に吹出風速を落とした吹出口が設置されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()	—					
II 3b.29	電算室の局所冷房設備の導入	—	☐ 情報通信施設の電算室に、高発熱領域部分に対する局所冷房設備が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ パッケージ形空調機を局所的に設置したものが、評価対象となっていないか。 ☐ 全ラック台数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()	—					
II 3b.30	高効率厨房換気システムの導入	—	☐ 厨房に高効率厨房換気システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 全厨房箇所数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()	—					
II 3b.31	空調機の間欠運転制御の導入	○	☐ 調査 空調機その2(第2号様式その5)からサンプリングした空調機に、間欠運転制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 電気室及びエレベーター機械室が、評価対象となっていないか。 ☐ 基本情報No.26空調機ファン総電動機出力(外調機、エレベーター機械室及び電気室を除く。)に該当しない空調機が、評価対象となっていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()						
II 3b.32	厨房外調機・ファンの風量モード切換制御の導入	○	☐ 調査 空調機その2(第2号様式その5)、調査 パッケージ形空調機(第2号様式その6)及び調査 ファン(第2号様式その7)からサンプリングした厨房外調機又はファンに、風量モード切換制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 基本情報No.30厨房総外気導入量に該当しない空調機又はファンが、評価対象となっていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()						
II 3b.33	厨房外調機の換気モード切換制御の導入	○	☐ 調査 空調機その2(第2号様式その5)及び調査 パッケージ形空調機(第2号様式その6)からサンプリングした厨房外調機に、換気モード切換制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 基本情報No.30厨房総外気導入量に該当しない空調機が、評価対象となっていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()						
II 3b.34	人感センサーによる換気制御の導入	—	☐ 主たる便所又は湯沸室のファンに、人感センサーによる換気制御の取組状況が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	—					
II 3b.35	ファンの手動調整用インバータの導入	○	☐ 調査 空調機その2(第2号様式その5)及び調査 ファン(第2号様式その7)からサンプリングした空調機又はファンに、手動調整用インバータが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ II 3b.8 空調機の変風量システムの導入で評価されているものが、評価対象となっていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 運転実績データ ☐ 工事報告書 ☐ その他()						
II 3b.36	気流感創出ファン・サーキュレーションファンの導入	—	☐ 主たる事務室に気流感創出ファンが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 天井高6m以上かつ床面積100m ² 以上の大空間にサーキュレーションファンが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 主たる事務室の気流感創出ファン、又は大空間のサーキュレーションファンを、現地で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—					
II 3b.37	厨房排気の熱回収システムの導入	—	☐ 厨房の排熱回収システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 厨房排気量に対する割合を、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()	—					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その20

認定ガイドライン 第1号様式その12関連

c. 照明・電気設備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II.3c.1	高効率照明器具の導入	○	☐ 調書 照明器具－標準入力(第2号様式その8の1)からサンプリングした照明器具の主たるランプ種類、1台当たりの消費電力及び台数が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 調書 照明器具－簡易入力(第2号様式その8の2)からサンプリングした主たる室用途の主たるランプ種類、消費電力が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 屋外照明が評価から漏れていないか。 ☐ 1台当たり消費電力が、ランプワット数ではなく、定格消費電力になっていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 1台当たり消費電力が、ランプ又は配線を抜いている場合は抜く前の状態のもの、調光可能な照明器具は調光していない時のものになっているか。 ☐ 調書 照明器具－簡易入力(第2号様式その8の2)からサンプリングした主たるランプ種類、消費電力が、平均的な範囲を設定され算出されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						
II.3c.2	高輝度型誘導灯、蓄光型誘導灯の導入	－	☐ 高輝度型誘導灯(冷陰極管又はLED)又は蓄光型誘導灯が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 誘導灯総器具数(階段通路誘導灯及び客席通路誘導灯を除く。)に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	－					
II.3c.3	照明の初期照度補正制御の導入	○	☐ 調書 照明器具－標準入力(第2号様式その8の1)からサンプリングした照明器具に、照明の初期照度補正制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 調書 照明器具－簡易入力(第2号様式その8の2)からサンプリングした初期照度補正制御の取組状況の程度が、根拠書類と整合しているか。 ☐ サンプリングした事務室又は教室で、設計照度以下に設定されていることを、現地で確認できるか。	☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ その他() ☐ 現地確認()						
II.3c.4	照明のゾーニング制御の導入	－	☐ 照明の点滅区分の細分化と間引き点灯が可能な照明のゾーニング制御の取組状況が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ ランプを抜いている場合で、安定器に通電しているものが含まれていないか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 照明ゾーニング図 ☐ その他()	－					
II.3c.5	高効率変圧器の導入	○	☐ 調書 変圧器(第2号様式その9)からサンプリングした高効率変圧器の取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 同一変圧器の評価が重複していないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()						
II.3c.7	高効率UPSの導入	－	☐ 情報通信施設に、変換効率90%以上の高効率UPSが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ UPS総容量(50kVA以上の場合に限る。)に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、情報通信施設が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	－					
II.3c.8	照明の昼光利用照明制御の導入	○	☐ 調書 照明器具－標準入力(第2号様式その8の1)からサンプリングした照明器具に、照明の昼光利用照明制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 調書 照明器具－簡易入力(第2号様式その8の2)からサンプリングした昼光利用照明制御の取組状況の程度が、根拠書類と整合しているか。 ☐ サンプリングした事務室又は教室の窓際で、照明の調光制御によりランプが若干暗くなっていることを、現地で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他() ☐ 現地確認()						
II.3c.9	照明の人感センサーによる在室検知制御の導入	－	☐ 照明の人感センサーによる在室検知制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 主たる廊下、階段室、便所又は湯沸室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ サンプリングした室で、人感センサーにより照明が点灯及び消灯することを、現地で確認できるか。 ☐ 主たる倉庫、電算室又は物流倉庫の床面積が、主たる廊下の床面積に相当することを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他() ☐ 現地確認()	－					
II.3c.10	照明のタイムスケジュール制御の導入	－	☐ 照明のタイムスケジュールが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、主たる用途が宿泊施設又は熟供給施設であるか。	☐ 竣工図 ☐ 照明スケジュール表 ☐ システム図 ☐ その他()	－					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その21

認定ガイドライン 第1号様式その12関連

c. 照明・電気設備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅱ.3c.11	照明のセキュリティー連動制御の導入	—	☐ 照明のセキュリティー連動制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、基準階の事務所（廊下等の共用部を含む。）、又は宿泊施設客室が無いことを根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他（ ）	—					
Ⅱ.3c.12	デマンド制御システムの導入	—	☐ デマンド制御システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 手動停止マニュアル ☐ その他（ ）	—					
Ⅱ.3c.13	タスク&アンビエント照明システムの導入	—	☐ 事務室にタスク&アンビエント照明システムが導入され、アンビエント照明の設計照度が300lx以下で設計されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 調光、間引き点灯、ランプを抜くこと等で、照度を300lx以下にしている場合が評価されていないか。 ☐ 主たる事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ サンプリングした事務室のアンビエント照明が、概ね300lx以下になっていることを、現地で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他（ ） ☐ 現地確認（ ）	—					
Ⅱ.3c.14	高効率給電設備の導入	—	☐ 200V仕様のある動力設備又は主たる情報通信機器に対して、400V配電方式又は直流配電方式が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他（ ）	—					
Ⅱ.3c.15	照明の明るさ感知による自動点滅制御の導入	—	☐ 照明の明るさ感知による自動点滅制御が、窓のある主たる便所、廊下、エントランスホール又は基準階の付室のいずれかに導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 明るさセンサーで調光しているもの、又は屋外照明が評価されていないか。 ☐ サンプリングした室に、明るさセンサーがあること、及び日中消灯していることを、現地で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他（ ） ☐ 現地確認（ ）	—					
Ⅱ.3c.16	照明の局所制御の導入	—	☐ 照明器具ごとのスイッチ等による照明の局所制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他（ ）	—					
Ⅱ.3c.17	誘導灯の消灯制御の導入	—	☐ 誘導灯の消灯制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 誘導灯の消灯制御が運用上活用されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他（ ）	—					
Ⅱ.3c.18	事務室のセンサーによる照明制御単位の細分化	—	☐ 主たる事務室のセンサーによる照明制御単位の細分化が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他（ ）	—					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その22

認定ガイドライン 第1号様式その13関連

d. 給排水・給湯設備

No.	評 価 項 目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II .3d.1	高効率給水ポンプの導入	○	☐ 調書 給水ポンプ(第2号様式その10)からサンプリングした高効率給水ポンプの取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 同一機器のモータの評価が重複していないか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						
II .3d.2	大便器の節水器具の導入	—	☐ 大便器の節水器具又は超節水器具が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 主たる便所の大便器数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ その他()	—					
II .3d.4	洗面器の自動水栓の導入	—	☐ 洗面器に自動水栓が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 主たる便所の洗面器数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ その他()	—					
II .3d.6	便所洗面・湯沸室への局所給湯システムの導入	—	☐ 主たる便所の洗面器の給湯及び基準階の湯沸室の雑湯用の全てに局所給湯システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、主たる用途が宿泊施設、医療施設又は文化・娯楽施設で、中央給湯システムがあることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ その他()	—					
II .3d.7	排水再利用システム等の導入	—	☐ 雨水利用システム、空調ドレン利用システム、中水利用システム等の排水再利用システム、又は再生水、工業用水、湧水等の雑用水利用システムのいずれかが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 動作説明図 ☐ システム図 ☐ 運転実績データ ☐ 購買伝票 ☐ その他()	—					
II .3d.8	高効率給湯ヒートポンプユニットの導入	—	☐ 中央給湯方式の熱源機器に、定格COP3.0以上の高効率給湯ヒートポンプユニットが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 中央給湯方式の総給湯加熱能力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ その他()	—					
II .3d.9	自然冷媒ヒートポンプ給湯器の導入	—	☐ 貯湯容量300ℓ以上の電気給湯器に、自然冷媒ヒートポンプ給湯器が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 貯湯量300 ℓ以上の電気給湯器全台数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ その他()	—					
II .3d.10	潜熱回収給湯器の導入	—	☐ 潜熱回収給湯器が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ ガス給湯器台数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ その他()	—					
II .3d.11	水道本管圧力利用システムの導入	—	☐ 給水方式に、水道本管圧力利用システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()	—					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その23

認定ガイドライン 第1号様式その13関連

e. 昇降機設備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅱ.3e.1	エレベーターの可変電圧可変周波数制御方式の導入	○	☐ 調書 昇降機(第2号様式その11)からサンプリングしたエレベーターに、可変電圧可変周波数制御方式(VVVF制御方式)が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						
Ⅱ.3e.2	エレベーターの群管理制御の導入	○	☐ 調書 昇降機(第2号様式その11)からサンプリングしたエレベーターに、群管理制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						
Ⅱ.3e.3	エレベーターかご内の照明・ファン等の不使用時停止制御の導入	○	☐ 調書 昇降機(第2号様式その11)からサンプリングしたエレベーターに、かご内の照明・ファン等の不使用時停止制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						
Ⅱ.3e.4	エレベーターの電力回生制御の導入	○	☐ 調書 昇降機(第2号様式その11)からサンプリングしたエレベーターに、電力回生制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						
Ⅱ.3e.5	エスカレーターの自動運転方式又は微速運転方式の導入	○	☐ 調書 昇降機(第2号様式その11)からサンプリングしたエスカレーターに、自動運転方式又は微速運転方式が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その24

認定ガイドライン 第1号様式その13関連

f. その他

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II.3f.3	高効率冷凍・冷蔵設備の導入	○	☐ 調査 冷凍・冷蔵設備(第2号様式その12)からサンプリングした高効率冷凍・冷蔵設備の取組状況を、根拠書類で確認できるか。	☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						
II.3f.4	高効率エアコンプレッサーの導入	—	☐ 高効率エアコンプレッサーの取組状況が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 同一機器のモータの評価が重複していないか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()	—					
II.3f.5	高効率ブロウ・その他設備に係る高効率ポンプの導入	—	☐ 高効率ブロウ又はその他設備に係るポンプの取組状況が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 稼動時間の短いものが評価対象に含まれていないか。 ☐ 同一機器のモータの評価が重複していないか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()	—					
II.3f.6	高効率クリーンルームの導入	—	☐ 高効率クリーンルームの取組状況が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—					
II.3f.7	高効率厨房機器の導入	—	☐ 電化厨房機器又は集中排気型ガス厨房機器が、100㎡以上の厨房に導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—					
II.3f.8	ブロウ・その他設備に係るポンプのインバータ制御の導入	—	☐ ブロウ又はその他設備に係るポンプにインバータ制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 設備台帳	—					
II.3f.9	ドラフトチャンバーの換気量可変制御システムの導入	—	☐ ドラフトチャンバーのフード開口面積又は人検知センサー制御による換気量可変制御システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 全ドラフトチャンパー台数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()	—					

認定ガイドライン 第1号様式その14関連

Ⅲ. 事業所及び設備の運用に関する事項

1. 運用管理

a. 熱源・熱搬送設備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.1a.1	燃焼機器の空気比の管理	—	☐ 空気比の調整が可能な全ての燃焼機器の空気比の実績で評価されているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、空気比の調整が可能な燃焼機器が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ ばい煙量等測定結果報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 設備台帳 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1a.2	蒸気ボイラーの設定圧力の適正化	—	☐ 蒸気ボイラーの設定圧力と、その系統の2次側機器の最も高い必要圧力との差が、0.3MPa以下に設定されているか、又は蒸気ボイラーの下限圧力に設定されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、蒸気ボイラーが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1a.3	冷凍機の冷却水温度設定値の調整	—	☐ 全ての冷凍機の冷却水下限温度が根拠書類で確認できるか。 ☐ 冷凍機の冷却水温度設定値が、冷凍機の冷却水下限温度を目標に調整されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、水冷冷凍機が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1a.4	熱のエネルギー効率の実績	—	☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 冷却水ポンプ、空調用1次ポンプ等の熱源補機の消費電力も含まれ、電気は一次エネルギー換算、ガスは高位発熱量で換算されているか。 ☐ 13.5エネルギー供給設備の分析に必要な計測・計量設備の導入で、「採用無し」又は「エネルギー供給設備無し」が採用されている場合で、評価されていないか。	☐ 前年度の熱のエネルギー効率計算資料 ☐ 前年度のエネルギー供給設備の運転効率をまとめた書類 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1a.5	部分負荷時の熱源運転台数の適正化	—	☐ 熱源群で、部分負荷時に熱負荷に応じた熱源機器運転の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 熱負荷と熱源機器の運転パターンの相関がわかる書類が作成されているか。 ☐ 熱源群全系統数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、熱源機器が無い場合、又は1台の熱源機器で熱源システムが構成されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 熱負荷と熱源機器の運転パターンの相関がわかる書類 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1a.6	部分負荷時の空調用ポンプ運転台数の適正化	—	☐ 空調2次ポンプ群で、部分負荷時に熱負荷に応じた空調用ポンプ運転の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 熱負荷と空調2次ポンプの運転台数の相関がわかる書類が作成されているか。 ☐ 冷却水ポンプ群で、水熱源パッケージ形空調機の負荷流量に応じた空調用ポンプ運転の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 空調2次ポンプ群及び冷却水ポンプ群全系統数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、空調2次ポンプ群及び冷却水ポンプ群が無いことを、調査空調用ポンプ(第2号様式その3)又は根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 熱負荷と空調2次ポンプの運転台数の相関がわかる書類 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1a.7	蒸気ボイラーの給水水質及びブロー量の管理	—	☐ 全ての蒸気ボイラーの最大ブロー量が、ブロー率10%以下に管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、蒸気ボイラーが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()	—					
Ⅲ.1a.8	熱源機器の冷温水出口温度設定値の調整	—	☐ 熱源機器の冷温水出口温度設定値を季節ごとに調整し、できる限り効率の良い水温に設定されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、熱源機器が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.1a.9	蓄熱槽の管理	—	☐ 全ての水蓄熱槽の温度分布や蓄放熱時の温度プロファイルの状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 全ての水蓄熱槽の蓄放熱量の状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、蓄熱槽が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 水蓄熱槽の温度分布や温度プロファイルの状況がわかる書類 ☐ 水蓄熱槽の蓄放熱量の状況がわかる書類 ☐ 竣工図 ☐ その他()	—					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その26

認定ガイドライン 第1号様式その14関連

a. 熱源・熱搬送設備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.1a.10	コージェネレーションの運転の適正化	—	☐ コージェネレーションの排熱が有効に利用できるように、発電及び排熱利用の状況が適正に管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 年間平均総合効率率が94を超えることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、コージェネレーションが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()	—					
Ⅲ.1a.12	ミキシングロス防止のためのバルブ開度の確認	—	☐ ミキシングロス防止のために、冷温水切換用のバルブ閉止が確認され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、冷水系統と温水系統がバルブ切換等で混在する配管システムではないこと、又は4管式で冷温水管が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ 竣工図 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1a.13	インバータ制御系統のバルブの開度調整の実施	—	☐ インバータ制御を導入している空調用ポンプ周りの全てのバルブが全開で調整されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ サンプリングしたインバータ制御を導入している空調用ポンプ回りのバルブが全開になっていることを、現地で確認できるか。 ☐ 除外する場合、インバータ制御を導入している空調用ポンプが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 実施報告書 ☐ 竣工図 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—					
Ⅲ.1a.14	熱源不要期間の熱源機器等停止	—	☐ 熱源機器及び空調用ポンプで、熱源不要期間の電源供給停止、又は夜間の運転停止が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()	—					
Ⅲ.1a.15	空調開始時の熱源起動時間の適正化	—	☐ 熱源機器及び空調2次ポンプを運転して冷水又は温水が供給温度に達する時間と空調機器の起動時間との差が、季節ごとに適正に管理され、全ての系統で15分以内であることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()	—					
Ⅲ.1a.16	空調停止時の熱源運転時間の短縮	—	☐ 24時間空調対応を除く全ての熱源機器を、空調停止時間の15分以上前に停止し、空調2次ポンプのみで対応していることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.1a.17	空調2次ポンプ変流量制御のインバータ周波数下限値の調整	—	☐ II 3a.10 空調2 次ポンプ変流量制御の導入に該当する空調2次ポンプにおいて、インバータ周波数下限値の調整が実施されていることを根拠書類で確認できるか。 ☐ 空調2次ポンプの系統が複数あり、それぞれのインバータ周波数下限値が異なる場合、単純平均した値、又はポンプ定格電動機出力で加重平均した値であることを根拠書類で確認できるか。 ☐ インバータ周波数の下限実績値が、インバータ周波数下限値まで下がっていることを根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ II 3a.10 空調2 次ポンプ変流量制御の導入に該当しない場合で評価されていないか。	☐ 点検記録表 ☐ 実施報告書 ☐ 運転操作マニュアル ☐ メーカー回答書 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1a.18	再生可能エネルギー等熱利用システムのバックアップ運転の適正化	—	☐ 再生可能エネルギー等熱利用システムにおいて、全てのバックアップ運転の適性化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、再生可能エネルギー等熱利用システムのバックアップシステムが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()	—					

b. 空調・換気設備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.1b.1	室使用開始時の空調起動時間の適正化	—	☐ 室の使用開始時間に合わせた季節ごとの空調起動時間の適正化され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 主たる居室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、全ての系統が24時間空調(不定期な場合を除く。)であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転スケジュール表 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その27

認定ガイドライン 第1号様式その14関連

b. 空調・換気設備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.1b.2	CO2濃度や外気温湿度による外気取入量の調整	—	☐ 室内CO2濃度及び外気温湿度による外気導入量の調整が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 主たる居室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、主たる用途が、医療施設、情報通信施設、物流施設又は熱供給施設であるか。	☐ 空気環境測定結果報告書 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1b.3	居室の室内温度の適正化	—	☐ 夏季(7.8月)の居室の実際の室内温度の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 同一フロアで、複数の測定箇所がある場合、それぞれの対象面積ごとに評価されているか。 ☐ 空気環境測定結果報告書の作成が法的に不要な場合、天井内空気温度又は送気ダクトの戻り空気温度で評価されていないか。 ☐ 主たる居室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 空気環境測定結果報告書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.1b.4	ファンの間欠運転の実施	—	☐ 機械室(燃焼系統、臭気系統を除く。)又は倉庫のファンの間欠運転が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 機械室(燃焼系統、臭気系統を除く。)及び倉庫のファンの年間平均運転時間を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、全てのファンが単相電源であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.1b.5	電算室の空調機運転の適正化	—	☐ 情報通信施設の電算室で、発熱量に合わせた空調機運転の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 全電算室数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、情報通信施設が無いこと、又は空調機が1台のみであることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.1b.6	空調運転時間の短縮	—	☐ 主たるエントランスホール、廊下、便所、体育館・武道場等で、空調運転時間の短縮が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 主たる室用途で、コアタイム又は営業時間の終了5分以上前に空調機の停止が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 主たる室用途の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 主たる事務室の平均年間空調運転時間を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.1b.7	冬季におけるペリメータ設定温度の適正化	—	☐ ペリメータが暖房時に、インテリアが冷房となる事務室で、冬季のペリメータ設定温度をインテリアより低くする運用が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 主たる事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、ペリメータ空調とインテリア空調の区別が無いこと、又はペリメータとインテリアで冷暖房の混在が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.1b.8	クールビズ・ウォームビズによる空調設定温度の緩和	—	☐ クールビズ(夏季27℃以上)及びウォームビズ(冬季20℃以下)による空調設定温度の緩和が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 主たる事務室、教室及び研究室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.1b.9	居室以外の室内温度の緩和	—	☐ 主たるエントランスホール、廊下等の居室以外の室内温度の緩和が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、主たる用途が熱供給施設であるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 空気環境測定結果報告書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.1b.10	冷却除湿再熱の停止	—	☐ 冷却除湿再熱システムが導入されている室の床面積の50%以上で、年間を通して再熱の停止が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、冷却除湿再熱システムが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()	—					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その28

認定ガイドライン 第1号様式その14、その15関連

b. 空調・換気設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.1b.11	建物全体の給排気バランスの管理	－	☐ 過大な隙間風の侵入が無いように、建物全体の給排気バランスが調整されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ その他()	－					
Ⅲ.1b.12	エレベーター機械室・電気室の室内設定温度の適正化	－	☐ エレベーター機械室及び電気室(UPS・蓄電池専用室を除く。)の室内設定温度の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 全エレベーター機械室数及び全電気室数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ サンプリングしたエレベーター機械室及び電気室の室内設定温度又は実際の温度が30℃以上に設定されていることを、現地で確認できるか。 ☐ 除外する場合、エレベーター機械室及び電気室(UPS・蓄電池専用室を除く。)が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他() ☐ 現地確認()	－					
Ⅲ.1b.13	エレベーター機械室・電気室のファンの夏季停止	－	☐ エレベーター機械室及び電気室が空調機併用の場合、ファンの夏季停止が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 空調機併用システムの全エレベーター機械室数及び全電気室数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ サンプリングしたエレベーター機械室及び電気室のファンが夏季に停止されていることを、現地で確認できるか。 ☐ 除外する場合、全てのエレベーター機械室及び電気室が空調機併用では無いことを、調書で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他() ☐ 現地確認()	－					
Ⅲ.1b.14	エレベーター機械室・電気室の空調機の給気・還気設定温度の適正化	－	☐ エレベーター機械室及び電気室の空調機の給気設定温度又は還気設定温度の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 室内温度とは別に給気温度又は還気温度の設定が可能な全エレベーター機械室数及び全電気室数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	－					
Ⅲ.1b.15	冬季冷房になる室の設定温度の適正化	－	☐ 冬季に一日の中で暖房運転から冷房運転に切り換わる室の床面積の50%以上かつ1,000㎡以上で、暖房起動時の室内温度が20～22℃に設定されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 対象となる室が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()	－					
Ⅲ.1b.16	ファンのブーリーダウンの実施	－	☐ ダンパが極端に絞られている系統のファンのブーリーダウンが実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ その他()	－					
Ⅲ.1b.17	地下駐車場のスロープ等からの自然給気	－	☐ 駐車場給気ファンの一部が常時電源停止されていること、又は地下駐車場の一部が自然給気で給気ファンが無いことを、根拠書類で確認できるか。 ☐ サンプリングした駐車場給気ファンが常時電源停止されていることを、現地で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他() ☐ 現地確認()	－					
Ⅲ.1b.18	パッケージ形空調機の省エネチューニングの実施	－	☐ パッケージ形空調機の冷媒蒸発温度設定値の調整が、パッケージ形空調機台数の50%以上で実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ その他()	－					
Ⅲ.1b.19	変風量システムの最小風量設定値の調整	－	☐ 全ての変風量装置VAVの最小風量設定値及びその設計風量に対する割合が、根拠書類で確認できるか。 ☐ それぞれの変風量装置VAVの最小風量設定値が異なる場合は、主たる室用途において最も多く設定されている値であることを根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ II 3b.8空調機の変風量システムの導入が導入されていることを調書で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 実施報告書 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	－					
Ⅲ.1b.20	変風量システムのインバータ周波数下限値の調整	－	☐ II 3b.8空調機の変風量システムの導入に該当する空調機ファンのインバータ周波数下限値の調整が実施されていることを根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ それぞれの空調機ファンのインバータ周波数下限値が異なる場合、全数又は主たる用途に設置されている空調機ファンにおいて単純平均した値、又は空調機ファン定格電動機出力で加重平均した値であることを根拠書類で確認できるか。 ☐ II 3b.8空調機の変風量システムが導入されていることを調書で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 実施報告書 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	－					
Ⅲ.1b.21	厨房外調機の換気モード切換制御の換気モード運転の適正化	－	☐ II 3b.33 厨房外調機の換気モード切換制御の導入に該当する厨房外調機において、年間の換気モードでの運転期間を根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ II 3b.33厨房外調機の換気モード切換制御が導入されていることを調書で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 実施報告書 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	－					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その29

認定ガイドライン 第1号様式その15関連

c. 照明・電気設備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.1c.1	居室以外の照度条件の緩和	—	☐ 間引き点灯又は調光等による照度条件の緩和の取組状況が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.1c.2	清掃等の日常メンテナンス作業時の照明点灯時間・照度条件の適正化	—	☐ 清掃や日常メンテナンス等の作業時に照明点灯時間延長の抑制又は照度条件の緩和が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 主たる室用途の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 日常メンテナンス時の照明点滅方法に関するマニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1c.3	不要期間・不要時間帯の変圧器の遮断	—	☐ 遮断可能な変圧器がある場合、変圧器の遮断が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、負荷がない時期や負荷が小さい夜間等に遮断可能な変圧器が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1c.4	事務室の室内照度の適正化	—	☐ 主たる事務室の室内照度が概ね500lx以下になるように、室内照度の適正化が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 主たる事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ サンプリングした事務室で、概ね500lx以下に設定されていることを、現地で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ 空気環境測定結果報告書 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—					
Ⅲ.1c.5	事務室の照度条件の緩和	—	☐ 主たる事務室の室内照度が概ね300lx以下になるように、照度条件の緩和が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 主たる事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ サンプリングした事務室で、概ね300lx以下に設定されていることを、現地で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ 空気環境測定結果報告書 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—					
Ⅲ.1c.6	時間外等の照明点灯エリアの集約化	—	☐ 時間外等の照明点灯エリアを集約する工夫が行われ、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 時間外等に、人が居るエリアのみ点灯する対策や啓発活動のみの場合が評価されていないか。	☐ 集約化のルールを定めた文書 ☐ 啓発活動に係る資料 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.1c.7	人感センサーのタイマー設定時間の適正化	—	☐ 主たる便所の50%以上で実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 調整作業報告書 ☐ その他()	—					

d. 給排水・給湯設備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.1d.1	給水圧力の管理	—	☐ 給水ポンプユニットの設定圧力が調整され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、給水ポンプユニットが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1d.2	貯湯温度設定の緩和	—	☐ 全ての中央給湯方式の貯湯槽で、貯湯温度が60℃に設定されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、中央給湯方式の貯湯槽が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1d.3	揚水ポンプのバルブの開度調整	—	☐ 全ての揚水ポンプ回りのバルブ開度が80%以上に調整されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、揚水ポンプが無いことを、調査で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 現地写真 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1d.4	洗浄便座暖房の夏季停止	—	☐ 主たる便所の洗浄便座及び暖房便座数の80%以上で、暖房の夏季停止が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、主たる便所に洗浄便座及び暖房便座が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1d.5	給水・給湯バルブの調整	—	☐ 全ての水栓で適正な水量となるように、給水及び給湯の分岐バルブ又は止水栓が調整されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1d.6	給湯温度設定の緩和	—	☐ 主たる便所の洗面器数の50%以上で、給湯温度設定の緩和が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、主たる便所の洗面器数の50%以上で給湯が無いこと、又は中央給湯方式で温度調整弁が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 給湯温度設定一覧表 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その30

認定ガイドライン 第1号様式その15関連

d. 給排水・給湯設備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.1d.7	貯湯式電気温水器の夜間・休日の電源停止	—	☐ 貯湯式電気温水器数の50%以上で、スケジュール制御又はタイマーによる夜間及び休日の電源停止が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、貯湯式電気温水器が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.1d.8	便所洗面給湯の給湯中止又は給湯期間の短縮	—	☐ 主たる便所の洗面器数の80%以上で、給湯中止又は給湯期間の短縮が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()	—					
Ⅲ.1d.9	給湯不要時間帯の給湯循環ポンプの停止	—	☐ 給湯不要時間帯のある系統の全ての給湯循環ポンプの停止が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、給湯循環ポンプが無いこと、又は全ての系統が24時間利用であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					

e. 昇降機設備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.1e.1	夜間・休日等のエレベーターの運転台数の削減	—	☐ 夜間・休日等のエレベーターの運転台数の削減が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、エレベーターが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()	—					
Ⅲ.1e.2	エレベーターかご内の空調設定温度の緩和	—	☐ 夏季のエレベーターかご内の空調設定温度の緩和が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、エレベーターが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ 機器完成図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					

f. その他

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.1f.1	外部に面している出入口の開閉の管理	—	☐ 冷房時及び暖房時に、外部に面している出入口の開閉が適正に管理され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 主たる動線の全出入口数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、主たる用途が熱供給施設であるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1f.2	非稼働エリアのエア供給弁の閉止	—	☐ エアコンプレッサーから非稼働エリアに分岐するエア供給弁の全てが閉止されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、単相電源又は可搬式を除くエアコンプレッサーが無いこと、又は非稼働エリアが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1f.3	非使用時間帯のエアコンプレッサーの停止	—	☐ 非使用時間帯にエアコンプレッサーが停止されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、単相電源又は可搬式を除くエアコンプレッサーが無いこと、又は非使用時間帯が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1f.4	エアコンプレッサーの設定圧力の適正化	—	☐ 単相電源又は可搬式を除く全てのエアコンプレッサーの設定圧力が、エア使用端の最大必要圧力より+0.1MPa以下に調整されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、単相電源又は可搬式を除くエアコンプレッサーが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1f.5	エアコンプレッサー吸入空気温度の管理	—	☐ 単相電源又は可搬式を除く全てのエアコンプレッサーに対して、吸入空気温度が外気温度+5℃以下に管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、単相電源又は可搬式を除くエアコンプレッサーが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1f.6	冷凍・冷蔵設備冷却器の除霜(デフロスト)の実施	—	☐ 設置面積が1.6㎡以上の冷凍・冷蔵設備冷却器の除霜(デフロスト)が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、冷凍・冷蔵設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—					
Ⅲ.1f.7	情報通信施設のPUEの実績	—	☐ 前年度のPUEの実績値を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、主たる用途が情報通信施設以外であるか。	☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.1f.8	情報通信施設のPUEの改善	—	☐ 前年度のPUEの実績値を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その31

認定ガイドライン 第1号様式その15関連

a. 熱源・熱搬送設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ 2a.1	熱源機器の点検・清掃	—	☐ 冷凍機のコンデンサ又はエバポレータの清掃、燃焼機器の伝熱面の清掃及びスケール除去、バーナーノズルの点検の頻度が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、熱源機器が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ 2a.2	冷却水の適正な水質管理及び冷却塔の充填材の清掃	—	☐ 冷却水の適正な水質管理及び冷却塔の充填材の清掃が適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、冷却塔が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ 2a.3	熱源用制御機器の点検及び制御バルブ等の作動チェック	—	☐ 熱源用制御機器の点検及び制御バルブ等の作動チェックが適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、熱源用制御機器及び制御バルブ等が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ その他()	—					
Ⅲ 2a.4	熱交換器の清掃	—	☐ 熱交換器(プレート形を含む。)の清掃の頻度が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、熱交換器が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ 2a.5	蒸気配管・バルブ・スチームトラップからの漏れ点検	—	☐ 蒸気配管、バルブ等からの漏れ点検、及びスチームトラップの点検が適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、蒸気配管が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ 2a.6	熱源機器のメーカーによる遠隔監視	—	☐ いずれかの熱源機器でメーカーによる遠隔監視が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 遠隔監視契約書 ☐ 遠隔監視報告書 ☐ その他()	—					

b. 空調・換気設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ 2b.1	空調機・ファンコイルユニット等のフィルターの清浄	—	☐ 空調機、パッケージ形空調機、ファンコイルユニット及びファンのフィルターの清浄が適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ 2b.2	センサー類の精度チェック及び制御ダンパ等の作動チェック	—	☐ センサー類の精度のチェック及び制御ダンパ等の作動チェックが適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、センサー類及び制御ダンパ等が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ その他()	—					
Ⅲ 2b.3	空調機・ファンコイルユニット等のコイルフィンの清浄	—	☐ 空調機、パッケージ形空調機又はファンコイルユニットのコイルフィンの清浄の頻度が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ 2b.4	パッケージ屋外機のフィンコイル洗浄	—	☐ パッケージ形空調機の屋外機のコイルフィンの洗浄の頻度が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、パッケージ形空調機の屋外機が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ 2b.5	省エネファンベルトへの交換	—	☐ 空調機及びファンのベルト駆動ファンの省エネファンベルトへの交換を、根拠書類で確認できるか。 ☐ ベルト駆動ファン全台数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、ベルト駆動ファンが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—					
Ⅲ 2b.6	パッケージ形空調機のメーカーによる遠隔監視	—	☐ パッケージ形空調機のメーカー等による遠隔監視が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 遠隔監視契約書 ☐ 遠隔監視報告書 ☐ その他()	—					

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その32

認定ガイドライン 第1号様式その15、その16関連

c. 照明・電気設備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ-2c.1	照明用制御設備の作動チェック	—	☐ 照明用制御設備の作動チェックが適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、照明用制御設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転管理マニュアル ☐ その他()	—					
Ⅲ-2c.2	照明器具の清掃及び定期的なランプ交換	—	☐ 照明器具の清掃及び定期的なランプ交換が適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ-2c.3	ランプ交換時の初期照度補正リセットの実施	—	☐ ランプ交換時のタイマーのリセット方法について、実際に作業を実施する作業員等に周知されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ ランプ交換時にタイマーのリセット方法が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、タイマー方式の初期照度補正制御付き照明器具が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ タイマーのリセット方法に関するマニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					

f. その他

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ-2f.1	冷凍・冷蔵庫の保温管理	—	☐ 冷凍・冷蔵庫の保温状況の点検及び保守が、適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、事務所テナント又は小規模店舗テナント設置分を除く設置面積が1.6㎡以上の冷凍・冷蔵庫が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ-2f.2	エア配管・バルブからの漏れ点検及びエアコンプレッサー吸込みフィルターの清掃	—	☐ エア配管及びバルブからの漏れ点検及びエアコンプレッサーの吸込みフィルターの清掃が適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、エアコンプレッサーが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 保守・点検報告書 ☐ その他()	—					

1. オンサイトの再生可能エネルギーの利用

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅳ-1.1	太陽光発電システムの導入	—	☐ 発電容量、年間発電量が漏れなく記入され、根拠書類と整合しているか。	☐ システム図 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅳ-1.2	大規模太陽光発電システムの導入	—	☐ 発電容量、年間発電量が漏れなく記入され、根拠書類と整合しているか。	☐ システム図 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅳ-1.3	再生可能エネルギーシステムの導入	—	☐ 太陽光発電システム以外の再生可能エネルギーシステムのシステム名称、エネルギー利用形態、発電容量又は熱利用容量、年間発電量又は年間省エネルギー量実績が漏れなく記入され、根拠書類と整合しているか。 ☐ 単位換算表を用いて指定の単位に換算されているか。 ☐ バイオマス発電システム、バイオマス熱利用システム又はバイオマス燃料製造システムの場合、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」に沿ったバイオマス燃料によるものか。 ☐ バイオマス燃料と化石燃料を混焼させる設備の場合、発電容量又は熱利用容量、年間発電量又は年間省エネルギー量実績は、バイオマス燃料及び化石燃料等の合計定格エネルギー消費量に占めるバイオマス燃料の定格エネルギー消費量の割合をそれぞれに乘じたものが記入されているか。	☐ システム図 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ 運転実績データ ☐ バイオマス燃料に関する書類 ☐ その他()	—					

認定ガイドライン 第1号様式その16関連

2. オフサイトの再生可能エネルギーの利用

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
IV.2.1	オフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入	—	☐ オフサイトの再生可能エネルギー発電設備のシステム名称、追加性の有無、年間電力量が漏れなく記入・選択され、根拠書類と整合しているか。 ☐ バイオマス発電システムの場合、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」に沿ったバイオマス燃料によるものか。 ☐ バイオマス燃料と化石燃料を混焼させる設備の場合、年間電力量は、バイオマス燃料及び化石燃料等の合計定格エネルギー消費量に占めるバイオマス燃料の定格エネルギー消費量の割合をそれぞれに乘じたものが記入されているか。	☐ 自己託送又はオフサイトPPAに関する契約書類 ☐ 対外的な公表資料 ☐ その他()	—					
IV.2.2	追加性等のあるオフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入	—	☐ オフサイトの再生可能エネルギー発電設備のシステム名称、追加性の有無、年間電力量が漏れなく記入・選択され、根拠書類と整合しているか。 ☐ バイオマス発電システムの場合、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」に沿ったバイオマス燃料によるものか。 ☐ バイオマス燃料と化石燃料を混焼させる設備の場合、年間電力量は、バイオマス燃料及び化石燃料等の合計定格エネルギー消費量に占めるバイオマス燃料の定格エネルギー消費量の割合をそれぞれに乘じたものが記入されているか。	☐ 自己託送又はオフサイトPPAに関する契約書類 ☐ 対外的な公表資料 ☐ その他()	—					

3. 電気需給契約等による再生可能エネルギーの利用

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
IV.3.1	再生可能エネルギー電気の購入	—	☐ 再生可能エネルギー電気の年間購入電力量に対する割合が選択され、根拠書類と整合しているか。 ☐ バイオマス発電による電気の場合、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」に沿ったバイオマス燃料による電気であるか。 ☐ 電気需給契約とは別に事業所自ら調達している非化石証書等が評価に含まれていないか。	☐ 需給契約書類 ☐ 購買伝票等 ☐ 再生可能エネルギー電気の内容がわかる書類(事業者又はメニユー名) ☐ 前年度の電力使用量データ ☐ その他()	—					
IV.3.2	追加性等のある再生可能エネルギー電気の購入	—	☐ 再生可能エネルギー電気の年間購入電力量に対する割合が選択され、根拠書類と整合しているか。 ☐ 追加性等のある再生可能エネルギー電気が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 需給契約書類 ☐ 購買伝票等 ☐ 再生可能エネルギー電気の内容がわかる書類(事業者又はメニユー名) ☐ 前年度の電力使用量データ ☐ その他()	—					

4. 電気需要最適化

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
IV.4.1	駐車場のZEV充電設備の整備	—	☐ ZEV 充電設備が実装されていること又はそのための配管等が設置されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ システム図 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ 現地写真 ☐ その他()	—					
IV.4.2	デマンドレスポンスに対応した設備の導入	—	☐ デマンドレスポンスに対応した蓄電・蓄熱システム等が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ システム図 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ 運転実績データ ☐ デマンドレスポンス実施報告書 ☐ その他()	—					
IV.4.3	小売電気事業者等とのデマンドレスポンス契約	—	☐ 小売電気事業者等とインセンティブ型のデマンドレスポンス契約が締結され、需給調整の実施内容がまとめられていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ デマンドレスポンスに関わる契約書 ☐ デマンドレスポンス実施報告書 ☐ その他()	—					

1. CO2排出・エネルギー消費等の削減状況

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
V.1.1	ゼロエミッション化へのロードマップの策定	—	☐ オフサイトの再生エネルギー発電設備、再生可能エネルギー電気の購入を含めたゼロエミッション化へのロードマップが策定され、地球温暖化対策推進者が出席するCO ₂ 削減推進会議によって承認されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 事業所のホームページ等で対外的に公表されている場合、その内容をホームページ等で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ ゼロエミッション化へのロードマップ ☐ ホームページ等 ☐ CO ₂ 削減推進会議の議事録(出席者名簿を含む) ☐ CO ₂ 削減推進会議の配布資料 ☐ その他()	—					
V.1.2	ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化へのロードマップの策定	—	☐ ZEB 化への実現性のあるロードマップが策定され、地球温暖化対策推進者が出席するCO ₂ 削減推進会議で承認されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 事業所のホームページ等で対外的に公表されている場合、その内容をホームページ等で確認できるか。 ☐ ZEB 化を達成している事業所の場合、BEMS データ等でその実績を確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ ZEB化へのロードマップ ☐ ホームページ等 ☐ CO ₂ 削減推進会議の議事録(出席者名簿を含む) ☐ CO ₂ 削減推進会議の配布資料 ☐ その他()	—					
V.1.3	CO2排出量の削減実績	—	☐ メインシートの基準排出量、前年度CO2 排出量実績が正しく記入されているか。	☐ 目標設定ガス排出量算定報告書 ☐ その他()	—					
V.1.4	一次エネルギー消費量の削減実績	—	☐ メインシートの基準一次エネルギー消費量、前年度一次エネルギー消費量実績が正しく記入されているか。	☐ 目標設定ガス排出量算定報告書 ☐ 一次エネルギー消費量算出に関する計算書類 ☐ その他()	—					
V.1.5	再生可能エネルギー電気の利用割合	—	☐ 前年度の再生可能エネルギー電気利用量及び電力消費量を根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 再生可能エネルギー電気利用量及び電力消費量の算出方法が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 目標設定ガス排出量算定報告書 ☐ 再生可能エネルギー電気利用量及び電力消費量の計算書類 ☐ その他()	—					
V.1.6	目標設定ガス以外の温室効果ガス排出量の削減実績	—	☐ 前年度のその他ガス削減量実績及びその他ガス基準排出量を根拠書類で確認できるか。 ☐ その他ガス基準排出量算定報告書は検証済みか。 ☐ 2025 年度に認定申請を行う場合、2024 年度実績を第三計画期間の算定方法で排出量が算定されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、その他ガス削減量を算定していない事業所であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ その他ガス基準排出量算定報告書 ☐ その他ガス削減量算定報告書 ☐ その他()	—					

2. 気候変動適応策

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
V.2.1	気候変動への適応	—	☐ 浸水被害への備えや雨水流出抑制、災害時用の自家発電設備等の設置、災害時の給排水機能の確保、災害時の換気機能の確保、防災備蓄倉庫の確保の取組状況が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ BCP対応マニュアル ☐ その他()	—					

認定ガイドライン 第1号様式その16関連

3. その他の環境配慮の取組

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
V.3.1	持続可能な低炭素資材等の導入	—	☐ 低炭素資材等が利用されていることを根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 低炭素資材等の使用箇所及び仕様がわかる図面又は設計概要書 ☐ その他()	—					
V.3.2	建設時のCO ₂ 排出量の把握	—	☐ 建設に伴い排出されるCO ₂ 排出量が算出され、その排出量を低減するための対策を実施していることを根拠書類で確認できるか。 ☐ 事業所の床面積等のみから簡易的に算出されたものが評価されていないか。	☐ 建設に伴う部材・材料の見積書又は数量調査 ☐ 材料ごとのCO ₂ 排出量原単位データベース ☐ 建設に伴うCO ₂ 排出量の計算書類	—					
V.3.3	テナント工事に伴うCO ₂ 排出量を低減させる貸方基準書等の整備	—	☐ テナントの入れ替え時の原状回復工事及び新規入居工事の重複工事の回避による廃棄物の削減等によって、CO ₂ 排出量を低減させる貸方基準書等が根拠書類で確認できるか。	☐ 貸方基準書 ☐ 契約約款 ☐ その他()	—					
V.3.4	ウェルネスに関する環境認証の取得	—	☐ 自己評価でなく、認定機関からの認証を受けたものであることが確認できるか。	☐ 認定証明書等 ☐ その他()	—					

優良大規模事業所の検証チェックリスト
(第二区分事業所)

(第四削減計画期間版)

認定申請 事業所名称	
事業所番号	
検証の 対象年度	年度

作成日	
実地調査日	

検証機関名	
登録番号	
検証主任者 氏名	
登録番号	
所属	
連絡先	
e-mail	

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その2

検証前の事前確認事項								
No.	項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
1	記入漏れ	☐ 評価書及び調書に明らかな記入漏れが無い。 ☐ 事業所の評価対象範囲の評価漏れがない。		—	—	—	—	
2	評価ツールのバージョン	☐ 評価書及び調書が、申請年度のバージョンの評価ツール(複数管理者用を含む)を用いて、作成されているか。		—	—	—	—	
3	評価対象からの除外 (※評価対象から除外している場合に限る。)	☐ 基準排出量の計算において除外された小規模原単位排出源が、評価対象外となっているか。 ☐ 建物を複数持ち一部を評価対象から除外している場合、認定申請事業所の棟数が5棟以上、かつ延床面積の合計が10万㎡以上で、延床面積が2,000㎡未満の建物(変電所やエネルギーセンターなどのエネルギー供給施設を除く。)に限り、当該事業所全体のエネルギー消費量の20%未満の範囲内となっているか。	☐ 基準排出量に係る通知文書 ☐ 建築確認申請書、計画通知書 ☐ 固定資産台帳 ☐ 竣工図 ☐ 前年度の建物別エネルギー消費データ ☐ その他()	—	—	—	—	
4	評価ツール(複数管理者用)の使用条件 (※評価ツール(複数管理者用)を使用している場合に限る。)	☐ 複数のエネルギー管理責任者が存在し、評価項目の取組状況の一括した把握が難しい状況であるか。 ☐ エネルギー管理責任者ごとのエネルギー管理区分の範囲が明確に区分されているか。 ☐ エネルギー管理責任者ごとのエネルギー使用量が明確に区分され、それぞれの前年度実績が根拠書類で確認できるか。 ☐ 複数のエネルギー管理区分で、熱源・熱搬送設備又は給排水設備を共有していないか。	☐ 基準排出量に係る通知文書 ☐ 計測・計量計画図 ☐ その他()	—	—	—	—	
実地調査前の確認事項								
No.	項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
1	調書の整合性	☐ 用途別床面積と空調・照明等の設備機器の系統名又は室名との関連が整合しているか。 ☐ 熱源機器・冷却塔・空調用ポンプ、空調機・ファン等のシステム上の関連が整合しているか。 ☐ 使用用途・評価項目の対象室と空調機等の機器名称にある系統名との関連が整合しているか。 ☐ 調書のセルの色が赤色に変わっているところがないか。あるいは、赤色に変わっていても整合性に問題ないと判断できるか。		—	—	—	—	
2	検証項目の整理	☐ 評価点が0点で、検証を必要としない評価項目を「適合」としたか。		—	—	—	—	
3	サンプリング数	☐ 各評価項目の得点を参照し、サンプリング数を記入したか。		—	—	—	—	
実地調査後の確認事項								
No.	項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
1	評価書及び調書の修正	☐ 検証機関自ら、最初に認定申請事業所から提出された評価書及び調書に対して、指摘どおりに修正したか。		—	—	—	—	
2	突合確認	☐ 認定申請事業所が検証機関に再提出したものと、検証機関自ら修正したもので、評価書の総合得点と不合格の要件の数が一致しているか。		—	—	—	—	

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その3

実地調査時の確認事項								
No.	項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
1	登録証、修了証の提示	☐ 検証主任者は検証主任者登録証を、検証担当者は検証主任者等講習会の修了証(登録証及び修了証は、共に検証対象となる登録区分のもので、有効期間内であるものに限る。)を事業者に提示したか。		-	-	-	-	
2	検証の説明	☐ 申請年度の認定基準及び認定申請ガイドラインに基づき、評価書を検証することを、事業所に説明したか。 ☐ I 一般管理事項のうち3.1～3.2、3.4～3.7及び4.8の評価項目、II 建物及び設備性能に関する事項、IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項のうち1.1～1.3及び4.1～4.3 及びV 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項のうち1.1～1.2、2.1～3.4の評価項目に関しては申請の前年度末時点の状況で評価されていることが検証対象であることを、事業所に説明したか。 ☐ I 一般管理事項(3.1～3.2、3.4～3.7 及び4.8の評価項目を除く。)、III 事業所及び設備の運用に関する事項、IV 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項のうち2.1～3.2 及びV 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項のうち1.3～1.6 の評価項目については申請の前年度の年間を通じた継続的な実績で評価されていることが検証対象であることを、事業所に説明したか。 ☐ 実地調査の体制、流れ、スケジュール等について、事業所に説明したか。		-	-	-	-	
3	実地調査を検証担当者が実施する場合	☐ 検証担当者が実地調査を実施する際、実地調査開始前に検証主任者が検証担当者に調査内容を指示したか。 ☐ 上記の打合せ等の様子を写真等に記録したか。 ☐ 調査時に監督及び助言を行う体制を確保したか。		-	-	-	-	

認定ガイドライン 第1号様式その2、その32関連

No.	項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
1	評価・検証の概要	☐ 認定申請年度が西暦で記入されているか。						
2		☐ 評価日が西暦で記入されているか。						
3		☐ 評価に対する責任者の会社名等、所属、氏名が記入されているか。						
4	事業所の概要	☐ 評価ツール(複数管理者用)を使用している場合、エネルギー管理区分ごとに評価No.の欄に番号がそれぞれ割り振られているか。						
5		☐ 複数の用途が存在する場合は、最もエネルギー使用量の大きい用途になっているか。 ☐ 認定申請事業所全体の主たる用途が選択され、評価ツール(複数管理者用)を使用している場合は同一の用途が選択されているか。	☐ 建築確認申請書、計画通知書 ☐ パンフレット等 ☐ その他()					
6		☐ 認定申請事業所全体の建築基準法に基づく棟数又は地上部分の主要な建物の棟数のいずれかが概ね正しく記入されているか。 ☐ 発電所(熱供給施設併設)の場合、空欄となっているか。	☐ 建築確認申請書、計画通知書 ☐ その他()					
7	延床面積又は事業所の床面積	☐ 大規模事業所の事業所範囲と適合しているか。 ☐ 発電所(熱供給施設併設)の場合、供給対象延床面積が正しく記入されているか。 ☐ 建物内に熱供給施設又は電気事業用の発電所がある場合、延床面積からその部分の床面積を除いた床面積が記入されているか。 ☐ 評価ツール(複数管理者用)を使用している場合、エネルギー管理責任者ごとの評価は、評価対象部分の床面積が記入され、認定申請事業所全体の評価は、概ね正しく記載されているか。	☐ 基準排出量に係る通知文書 ☐ 建築確認申請書、計画通知書 ☐ その他()					
8	竣工年月(西暦)	☐ 認定申請事業所内に竣工年月が異なる複数の建物がある場合、最も古い建物(その延べ床面積の合計値が認定申請事業所全体の延べ床面積の6%に満たないものは含めない。)の竣工年月が記入されているか。 ☐ 発電所(熱供給施設併設)の場合、供給開始年月が記入されているか。	☐ 竣工図 ☐ その他()					
9	基準排出量	☐ 基準排出量等の協議結果と同一のものが記入されているか。	☐ 基準排出量に係る通知文書					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その4

認定ガイドライン 第1号様式その2、その32関連

No.	項 目		検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
10	事業所の概要	基準一次エネルギー消費量	☐ 基準排出量が過去の排出量の平均値である場合で、目標設定ガス排出量算定報告書に記載されている年度分の一次エネルギー消費量の平均値を使用する場合、その値が正しく計算され、記入されているか。 ☐ 上記の2種類の方法で算出できない場合、認定申請前年度の年間の一次エネルギー消費量をCO ₂ 排出量で除して算出した係数(GJ/t-CO ₂)を基準排出量に乗じて算出した値が正しく計算され、記入されているか。	☐ 基準一次エネルギー消費量の計算書類					
11	事業所の概要	前年度一次エネルギー消費量実績	☐ 地球温暖化対策計画等から概ね正しく転記されているか。 ☐ 評価ツール(複数管理者用)を使用している場合、エネルギー管理責任者ごとの評価は、評価対象部分の実績が記入され、認定申請事業所全体の評価は、地球温暖化対策計画等から正しく転記されているか。	☐ 地球温暖化対策計画等 ☐ その他()					
12	用途別床面積		☐ 前年度末時点の駐車場を除いた各用途の共用部分を含んだ建築基準法に基づく面積が記入され、複数用途の場合、全体共用面積を駐車場を除いた各用途の面積比で按分したものを各用途の面積に加えた面積が記入されているか。 ☐ 床面積の合計の欄の数値が、延床面積又は事業所の床面積の欄の数値と等しくなっているか。 ☐ 建物内に熱供給施設併設があり、別事業所となっている場合、その部分の床面積が除かれているか。 ☐ 守衛室、休憩室、管理室等は、各用途の共用部分として扱われているか。 ☐ 評価ツール(複数管理者用)を使用している場合、エネルギー管理責任者ごとの評価は、評価対象部分の床面積が記入されているか。 ☐ 評価ツール(複数管理者用)を使用している場合、認定申請事業所全体の評価は、エネルギー管理責任者ごとに割り振った番号が評価No.の欄で選択され、評価対象部分の床面積が記入されているか。同一用途が複数ある場合、用途名の欄に用途が追加され、評価No.の欄に番号が選択されているか。	☐ 建築確認申請書、計画通知書 ☐ 用途別面積表 ☐ その他()					
13	エネルギー消費先比率		☐ 認定申請事業所の全ての設備のエネルギー消費量が、実測値又は推計値(エネルギー使用量が小さいもの以外は、設備仕様及び実稼動条件に基づくものに限る。)で把握されているか。 ☐ エネルギー消費量が小さいもので、単位面積当たりのエネルギー消費量等に基づく推計値の場合は、それが根拠書類で確認できるか。 ☐ エネルギー使用量総括表での把握が難しいもの(コンセント等)で、計量設備により把握した実測値又は推計値(エネルギー使用量が小さいもの以外は、設備仕様及び実稼動条件に基づくものに限る。)がある場合は、採用値の欄にエネルギー使用量総括表の数値を補正したものが記入され、根拠書類と整合しているか。 ☐ エネルギー消費先比率の採用値は、エネルギー使用量総括表の数値に、小容量の設備(総括表に記載の無いもの)のエネルギー使用量を加算した数値になっているか。 ☐ 評価ツール(複数管理者用)を使用している場合、エネルギー管理責任者ごとの評価は、評価対象部分のエネルギー消費先区分の細目ごとのエネルギー使用量が記入され、認定申請事業所全体の評価は、認定申請事業所全体のエネルギー消費先区分の細目ごとのエネルギー使用量が記入されているか。	☐ 運転実績データ ☐ その他()					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その5

認定ガイドライン 第1号様式その3関連								
No.	項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
1	エネルギー使用量総括表	☐ 認定申請事業所全体のエネルギー使用設備について、管理区分、設備・機器(種類・容量・台数等)、エネルギー使用量、エネルギー消費先区分が漏れなく記入され、調書から転記した行は、調書の欄に「○」の印が記入されているか。 ☐ 認定申請事業所全体のエネルギー消費先別の設備の概要やエネルギー使用量が把握できるように作成され、認定申請事業所のエネルギー使用設備が漏れなく記入されているか。 ☐ 空調機で使用する熱量等、使用端側の熱量について記入漏れがないか。 ☐ 調書を作成する必要がある設備機器が、調書の内容を反映した行とは分けて記入されているか。 ☐ 認定申請事業所のエネルギー消費特性の概要が把握できなくなる場合を除いて、同一管理区分の同一設備が、1行にまとめて記入され、設備・機器には、主要なものが記載されているか。 ☐ 同一管理区分の同一設備の場合で、エネルギー消費先区分が2種類以上ある場合は、エネルギー消費先区分ごとに行を分けて記入されているか。 ☐ 排熱ボイラーのエネルギー使用量等、排熱を利用した設備のエネルギー使用量について記入されていないか。 ☐ エネルギー使用量については、グロス(個々の設備による使用量の実績の積み上げ)で記入されているか。 ☐ エネルギー使用量は、単位換算表を用いて指定の単位に換算されているか。 ☐ エネルギー使用量の事業所全体合計の欄には、前年度の燃料の使用量、電気の使用量が記入されているか。 ☐ 認定申請事業所において複数の燃料を使用している場合、燃料の欄にはその合計の数値が記入されているか。 ☐ 認定申請事業所に常用発電機又はコージェネレーション設備がある場合、電気の使用量には他人から供給された電気の使用量と発電した電気の使用量の合計値が記入されているか。 ☐ 調書の欄に「○」の印があるものは、管理区分、種類、容量、台数などの仕様、エネルギー使用量、エネルギー消費先区分が、調書と整合しているか。 ☐ エネルギー使用量は、事業所全体合計の欄の数値と合計の欄の数値が一致するように記入されているか。	☐ 運転実績データ ☐ その他()					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その6

認定ガイドライン 第1号様式その13関連

No.	評価対象	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
1	事務室の床面積	☐ 事務室の床面積が、根拠書類と整合しているか。	—					
2	燃焼設備総定格燃料消費量	☐ 燃焼設備総定格燃料消費量が、根拠書類と整合しているか。	—					
3	通風装置のある燃焼設備総定格燃料消費量	☐ 通風装置のある燃焼設備総定格燃料消費量が、根拠書類と整合しているか。	—					
4	電動力応用設備総電動機出力	☐ 電動力応用設備総電動機出力が、根拠書類と整合しているか。	—					
5	通風装置総電動機出力	☐ 通風装置総電動機出力が、根拠書類と整合しているか。	—					
6	複数の電動機を使用する設備総電動機出力	☐ 複数の電動機を使用する設備総電動機出力が、根拠書類と整合しているか。	—					
7	電気加熱設備総定格消費電力	☐ 電気加熱設備総定格消費電力が、根拠書類と整合しているか。	—					
8	電気溶接機総定格消費電力	☐ 電気溶接機総定格消費電力が、根拠書類と整合しているか。	—					
9	成型機総定格消費電力	☐ 成型機総定格消費電力が、根拠書類と整合しているか。	—					
10	クレーン総電動機出力	☐ クレーン総電動機出力が、根拠書類と整合しているか。	—					
11	生産プロセス用ポンプ総電動機出力	☐ 生産プロセス用ポンプ総電動機出力が、根拠書類と整合しているか。	—					
12	生産プロセス用ブロワ・ファン総電動機出力	☐ 生産プロセス用ブロワ・ファン総電動機出力が、根拠書類と整合しているか。	—					
13	待機状態のある電気使用設備総定格消費電力	☐ 待機状態のある電気使用設備総定格消費電力が、根拠書類と整合しているか。	—					

認定ガイドライン 第1号様式その31からその40関連 ※ 評価ツール(複数管理者用)を使用している場合に限る。

No.	項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
1	エネルギー管理責任者ごとの評価結果	☐ 評価ツール(複数管理者用)を使用している場合、評価ツール(複数管理者用)の複数管理者用評価結果シートの評価No.ごとの評価分類、不合格の要件、得点及び最高得点が漏れなく記入され、評価分類、不合格の要件及び得点が全て正しく転記されているか。	☐ エネルギー管理責任者ごとの評価書第1号様式その4からその12					
2	エネルギー管理責任者ごとの評価書の整合性	☐ 評価ツール(複数管理者用)を使用している場合、全ての評価書において、最も古い建物の竣工年度及び最も古い機器の設置年度が、事業所全体を対象とした同一の数値が記入され、評価分類も同一のものが記入されているか。						

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その7

認定ガイドライン 第2号様式その1からその3関連

No.	分 類	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	サンプリング 数	適合	不備 あり	不明	該当 なし
1	蒸気ボイラー	☐ 予備機を含む全ての蒸気ボイラー(排熱ボイラーを除く。)の管理区分、設置年度、機器記号、蒸気ボイラー種類、ボイラー容量及び台数が漏れなく記入又は選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ ボイラー容量が、蒸気条件は設計条件又はJIS基準によるものとなっているか。また、単位換算表を用いて指定の単位に換算されているか。 ☐ 地域冷暖房を受入れている場合、設置年度は空欄とし、ボイラー機種は地域冷暖房受入が選択され、ボイラー容量は、蒸気契約容量が記入されているか。 ☐ エネルギー使用量の欄で、年間稼働時間及び負荷率、又は実測値が記入されているか。 ☐ エネルギー使用量が年間稼働時間及び負荷率から推計されている場合、サンプリングした蒸気ボイラーについて、その根拠が妥当であると判断できるか。 ☐ エネルギー使用量の実測値がある場合、サンプリングした蒸気ボイラーが根拠書類と整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ 運転スケジュール表 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
2	熱源機器	☐ 予備機を含む全ての冷温熱源機器(排熱ボイラーを除く。)の管理区分、設置年度、機器記号、熱源機種、熱源容量及び台数が漏れなく記入又は選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ コージェネレーション等に用いる排熱ボイラー、排ガス排温水投入型吸収冷温水器(温熱源)及び給湯用の空気熱源ヒートポンプユニットが評価対象に含まれていないか。 ☐ 熱源機種の選択が、認定ガイドラインの判断基準に適合しているか。 ☐ 熱源容量が、設計条件又はJIS基準による温度条件時の定格の冷凍能力又は加熱能力となっているか。また、単位換算表を用いて指定の単位に換算されているか。 ☐ 地域冷暖房を受入れている場合、設置年度は空欄とし、熱源機種は地域冷暖房受入が選択され、熱源容量は、契約容量又は受入熱交換器の交換熱量が記入されているか。 ☐ エネルギー使用量の欄で、年間稼働時間及び負荷率、又は実測値が記入されているか。 ☐ エネルギー使用量が年間稼働時間及び負荷率から推計されている場合、サンプリングした熱源機器について、その根拠が妥当であると判断できるか。 ☐ エネルギー使用量の実測値がある場合、サンプリングした熱源機器が根拠書類と整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ 運転スケジュール表 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
3	冷却塔	☐ 予備機を含む全ての冷却塔又は加熱塔の管理区分、機器記号、機器名称、冷却能力又は加熱能力、電動機出力(凍結防止用ポンプを除く。)及び台数が漏れなく記入又は選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ 白煙防止形の場合、白煙防止形の欄に「○」の印が選択されているか。 ☐ 密閉式冷却塔がある場合、散水ポンプの電動機出力が記入されているか。 ☐ エネルギー使用量の欄で、年間稼働時間及び負荷率、又は実測値が記入されているか。 ☐ エネルギー使用量が年間稼働時間及び負荷率から推計されている場合、サンプリングした冷却塔について、その根拠が妥当であると判断できるか。 ☐ エネルギー使用量の実測値がある場合、サンプリングした冷却塔が根拠書類と整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ 運転スケジュール表 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その8

認定ガイドライン 第2号様式その4からその7関連								
No.	分 類	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	サンプリング 数	適合	不備 あり	不明	該当 なし
4	熱源ポンプ	☐ 予備機を含む電動機出力7.5kW以上の全ての熱源ポンプの管理区分、機器記号、機器名称、種別、電動機出力及び台数が漏れなく記入又は選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ 機器名称と種別が整合しているか。 ☐ エネルギー使用量の欄で、年間稼働時間及び負荷率、又は実測値が記入されているか。 ☐ エネルギー使用量が年間稼働時間及び負荷率から推計されている場合、サンプリングした熱源ポンプについて、その根拠が妥当であると判断できるか。 ☐ エネルギー使用量の実測値がある場合、サンプリングした熱源ポンプが根拠書類と整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ 運転スケジュール表 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
5	変圧器	☐ 変圧器容量100kVA以上の全ての変圧器(スコット変圧器を除く。)の管理区分、設置年度、用途、相、電圧、定格容量及び台数が漏れなく記入又は選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ 一次側電圧が600Vを超え、7000V以下の場合、「600Vを超え7,000V以下」の欄に「○」の印が選択されているか。 ☐ エネルギー使用量の欄で、年間稼働時間及び損失率、又は実測値が記入されているか。 ☐ エネルギー使用量が年間稼働時間及び損失率から推計されている場合、サンプリングした変圧器について、その根拠が妥当であると判断できるか。 ☐ エネルギー使用量の実測値がある場合、サンプリングした変圧器が根拠書類と整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ 運転スケジュール表 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
6	エアコンプレッサー	☐ 予備機を含む電動機出力7.5kW 以上(可搬式のものを除く。)の全てのエアコンプレッサーの管理区分、設置年度、機器記号、機器名称、圧縮機電動機出力及び台数が漏れなく記入され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ エネルギー使用量の欄で、年間稼働時間及び負荷率、又は実測値が記入されているか。 ☐ エネルギー使用量が年間稼働時間及び負荷率から推計されている場合、サンプリングしたエアコンプレッサーについて、その根拠が妥当であると判断できるか。 ☐ エネルギー使用量の実測値がある場合、サンプリングしたエアコンプレッサーが根拠書類と整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ 運転スケジュール表 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
7	給水・排水処理設備	☐ 電動機出力7.5kW以上の全ての給水ポンプ、排水処理用ポンプ及び排水処理用プロワの管理区分、機器記号、機器名称、種別、電動機出力及び台数が漏れなく記入又は選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ 機器名称と種別が整合しているか。 ☐ エネルギー使用量の欄で、年間稼働時間及び負荷率、又は実測値が記入されているか。 ☐ エネルギー使用量が年間稼働時間及び負荷率から推計されている場合、サンプリングした給水ポンプ、排水処理用ポンプ及び排水処理用プロワについて、その根拠が妥当であると判断できるか。 ☐ エネルギー使用量の実測値がある場合、サンプリングした給水ポンプ、排水処理用ポンプ及び排水処理用プロワが根拠書類と整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ 運転スケジュール表 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その9

認定ガイドライン 第2号様式その8からその12関連

No.	分 類	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	サンプリング 数	適合	不備 あり	不明	該当 なし
8	パッケージ形空調機	☐ 予備機を含む8HP相当(定格冷房能力22.4kW)以上の全ての空気熱源パッケージ形空調機、ガスエンジンヒートポンプ式空調機、水熱源パッケージ形空調機の屋外機、熱源機又は室内機(圧縮機のあるものに限る。)の管理区分、設置年度、機器記号、機器名称、種別、冷房能力、暖房能力、台数及び使用用途が漏れなく記入又は選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ 機器名称と種別が整合しているか。 ☐ 冷房能力及び暖房能力は、屋外機又は熱源機のJIS基準の温度条件による定格値となっているか。また、単位換算表を用いて指定の単位に換算されているか。 ☐ 機器名称と使用用途が整合しているか。 ☐ エネルギー使用量の欄で、年間稼働時間及び負荷率、又は実測値が記入されているか。 ☐ エネルギー使用量が年間稼働時間及び負荷率から推計されている場合、サンプリングしたパッケージ形空調機について、その根拠が妥当であると判断できるか。 ☐ エネルギー使用量の実測値がある場合、サンプリングしたパッケージ形空調機が根拠書類と整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ 運転スケジュール表 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
9	空調機	☐ 予備機を含む電動機出力7.5kW以上の全てのユニット形空調機、コンパクト形空調機、システム形空調機及び全熱交換器の管理区分、機器記号、機器名称、冷却能力、加熱能力、ファン電動機出力、台数及び使用用途が漏れなく記入又は選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ 機器名称と使用用途が整合しているか。 ☐ エネルギー使用量の欄で、年間稼働時間及び負荷率、又は実測値が記入されているか。 ☐ エネルギー使用量が年間稼働時間及び負荷率から推計されている場合、サンプリングした空調機について、その根拠が妥当であると判断できるか。 ☐ エネルギー使用量の実測値がある場合、サンプリングした空調機が根拠書類と整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ 運転スケジュール表 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
10	空調・換気用ファン	☐ 空調機に設置されているもの又は排煙機及び非常用発電機用の非常用ファンを除く、予備機を含む電動機出力7.5kW以上の全ての建屋の空調・換気用の給排気ファンの管理区分、機器記号、機器名称、電動機出力及び台数が漏れなく記入され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ エネルギー使用量の欄で、年間稼働時間及び負荷率、又は実測値が記入されているか。 ☐ エネルギー使用量が年間稼働時間及び負荷率から推計されている場合、サンプリングした空調・換気用ファンについて、その根拠が妥当であると判断できるか。 ☐ エネルギー使用量の実測値がある場合、サンプリングした空調・換気用ファンが根拠書類と整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ 運転スケジュール表 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その10

認定ガイドライン 第2号様式その13からその14関連							
No.	分 類	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	サンプリング 数	適合	不備 あり	不明 該当 なし
11	照明器具	☐ 生産装置及び局所的に設置してあるものを除く、照明ランプの定格消費電力が32W 以上の照明器具の管理区分、器具番号、室名称等、ランプのワット数、1台当たりの灯数、1台当たりの消費電力及び台数が漏れなく記入又は選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ エネルギー使用量の欄で、年間点灯時間及び負荷率、又は実測値が記入されているか。 ☐ エネルギー使用量が年間点灯時間及び負荷率から推計されている場合、サンプリングした照明器具について、その根拠が妥当であると判断できるか。 ☐ エネルギー使用量の実測値がある場合、サンプリングした照明器具が根拠書類と整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ 運転スケジュール表 ☐ 運転実績データ ☐ その他()				
12	昇降機	☐ 全てのエレベーターの管理区分、号機名、電動機出力及び台数が漏れなく記入又は選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ エレベーターバンク1箇所にエレベーターが複数台設置してある場合、。エレベーターが複数台設置してある箇所の欄に「○」の印が選択されているか。 ☐ エレベーターバンク1箇所にエレベーターが複数台設置してある場合、該当するものが全て選択され、根拠書類からサンプリングしたものと整合しているか。 ☐ エネルギー使用量の欄で、年間稼働時間及び負荷率、又は実測値が記入されているか。 ☐ エネルギー使用量が年間稼働時間及び負荷率から推計されている場合、サンプリングした昇降機について、その根拠が妥当であると判断できるか。 ☐ エネルギー使用量の実測値がある場合、サンプリングした昇降機が根拠書類と整合しているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ 運転スケジュール表 ☐ 運転実績データ ☐ その他()				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その11

認定ガイドライン 第1号様式その14関連

I. 一般管理事項

1. エネルギー管理体制の整備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
I.1.1	CO ₂ 削減推進会議の設置及び開催	—	☐ 申請前年度に開催されたCO ₂ 削減推進会議の担当者名簿、議事録及び配布資料が作成されているか。 ☐ CO ₂ 削減推進会議に、地球温暖化対策推進者等が出席しているか。 ☐ CO ₂ 削減推進会議の議題が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ CO ₂ 削減推進会議の担当者名簿 ☐ CO ₂ 削減推進会議の議事録 ☐ CO ₂ 削減推進会議の配布資料	—				
I.1.2	PDCA管理サイクルの実施体制の整備	—	☐ CO ₂ 削減対策の実施に関連したPDCA管理サイクルがルール化されており、その実施体制の組織図が作成されているか。 ☐ PDCA管理サイクルに従って実施したCO ₂ 削減対策の項目と実施内容が一覧表で整備され、全ての事項について、その事実が確認できる資料が保管されているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ PDCA管理サイクルの実施体制の組織図 ☐ CO ₂ 削減対策の項目と実施内容の一覧表 ☐ 計画書 ☐ 報告書 ☐ 管理運用マニュアル ☐ その他()	—				
I.1.3	ISO14001の取得	—	☐ ISO14001の認証が、認定申請時に有効であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ ISO14001の認証	—				
I.1.4	CO ₂ 削減に関するQCサークル活動、改善提案制度の導入	—	☐ CO ₂ 削減に関するQCサークル活動又は改善提案制度が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ CO ₂ 削減に関するQCサークル活動、改善提案制度をまとめた書類	—				
I.1.5	エネルギー管理優良工場、省エネ大賞等の表彰	—	☐ エネルギー管理優良工場、省エネ大賞等で表彰されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 表彰状 ☐ その他()	—				

2. 図面、管理標準等の整備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
I.2.1	図面・改修履歴等の整備	—	☐ ユーティリティ設備等、建築設備、建築及び生産・プラント・特殊設備の竣工図、主要な設備の機器完成図並びにエネルギー消費設備に関わる改修履歴がわかる図面が、図書又は電子データとして整備及び保管されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図の図書又は電子データ ☐ 機器完成図及び改修履歴のわかる図面の図書又は電子データ	—				
I.2.2	設備台帳等の整備	—	☐ 設備台帳が保管されていることを根拠書類で確認できるか。 ☐ 全機器台数に対する割合を根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 設備台帳	—				
I.2.3	管理標準等の整備	—	☐ 省エネ法の事業者の判断基準に基づいた管理標準及び設備機器の運転操作マニュアルが整備されているか。 ☐ 管理標準及び設備機器の運転操作マニュアル通りに設備が運用されているか。	☐ 管理標準及び設備機器の運転操作マニュアル	—				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その12

認定ガイドライン 第1号様式その14関連

3. 主要設備等に関する計測・計量及び記録

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
I.3.1	エネルギー管理システムの導入	—	☐ ユーティリティ設備(蒸気供給、熱源、コージェネ及び圧縮空気)、生産工程・処理工程ごとのエネルギー使用量を総合的に管理できるエネルギー管理システムが導入され、その機能を日常のエネルギー管理で活用していることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ エネルギー管理システムの機能を、現地で確認できるか。	☐ システム図 ☐ システム概要 ☐ その他() ☐ 現地確認(全数)	—				
I.3.2	電力負荷状況・発電状況等の把握に必要な計測・計量設備の導入	—	☐ 電力負荷状況、発電状況並びに各変圧器の需要率、負荷率及び不等率の把握に必要な計測・計量設備が導入されていることを根拠書類で確認できるか。 ☐ 電流計及び電圧計の記録から変圧器の需要率、負荷率及び不等率を算出している場合、その算出結果を根拠書類で確認できるか。 ☐ 一次側の電圧が400V以上の変圧器全台数に対する割合を根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 受変電設備図 ☐ 機器完成図 ☐ 需要率・負荷率・不等率計算書 ☐ その他()	—				
I.3.3	エネルギー消費先別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	—	☐ エネルギー消費先区分の細目の特定ができる計測・計量設備に関する計測・計画図が作成され、対象となるメーターが特定できるか。 ☐ 計測・計量設備が階層になっている場合は(メーターが他のメーターの内数となっている場合)、各細目の最上流側(供給端側)のもののみが対象となっているか。 ☐ 複数のエネルギー消費先区分の細目にまたがっている計測・計量設備が、判断基準と整合しているか。 ☐ 電力量及び燃料消費量の一次エネルギー消費量が、“地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO ₂ 排出量算定ガイドライン”に記載されている“県内の都市ガス事業者の単位発熱量”や“電気及び熱の一次エネルギー換算係数”に基づき算定されているか。 ☐ メインシートのエネルギー消費先比率の実測値の数値が、根拠書類と整合しているか。	☐ エネルギー消費先区分の細目の特定ができる計測・計量設備に関する計測・計画図 ☐ 動力盤負荷表 ☐ 中央監視ポイント表 ☐ エネルギー消費データ ☐ その他()	—				
I.3.4	系統別の使用量把握に必要な計測・計量設備の導入	—	☐ 系統別の電力量、熱量(冷温水)、蒸気量及び圧縮空気量の特定制定ができる計測・計量設備に関する計測・計画図が作成され、対象となるメーターが特定できるか。 ☐ 動力盤、分電盤1面に対して、電力量計が複数設置されている場合は、計測・計量設備を1個として全体の割合が算出されているか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 熱量(冷温水)を除外する場合、熱源機器が無いことを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 蒸気量を除外する場合、蒸気ボイラーが無いことを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 圧縮空気量を除外する場合、エアコンプレッサーが全て電動機出力7.5kW未満又は可搬式であることを根拠書類で確認できるか。	☐ 系統別の電力量及び熱量の特定制定ができる計測・計量設備に関する計測・計画図 ☐ 動力盤・分電盤負荷表 ☐ 計装図 ☐ 中央監視ポイント表 ☐ その他()	—				
I.3.5	管理日報・月報・年報の作成	—	☐ 前年度の計測・計量データの日報、月報及び年報が、電子データで作成されていることを、確認できるか。	☐ 前年度の日報、月報及び年報の電子データ	—				
I.3.6	ユーティリティ設備の分析に必要な計測・計量設備の導入	—	☐ ユーティリティ設備の分析に必要な計測・計量設備に関する計測・計画図が作成され、対象となるメーターが特定できるか。 ☐ 前年度の運転効率等をまとめた書類が作成されているか。 ☐ 設備区分の数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、該当するユーティリティ設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ ユーティリティ設備の分析に必要な計測・計量設備に関する計測・計画図 ☐ 前年度のユーティリティ設備のエネルギー消費データ、運転効率等をまとめた書類 ☐ その他()	—				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その13

認定ガイドライン 第1号様式その14関連

4. エネルギー消費量・CO₂排出量の管理

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
I 4.1	生産工程・処理工程のエネルギー管理	—	☐ 生産量又は処理量とエネルギー消費量の関係がわかるグラフ等が作成され、生産工程又は処理工程の操業状況に応じたエネルギー使用状況の管理や分析が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、生産工程又は処理工程が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 生産量又は処理量とエネルギーの関係がわかる資料 ☐ その他()	—					
I 4.2	エネルギー消費特性の把握	—	☐ エネルギーマネジメントシステム等のデータの活用により、電力、燃料及び熱量に関するエネルギー消費特性を把握し、エネルギー消費原単位の算出及び管理が複数年度に渡り継続して実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ エネルギー消費特性に関する資料 ☐ その他()	—					
I 4.3	CO ₂ 排出量の管理	—	☐ CO ₂ 排出量及び原単位の算出・報告のルール・プロセス、実績を示す書類が作成されているか。 ☐ CO ₂ 排出量及び原単位の管理の頻度が、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 算定・報告のルール・プロセス、実績を示す書類 ☐ その他()	—					
I 4.4	CO ₂ 削減目標の設定、CO ₂ 削減対策計画の立案及び実績の集約・評価の実施	—	☐ 2029年度までの年度ごとのCO ₂ 削減に対して、目標の設定、CO ₂ 削減対策項目ごとの具体的な計画の立案及び実績の集約・評価が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ CO ₂ 削減目標値、達成期間、投資額をまとめた書類 ☐ 推進工程表 ☐ CO ₂ 削減対策の実績及び評価結果に関する報告書 ☐ その他()	—					
I 4.5	CO ₂ 削減対策の啓発活動の実施	—	☐ CO ₂ 削減対策に関する啓発活動で、空調の停止及び時間短縮、照明の消灯及び時間短縮、待機電力の削減、パソコン電源設定、ブラインドの効率運用、冷凍冷蔵庫及びショーケースの運用が、全て実施されていることを根拠書類で確認できるか。	☐ 啓発活動に係る資料(ポスター等) ☐ その他()	—					
I 4.6	改善策の立案・実施及び効果検証の実施	—	☐ エネルギーマネジメントシステム等のデータの活用により、問題点を抽出し、優先的に改善すべき課題の決定、具体的な対策・計画及びチューニングなどの改善策の立案と実施、その効果の検証が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 改善策の立案と実施に関する報告書 ☐ 改善策に関するCO ₂ 削減効果の検証結果報告書 ☐ その他()	—					
I 4.7	ユーティリティ設備の運転解析の実施	—	☐ ユーティリティ設備(蒸気供給、熱源、コージェネ、圧縮空気)のエネルギーデータの運転解析により、運用実態に即した運転計画と運転効率の検証結果をまとめた書類が作成されているか。 ☐ 設備区分の数の全体に対する割合が根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、ユーティリティ設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ ユーティリティ設備の運転解析結果をまとめた検証報告書 ☐ その他()	—					
I 4.8	従業員等への環境・エネルギー情報提供システムの導入	—	☐ 従業員等が、いつでも認定申請事業所全体又は一部の環境・エネルギー情報を見ることができる状況を提供する見える化のシステムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ メール又は書類により情報を提供している場合、又は環境報告書など企業の環境への取組の紹介のみの場合が、評価されていないか。 ☐ 従業員等への環境・エネルギー情報提供システムが導入されていることを、現地で確認できるか。	☐ 環境・エネルギー情報提供システムに関する資料 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—					

5. 保守・点検の管理

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
I 5.1	保守・点検計画の策定及び実施	—	☐ 保守・点検計画の項目及び頻度、実施の確認ができる保守・点検計画書が作成されているか。 ☐ 保守・点検計画書に、保守・点検項目の漏れがないか。 ☐ 保守・点検計画書に基づいた保守・点検の実施記録(保守・点検報告書、点検記録表)を確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 保守・点検計画書 ☐ 管理標準 ☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その14

認定ガイドライン 第1号様式その15関連

II. 設備及び建物の性能に関する事項

1. ユーティリティ設備等の省エネルギー性能

a. 蒸気供給設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II.1a.1	高効率蒸気ボイラーの導入	○	☐ 調書 蒸気ボイラー(第2号様式その1)からサンプリングした蒸気ボイラーの定格エネルギー消費量、エネルギー種別が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 年間熱製造量実績は、蒸気ボイラーごとの前年度の熱製造量の実績値、又は同一機種が複数台ある場合は、その合計値が記入され、根拠書類と整合しているか。 ☐ 根拠書類の単位が指定の単位と異なる場合は、正しく換算されているか。 ☐ 調書からサンプリングした高効率蒸気ボイラーの銘板と根拠書類が整合していることを、現地で確認できるか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他() ☐ 現地確認()						
II.1a.2	蒸気ボイラーのエコノマイザー又はエアヒーターの導入	○	☐ 調書 蒸気ボイラー(第2号様式その1)からサンプリングした蒸気ボイラーに、後付けのエコノマイザー又はエアヒーターが設置されたことを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 工事実施報告書 ☐ その他()	—					
II.1a.3	蒸気弁・フランジ部の断熱	—	☐ ボイラー回り及び装置回り(生産設備、空調機、厨房、ランドリー、滅菌等で蒸気を使用している機器回りを含む。)の蒸気弁及びフランジ部分の断熱の取組状況が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ ボイラー回り及び装置回りの蒸気弁及びフランジ部分が断熱されていることを、現地で確認できるか。 ☐ 除外する場合、蒸気が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 工事報告書 ☐ 竣工図 ☐ その他() ☐ 現地確認	—					
II.1a.4	蒸気ドレンタンクの断熱	—	☐ 蒸気ドレンタンク全台数の80%以上が断熱されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、蒸気ドレンタンクが無いこと、又は全ての蒸気が排熱利用であること(コージェネレーションの排熱を除く。)を、根拠書類で確認できるか。	☐ 工事報告書 ☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—					
II.1a.5	蒸気ボイラーの台数制御の導入	—	☐ 全ての蒸気ボイラーに蒸気圧力による台数制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ オペレーターが蒸気圧力を常時監視し、負荷に応じて適切な蒸気ボイラーを運転及び停止していることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 蒸気ボイラーの運転状況が確認できるグラフ ☐ その他()	—					
II.1a.6	蒸気ドレン回収設備の導入	—	☐ 蒸気ドレン回収設備が導入されていることを根拠書類で確認できるか。 ☐ 定格蒸気消費量(直接利用するものを除く。)に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()	—					
II.1a.7	蒸気ドレンのクローズド回収方式の導入	—	☐ 蒸気ドレン回収にクローズド回収方式が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 定格蒸気消費量(直接利用するものを除く。)に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()	—					
II.1a.8	蒸気ボイラーの小型分散システムの導入	—	☐ 蒸気ボイラーの小型分散システムが導入され、いずれかの系統で1台当たり2t/h以下の蒸気ボイラーがあることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、蒸気ボイラーが無いこと、又は同一系統内のメイン配管からの分岐の間隔が最も長いものが200m未満であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 設備台帳 ☐ システム図 ☐ その他()	—					
II.1a.9	省エネ型スチームトラップの導入	—	☐ 使用用途に適した省エネ型スチームトラップが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ スチームトラップの全個数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類及び判断基準と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 工事報告書 ☐ その他()	—					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その15

認定ガイドライン 第1号様式その15、その16関連

a. 蒸気供給設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II.1a.10	蒸気ボイラーの押込送風機インバータ制御の導入	—	☐ 蒸気ボイラー導入時に押込送風機インバータ制御が設置していないものがあつた場合であつて、後から押込送風機インバータ制御が追加設置されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 機器完成図 ☐ 工事報告書 ☐ その他()	—					
II.1a.11	不要蒸気配管の撤去・蒸気配管ルート・サイズの変更	—	☐ 不要蒸気配管の撤去、蒸気配管のルート又はサイズの変更のいずれかが実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 工事報告書 ☐ その他()	—					
II.1a.12	圧力差タービンの導入	—	☐ 高圧系統から減圧して低圧系統へ蒸気が供給され、その供給圧力差を利用した発電機(圧力差タービン)が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()	—					
II.1a.13	フラッシュ蒸気利用設備の導入	—	☐ フラッシュ蒸気が回収され、低圧蒸気として利用されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()	—					
II.1a.14	蒸気減圧エネルギー動力回収設備の導入	—	☐ 高圧蒸気ラインと低圧蒸気ラインがあり、高圧系統から減圧して低圧系統へ蒸気が供給され、その供給圧力差がコンプレッサー又はポンプ等の動力源として利用されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()	—					
II.1a.15	アキュムレーターの導入	—	☐ 小型貫流ボイラーの台数制御が導入されていない系統に、アキュムレーターが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()	—					
II.1a.16	負荷に適した容量のバーナーへの変更	—	☐ 蒸気ボイラーのバーナー容量が過大な場合に、負荷に適したバーナー容量に変更されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 工事報告書 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—					

b. 熱源・熱搬送設備、冷却設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II.1b.1	高効率熱源機器の導入	○	☐ 調書 熱源機器(第2号様式その2)からサンプリングした熱源機器の定格エネルギー消費量、エネルギー種別が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 年間熱製造量実績は、熱源機種ごとの前年度の熱製造量の実績値、同一機種が複数台ある場合は、その合計値が記入され、根拠書類と整合しているか。 ☐ 根拠書類の単位が指定の単位と異なる場合は、正しく換算されているか。 ☐ 調書からサンプリングした高効率熱源機器の銘板と根拠書類が整合していることを、現地で確認できるか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他() ☐ 現地確認()						
II.1b.2	水搬送経路の密閉化	—	☐ 冷温水、冷水及び温水の配管が全て密閉式回路になっていること、又は蓄熱槽の2次側に開放式回路があるが、放熱ポンプの実揚程が10m未満になっていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、冷温水、冷水及び温水が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—					
II.1b.3	熱源の台数制御の導入	—	☐ 全ての熱源機器に負荷熱量による台数制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ オペレーターが負荷熱量を常時監視し、負荷に応じて適切に熱源機器を運転及び停止していることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、地域冷暖房受入又はパッケージ形空調機で建物全体の総冷熱源容量の2/3を超える熱負荷を賄っていること、又は熱源機器が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 熱源機器の運転状況が確認できるグラフ ☐ その他()	—					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その16

認定ガイドライン 第1号様式その16関連

b. 熱源・熱搬送設備、冷却設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅱ.1b.4	冷却塔ファン等の台数制御又は発停制御の導入	○	☐ 調書 冷却塔(第2号様式その3)からサンプリングした冷却塔に、冷却塔ファン等(密閉式の場合の散水ポンプを含む。)の冷却水温度による台数制御又は発停制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 同一の冷却水系統に複数の冷却塔ファン等がある場合、2段以上の段数制御又はインバータ制御(インバータ周波数の下限値が50%以下で自動制御されているものに限る。)になっていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 冷却塔ファン単体の電動機出力が11kW以上の場合、ボールチェンジ制御又はインバータ制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()					
Ⅱ.1b.5	熱源2次ポンプ変流量制御の導入	○	☐ 調書 熱源ポンプ(第2号様式その4)からサンプリングした熱源2次ポンプに、台数制御及びインバータによる変流量制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ インバータ制御が無い場合、又は手動インバータ調整の場合で評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()					
Ⅱ.1b.6	熱源2次ポンプの適正容量分割又は小容量ポンプの導入	○	☐ 調書 熱源ポンプ(第2号様式その4)からサンプリングした空調2次ポンプに、適正容量分割又は小容量ポンプが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 同一系統に熱源2次ポンプが3台以上設置してある場合、ピーク時の運転台数が2台以下のものが評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅱ.1b.7	高効率冷却塔の導入	○	☐ 調書 冷却塔(第2号様式その3)からサンプリングした高効率冷却塔の取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 同一機器のモータの評価が重複していないか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
Ⅱ.1b.8	高効率熱源ポンプの導入	○	☐ 調書 熱源ポンプ(第2号様式その4)からサンプリングした高効率空調用ポンプの取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 同一機器のモータの評価が重複していないか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
Ⅱ.1b.9	大温度差送水システムの導入	—	☐ 熱媒が水の場合に、2次側(空調機側)の冷水(冷水が無い場合は温水)の設計送水温度差が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 冷水の設計送水温度差が異なる系統が複数ある場合は、ポンプ流量の合計値が大きい方の設計送水温度差となっているか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()	—				
Ⅱ.1b.10	熱源機器出口設定温度の遠方制御の導入	—	☐ いずれかの熱源機器に熱源機器出口設定温度の遠方制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 中央監視ポイント表 ☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—				
Ⅱ.1b.11	熱源1次ポンプ変流量制御の導入	○	☐ 調書 熱源ポンプ(第2号様式その4)からサンプリングした熱源一次ポンプに、台数制御又はインバータによる変流量制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 手動インバータ調整の場合で評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()					
Ⅱ.1b.12	冷却水ポンプ変流量制御の導入	○	☐ 調書 熱源ポンプ(第2号様式その4)からサンプリングした冷却水ポンプに、台数制御又はインバータによる変流量制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 手動インバータ調整の場合で評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()					
Ⅱ.1b.13	熱源2次ポンプの末端差圧制御の導入	○	☐ 調書 熱源ポンプ(第2号様式その4)からサンプリングした熱源2次ポンプに、末端差圧制御、推定末端差圧制御又は送水圧力設定制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ Ⅱ.1b.5 熱源2次ポンプ変流量制御が導入されていることを調書で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その17

認定ガイドライン 第1号様式その16関連

b. 熱源・熱搬送設備、冷却設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
II.1b.14	熱交換器の断熱	—	☐ 熱交換器が断熱されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 熱交換器全数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ サンプリングした熱交換器が断熱されていることを、現地で確認できるか。 ☐ 評価の対象外とする場合、断熱による省エネ効果が期待できないことを根拠書類で確認できるか。	☐ 工事報告書 ☐ 竣工図 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—				
II.1b.15	蓄熱システムの導入	—	☐ 全ての蓄熱システムの型式が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 複数の型式が混在する場合は、年間蓄熱量実績(年間蓄熱量実績が不明なときは蓄熱量)が記入され、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 熱源システム図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—				
II.1b.16	冷却塔ファンインバータ制御の導入	○	☐ 調書 冷却塔(第2号様式その3)からサンプリングした冷却塔に、ファンインバータ制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 手動インバータ調整の場合で評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()					
II.1b.17	フリークーリングシステムの導入	—	☐ 埼玉県内において有効に運転するような温度設定により自動制御されているフリークーリングシステムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ フリークーリングシステムの運転実績データにより省エネ効果を確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ 省エネ効果に関する資料 ☐ その他()	—				
II.1b.18	冷却水ろ過冷却リサイクルシステムの導入	—	☐ 冷却水ろ過冷却リサイクルシステムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	—				
II.1b.19	冷却水ON/OFF制御システムの導入	—	☐ 不要時の設備停止に伴う冷却水ON/OFF制御システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	—				
II.1b.20	中温冷水利用システムの導入	—	☐ 冷水往温度が12℃以上である中温冷水利用システムが、主たる熱源システムの一部に導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 熱源システム図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—				
II.1b.21	統合熱源制御システムの導入	—	☐ 熱源機器、冷却塔及びポンプ等の熱源システム群に対し、統合熱源制御システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—				
II.1b.22	熱源2次ポンプの送水圧力設定制御の導入	○	☐ 調書 熱源ポンプ(第2号様式その4)からサンプリングした熱源2次ポンプに、送水圧力設定制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ II.1b.13 熱源2次ポンプ末端差圧制御が導入されていることを、調書で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その18

認定ガイドライン 第1号様式その17関連

c. コージェネレーション設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
II.1c.1	高効率コージェネレーションの導入	—	☐ 全てのコージェネレーション設備のコージェネ機種、発電容量、定格エネルギー消費量、エネルギー種別、台数、年間燃料消費量、年間発電量及び年間排熱利用量が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 根拠書類の単位が指定の単位と異なる場合は、正しく換算されているか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ コージェネシステム図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—				

d. 受変電設備、配電設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
II.1d.1	高効率変圧器の導入	○	☐ 調書 変圧器(第2号様式その5)からサンプリングした高効率変圧器の取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 同一変圧器の評価が重複していないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()					
II.1d.3	デマンド制御システムの導入	—	☐ デマンド制御システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 手動停止マニュアル ☐ その他()	—				
II.1d.4	低圧動力回路への力率改善コンデンサの導入	—	☐ 力率改善コンデンサが変圧器の低圧側(2次側)動力回路に導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—				
II.1d.5	400V配電方式の導入	—	☐ 200V仕様のある動力設備(ポンプ、ファン等の汎用機器に限る。)容量の50%以上に、400V配電方式が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—				
II.1d.6	低負荷変圧器の統合	—	☐ 低負荷率の変圧器があり、変圧器の統合により負荷率が改善されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 運転実績データ	—				
II.1d.7	変圧器の台数制御の導入	—	☐ 変圧器に負荷による台数制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ オペレーターが行っている場合は、負荷に応じて適切な台数の変圧器を運転および停止していることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 変圧器の運転データ ☐ その他()	—				
II.1d.8	大型変圧器の冷却設備制御の導入	—	☐ 冷却設備がある全ての変圧器に、温度による冷却設備のON・OFF制御又は台数制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	—				
II.1d.9	高効率UPSの導入	—	☐ 情報通信施設に、変換効率90%以上の高効率UPSがUPS総容量の50%以上で導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その19

認定ガイドライン 第1号様式その17関連

e. 圧縮空気供給設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅱ.1.e.1	高効率エアコンプレッサーの導入	○	☐ 調書 エアコンプレッサー(第2号様式その6)からサンプリングした高効率エアコンプレッサーの取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 同一機器のモータの評価が重複していないか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
Ⅱ.1.e.2	エアコンプレッサーの台数制御の導入	○	☐ 調書 エアコンプレッサー(第2号様式その6)からサンプリングしたエアコンプレッサーに末端圧力又は吐出圧力による台数制御の取組状況を、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—				
Ⅱ.1.e.3	コンプレッサー室への換気設備の導入	—	☐ 全てのコンプレッサー室に換気設備が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、コンプレッサー室が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()	—				
Ⅱ.1.e.4	圧縮空気配管のループ配管化	—	☐ 圧縮空気配管が長くなる場合に圧縮空気配管がループ配管化されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ その他()	—				
Ⅱ.1.e.5	エアコンプレッサーの分散化	—	☐ 圧縮空気配管が長くなる場合にエアコンプレッサーが分散化されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ その他()	—				
Ⅱ.1.e.6	圧縮空気配管の高圧ライン/低圧ラインの系統分割	—	☐ 圧縮空気配管が高圧ラインと低圧ラインの系統に分割され、圧力設定を変えていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()	—				
Ⅱ.1.e.7	ブースター方式の導入	—	☐ 圧縮空気供給圧力の高圧と低圧が混在し、高圧が必要な箇所のみ局所的に昇圧されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()	—				
Ⅱ.1.e.8	吸気冷却システムの導入	—	☐ 井水、冷却水などによるコンプレッサーの吸気冷却システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	—				
Ⅱ.1.e.9	コンプレッサーの排熱回収システムの導入	—	☐ コンプレッサーの排熱による暖房利用システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()	—				
Ⅱ.1.e.10	バージ制御装置の導入	—	☐ 露点温度によりバージエア量を低減するバージ制御装置が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()	—				
Ⅱ.1.e.11	エアコンプレッサー排熱の局所排気システムの導入	—	☐ エアコンプレッサー排熱の局所排気システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()	—				
Ⅱ.1.e.12	フィルタの低圧損化	—	☐ 低圧損フィルタの導入又はファイナルフィルタの削減が行われていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()	—				
Ⅱ.1.e.13	高効率ドライヤーの導入	—	☐ 高効率ドライヤーが、ドライヤー総電動機出力の50%以上で導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()	—				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その20

認定ガイドライン 第1号様式その17, その18関連

f. 給水・給湯設備、排水処理設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅱ.1f.1	高効率給水ポンプの導入	○	☐ 調書 給水・排水処理設備(第2号様式その7)からサンプリングした高効率給水ポンプの取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 同一機器のモータの評価が重複していないか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()	－				
Ⅱ.1f.2	排水処理用の高効率ポンプ・ブロワの導入	○	☐ 調書 給水・排水処理設備(第2号様式その7)からサンプリングした排水処理用の高効率ポンプ又はブロワの取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 同一機器のモータの評価が重複していないか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()	－				
Ⅱ.1f.3	排水再利用システム等の導入	－	☐ 雨水利用システム、空調ドレン利用システム、中水利用システム等の排水再利用システム、又は再生水、工業用水、湧水等の雑用水利用システムのいずれかが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 動作説明図 ☐ システム図 ☐ 運転実績データ ☐ 購買伝票 ☐ その他()	－				
Ⅱ.1f.4	微細気泡散気管の導入	－	☐ 排水処理施設に、微細気泡散気管(散気板等の散気装置を含む。)が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	－				
Ⅱ.1f.5	ばっ気用ブロワの変風量制御の導入	－	☐ 排水処理施設に、負荷に合わせたスケジュール等によるばっ気用ブロワの台数制御又はインバータによる変風量制御(手動によるインバータ調整を除く。)が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()	－				
Ⅱ.1f.6	ばっ気用ブロワの溶存酸素濃度制御の導入	－	☐ 排水処理施設に、ばっ気用ブロワの溶存酸素濃度(DO)等水質の状態の計測値による送風量制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()	－				
Ⅱ.1f.7	高効率給湯ヒートポンプユニットの導入		☐ 中央給湯方式の熱源機器に、定格COP3.0以上の高効率給湯ヒートポンプユニットが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ その他()	－				

2. 建築設備の省エネルギー性能

a. 空調・換気設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅱ.2a.1	高効率パッケージ形空調機の導入	○	☐ 調書 パッケージ形空調機(第2号様式その8)からサンプリングした高効率パッケージ形空調機の取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ サンプリングした高効率パッケージ形空調機に、屋外機の散水システムが導入されていること、屋外機のショートサーキット無しが判断基準と整合していることを、現地で確認できるか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他() ☐ 現地確認()					
Ⅱ.2a.2	電気室・エレベーター機械室の温度制御の導入	－	☐ 電気室及びエレベーター機械室に、空調・換気設備の温度制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 全電気室数及び全エレベーター機械室数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、電気室及びエレベーター機械室に空調・換気設備が無いこと又は電気室及びエレベーター機械室が無いことを根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	－				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その21

認定ガイドライン 第1号様式その18関連

a. 空調・換気設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅱ.2a.3	高効率空調機の導入	○	☐ 調書 空調機その1(第2号様式その10)からサンプリングした高効率空調機の取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 同一機器のモータの評価が重複していないか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
Ⅱ.2a.4	高効率空調・換気用ファンの導入	○	☐ 調書 空調・換気用ファン(第2号様式その12)からサンプリングした高効率空調・換気用ファンの取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 同一機器のモータの評価が重複していないか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
Ⅱ.2a.5	ウォーミングアップ時の外気遮断制御の導入	－	☐ 事務所にウォーミングアップ時の外気遮断制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	－				
Ⅱ.2a.6	空調機の変風量システムの導入	○	☐ 調書 空調機その1(第2号様式その10)からサンプリングした空調機に、空調機ファンのインバータを比例制御する変風量システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅱ.2a.7	空調機の気化式加湿器の導入	－	☐ 事務室の空調機又はパッケージ形空調機に、気化式加湿器が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()	－				
Ⅱ.2a.8	外気冷房システムの導入	－	☐ 事務室に外気冷房システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 事務室(冬季及び中間期に冷房が無い室を除く。)の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	－				
Ⅱ.2a.9	局所冷暖房設備の導入	－	☐ 高発熱領域に対する局所冷房設備、又は天井高6m以上の大空間における局所冷暖房設備が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()	－				
Ⅱ.2a.10	CO2濃度による外気量制御の導入	－	☐ 事務室にCO2濃度による外気量制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	－				
Ⅱ.2a.11	ファンコイルユニットの比例制御の導入	－	☐ ファンコイルユニットの比例制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ ファンコイルユニット全台数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	－				
Ⅱ.2a.12	空調の最適起動制御の導入	－	☐ 空調機に最適起動制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 全空調機台数(24時間空調部分、ファンコイルユニット、パッケージ形空調機及び全熱交換器を除く。)に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	－				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その22

認定ガイドライン 第1号様式その18関連

a. 空調・換気設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅱ 2a.13	全熱交換器の導入	—	☐ 事務室に全熱交換器が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	—				
Ⅱ 2a.14	大温度差送風空調システムの導入	○	☐ 調書 空調機その1(第2号様式その10)からサンプリングした空調機に、大温度差送風空調システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅱ 2a.15	放射冷暖房空調システムの導入	—	☐ 事務室に放射冷暖房空調システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	—				
Ⅱ 2a.16	置換換気システムの導入	—	☐ 厨房以外で置換換気システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()	—				
Ⅱ 2a.17	空調機の間欠運転制御の導入	○	☐ 調書 空調機その2(第2号様式その11)からサンプリングした空調機に、間欠運転制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅱ 2a.18	高効率厨房換気システムの導入	—	☐ 厨房に高効率厨房換気システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()	—				
Ⅱ 2a.19	厨房外調機・ファンの風量モード切替制御の導入	—	☐ 厨房外調機又はファンに風量モード切替制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	—				
Ⅱ 2a.20	人感センサーによる換気制御の導入	—	☐ 主たる便所に、人感センサーによる換気制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	—				
Ⅱ 2a.21	デシカント空調システムの導入	—	☐ デシカント空調システムが事務室の床面積の50%以上で導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()	—				
Ⅱ 2a.22	ファンの手動調整用インバータの導入	—	☐ 空調機又はファンに、手動調整用インバータが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ Ⅱ 2a.6 空調機の変風量システムの導入で評価されているものが、評価対象となっていないか。 ☐ ファン総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 運転実績データ ☐ 工事報告書 ☐ その他()	—				
Ⅱ 2a.23	気流感創出ファン・サーキュレーションファンの導入	—	☐ 事務室に気流感創出ファン等を、又は天井高6m以上かつ床面積100㎡以上の大空間にサーキュレーションファンを利用した空調システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その23

認定ガイドライン 第1号様式その18関連

b. 照明設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅱ.2b.1	高効率照明器具の導入	○	☐ 調書 照明器具(第2号様式その13)からサンプリングした照明器具の主たるランプ種類、1台当たりの消費電力及び台数が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 屋外照明が評価から漏れていないか。	☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
Ⅱ.2b.2	高輝度型誘導灯、蓄光型誘導灯の導入	—	☐ 高輝度型誘導灯(冷陰極管又はLED)又は蓄光型誘導灯が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 誘導灯総器具数(階段通路誘導灯を除く。)に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—				
Ⅱ.2b.3	照明のゾーニング制御の導入	—	☐ 照明の点滅区分の細分化と間引き点灯が可能な照明のゾーニング制御の取組状況が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ ランプを抜いている場合で、安定器に通電しているものが含まれていないか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 照明ゾーニング図 ☐ その他()	—				
Ⅱ.2b.4	照明の人感センサーによる入室検知制御の導入	—	☐ 事務室、廊下、階段室、便所、湯沸室等に、照明の人感センサーによる入室検知制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 階段室、便所又は湯沸室の床面積の80%以上に相当することを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ サンプリングした室で、人感センサーにより照明が点灯及び消灯することを、現地で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—				
Ⅱ.2b.5	照明の局所制御の導入	—	☐ 照明器具ごとのスイッチ等による照明の局所制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—				
Ⅱ.2b.6	照明の初期照度補正制御の導入	—	☐ 照明の初期照度補正制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ サンプリングした事務室で、設計照度以下に設定されていることを、現地で確認できるか。	☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—				
Ⅱ.2b.7	照明の昼光利用照明制御の導入	—	☐ 照明の昼光利用照明制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ サンプリングした事務室の窓際で、照明の調光制御によりランプが若干暗くなっていることを、現地で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—				
Ⅱ.2b.8	照明のタイムスケジュール制御の導入	—	☐ 照明のタイムスケジュールが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 照明スケジュール表 ☐ システム図 ☐ その他()	—				
Ⅱ.2b.9	タスク&アンビエント照明システムの導入	—	☐ 事務室にタスク&アンビエント照明システムが導入され、アンビエント照明の設計照度が300lx以下で設計されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 調光、間引き点灯、ランプを抜くこと等で、照度を300lx以下にしている場合が評価されていないか。 ☐ 事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ サンプリングした事務室のアンビエント照明が、概ね300lx以下になっていることを、現地で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その24

認定ガイドライン 第1号様式その18, その19関連

b. 照明設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅱ 2b.10	照明の明るさ感知による自動点滅制御の導入	—	☐ 照明の明るさ感知による自動点滅制御が、窓のある主たるエントランスホール、廊下、便所等のいずれかに導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 明るさセンサーで調光しているもの、又は屋外照明が評価されていないか。 ☐ サンプリングした室に、明るさセンサーがあること、及び日中消灯していることを、現地で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—					
Ⅱ 2b.11	照明のセキュリティー連動制御の導入	—	☐ 照明のセキュリティー連動制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()	—					
Ⅱ 2b.12	誘導灯の消灯制御の導入	—	☐ 誘導灯の消灯制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 誘導灯の消灯制御が運用上活用されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()	—					

c. 給排水・給湯設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅱ 2c.1	大便器の節水器具の導入	—	☐ 大便器の節水器具又は超節水器具が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 主たる便所の大便器数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ その他()	—					
Ⅱ 2c.3	洗面器の自動水栓の導入	—	☐ 洗面器に自動水栓が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 主たる便所の洗面器数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ その他()	—					
Ⅱ 2c.5	自然冷媒ヒートポンプ給湯器の導入	—	☐ 貯湯容量300ℓ以上の電気給湯器に、自然冷媒ヒートポンプ給湯器が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—					
Ⅱ 2c.6	潜熱回収給湯器の導入	—	☐ 潜熱回収給湯器が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図	—					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その25

認定ガイドライン 第1号様式その19関連

d. 昇降機設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅱ.2d.1	エレベーターの可変電圧可変周波数制御方式の導入	○	☐ 調書 昇降機(第2号様式その14)からサンプリングしたエレベーターに、可変電圧可変周波数制御方式(VVVF制御方式)が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						
Ⅱ.2d.2	エレベーターの群管理制御の導入	○	☐ 調書 昇降機(第2号様式その14)からサンプリングしたエレベーターに、群管理制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						
Ⅱ.2d.3	エレベーターかご内の照明・ファン等の不使用時停止制御の導入	○	☐ 調書 昇降機(第2号様式その14)からサンプリングしたエレベーターに、かご内の照明・ファン等の不使用時停止制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						
Ⅱ.2d.4	エレベーターの電力回生制御の導入	○	☐ 調書 昇降機(第2号様式その14)からサンプリングしたエレベーターに、電力回生制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()						

e. その他

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅱ.2e.3	高効率厨房機器の導入	—	☐ 電化厨房機器又は集中排気型ガス厨房機器が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—					

3. 建物の省エネルギー性能

a. 建物外皮

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅱ.3a.1	高性能な建物外皮の導入	—	☐ 建築物省エネ法に該当する事務所があること、及び年間熱負荷係数PAL*又はPALの基準値に対する削減率を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 省エネルギー計画書 ☐ その他()	—					
Ⅱ.3a.2	隙間風対策の導入	—	☐ 空調空間と非空調空間の境にある出入口に、風除室又はエアカーテン等の隙間風対策が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ その他()	—					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その26

認定ガイドライン 第1号様式その19関連

a.建物外皮

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅱ.3a.3	ブラインドの日射制御及びスケジュール制御の導入	—	☐ 主たる事務室にブラインドの日射制御又はスケジュール制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ ブラインドシステム図 ☐ 中央監視ポイント表 ☐ 運用実績データ ☐ その他()	—					
Ⅱ.3a.4	屋上緑化の導入	—	☐ 建物屋根に屋上緑化が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 屋上緑化仕様書 ☐ 竣工図 ☐ 現地写真 ☐ その他()	—					
Ⅱ.3a.5	壁面緑化の導入	—	☐ 窓などの開口部の10㎡以上、又は建物の外壁部分の100㎡以上に対して、壁面緑化又は緑化によるひさが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 現地写真 ☐ その他()	—					
Ⅱ.3a.6	遮熱塗料塗布・遮熱フィルムの導入	—	☐ 窓面積100㎡以上に対して、遮熱塗装又は遮熱フィルムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 工事報告書 ☐ 納入仕様書 ☐ その他()	—					
Ⅱ.3a.7	屋根への遮熱塗装の導入	—	☐ 屋根面積1,000㎡以上に対して、遮熱塗装が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 工事報告書 ☐ 納入仕様書 ☐ その他()	—					

b.自然エネルギーの利用

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅱ.3b.1	自然採光を利用したシステムの導入	—	☐ 自然採光を利用したシステムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 自然採光を利用したシステムが導入されていることを、現地で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 現地写真 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—					
Ⅱ.3b.2	自然通風を利用したシステムの導入	—	☐ 自然通風を利用したシステムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 自然通風を利用したシステムが導入されていることを、現地で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 自然換気装置製作図 ☐ 現地写真 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—					
Ⅱ.3b.4	年間を通して安定した地中温度を利用したシステムの導入	—	☐ クールトレンチ、ヒートトレンチその他の年間を通して安定した地中温度の利用のための措置が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 地中熱利用ヒートポンプ又は井水熱利用が含まれていないか。	☐ システム図 ☐ 竣工図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					

4.未利用エネルギー

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅱ.4.2	未利用エネルギーシステムの導入	—	☐ 未利用エネルギーシステムのシステム名称、エネルギー利用形態、発電容量又は熱利用容量、年間発電量又は年間省エネルギー量実績が漏れなく記入され、根拠書類と整合しているか。 ☐ 単位換算表を用いて指定の単位に換算されているか。 ☐ 未利用エネルギーシステムが導入されていることを、現地で確認できるか。	☐ システム図 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ 運転実績データ ☐ その他() ☐ 現地確認()	—					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その27

認定ガイドライン 第1号様式その20関連

Ⅲ. 設備及び事業所の運用に関する事項

1. ユーティリティ設備等の運用管理

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.1a.1	蒸気ボイラーの空気比の管理	—	☐ 空気比の調整が可能な全ての蒸気ボイラーの空気比の実績で評価されているか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類及び判断基準と整合しているか。 ☐ 除外する場合、空気比の調整が可能な蒸気ボイラーが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ ばい煙量等測定結果報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 設備台帳 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1a.2	蒸気ボイラーの設定圧力の適正化	—	☐ 蒸気ボイラーの設定圧力と、その系統の蒸気使用端の最も高い必要圧力との差が、0.3MPa以下に設定されているか、又は蒸気ボイラーの下限圧力に設定されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、蒸気ボイラーが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1a.3	部分負荷時の蒸気ボイラー運転の適正化	—	☐ 蒸気ボイラー群で、部分負荷時に熱負荷に応じた蒸気ボイラー運転の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 蒸気量、蒸気圧力又は燃料消費量と蒸気ボイラーの運転パターンの相関がわかる書類が作成されているか。 ☐ 蒸気ボイラー群系統数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、蒸気ボイラーが無いこと、又は1台の蒸気ボイラーで蒸気供給システムが構成されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 蒸気量、蒸気圧力又は燃料消費量と蒸気ボイラーの運転パターンの相関がわかる資料 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1a.4	非使用エリアの蒸気供給バルブの閉止	—	☐ 非使用エリアの蒸気供給バルブが閉止されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、非使用エリアが無いこと、蒸気が無いこと、又は全ての蒸気が排熱(コージェネレーションの排熱を除く。)利用であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ 竣工図 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1a.5	非使用時間帯の蒸気ボイラーの停止	—	☐ 蒸気ボイラーが、非使用時間帯に停止されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、蒸気ボイラーが無いこと、又は非使用時間帯が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1a.6	蒸気ボイラーの給水水质・ブロー量の管理	—	☐ 全ての蒸気ボイラーの最大ブロー量が、ブロー率10%以下に管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、蒸気ボイラーが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()	—				
Ⅲ.1a.7	蒸気配管の保温の確認	—	☐ 日常点検項目として、保温材の脱落を確認する項目が設定された点検記録表が作成されているか。 ☐ 脱落があった場合の措置の方法及びその実施状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、蒸気が無いこと、又は全ての蒸気が排熱(コージェネレーションの排熱を除く。)利用であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 実績報告書 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1a.8	蒸気ボイラーの起動時間の適正化	—	☐ 全ての蒸気ボイラーの起動時刻を季節により調整していることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、蒸気ボイラーがないこと、又は24時間運転していることを、根拠書類によって確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()	—				
Ⅲ.1a.9	スチームトラップの効果検証の実施	—	☐ 最適なスチームトラップの選定に関する効果検証が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 検証実施記録 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その28

認定ガイドライン 第1号様式その20関連

b. 熱源・熱搬送設備、冷却設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.1b.1	燃焼機器の空気比の管理	—	☐ 空気比の調整が可能な全ての燃焼機器の空気比の実績で評価されているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、空気比の調整が可能な燃焼機器が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ ばい煙量等測定結果報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 設備台帳 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1b.2	冷凍機の冷却水温度設定値の調整	—	☐ 全ての冷凍機の冷却水下限温度が根拠書類で確認できるか。 ☐ 冷凍機の冷却水温度設定値が、冷凍機の冷却水下限温度を目標に調整されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、水冷冷凍機が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1b.3	冷温水管等の保温の確認	—	☐ 日常点検項目として、保温材の脱落を確認する項目が設定された点検記録表が作成されているか。 ☐ 脱落があった場合の措置の方法及びその実施状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、冷温水管等が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 実績報告書 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1b.4	インバータ制御系統のバルブの開度調整	—	☐ インバータ制御を導入している熱源ポンプ周りの全てのバルブが全開で調整されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ サンプリングしたインバータ制御を導入している熱源ポンプ回りのバルブが全開になっていることを、現地で確認できるか。 ☐ 除外する場合、インバータ制御を導入している熱源ポンプが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 実施報告書 ☐ 竣工図 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—				
Ⅲ.1b.5	熱源不要期間の熱源機器等停止	—	☐ 熱源機器及び熱源ポンプで、熱源不要期間の電源供給停止、又は夜間の運転停止が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()	—				
Ⅲ.1b.6	空調停止時の熱源運転時間の短縮	—	☐ 24時間空調対応を除く全ての熱源機器を、空調停止時間の15分以上前に停止し、空調2次ポンプのみで対応していることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—				
Ⅲ.1b.7	熱源機器の冷温水出口温度設定値の調整	—	☐ 熱源機器の冷温水出口温度設定値を季節ごとに調整し、できる限り効率の良い水温に設定されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、熱源機器が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—				
Ⅲ.1b.8	部分負荷時の熱源運転の適正化	—	☐ 熱源群で、部分負荷時に熱負荷に応じた熱源機器運転の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 熱負荷と熱源機器の運転パターンの相関がわかる書類が作成されているか。 ☐ 熱源群全系統数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 運転実績データ ☐ 熱負荷と熱源機器の運転パターンの相関がわかる書類 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1b.9	部分負荷時の熱源ポンプ運転の適正化	—	☐ 熱源2次ポンプ群で、部分負荷時に熱負荷に応じた熱源ポンプ運転の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 熱負荷と熱源2次ポンプの運転台数の相関がわかる書類が作成されているか。 ☐ 冷却水ポンプ群で、水熱源パッケージ形空調機及び冷却装置の負荷流量に応じた空調用ポンプ運転の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 熱源2次ポンプ群及び冷却水ポンプ群全系統数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 運転実績データ ☐ 熱負荷と熱源2次ポンプの運転台数の相関がわかる書類 ☐ その他()	—				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その29

認定ガイドライン 第1号様式その20関連

b. 熱源・熱搬送設備、冷却設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果							
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由	
Ⅲ.1b.10	蓄熱槽の管理	—	☐ 全ての水蓄熱槽の温度分布や蓄放熱時の温度プロフィールの状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 全ての水蓄熱槽の蓄放熱量の状況を、根拠書類で確認できるか。	☐ 水蓄熱槽の温度分布や温度プロフィールの状況がわかる書類 ☐ 水蓄熱槽の蓄放熱量の状況がわかる書類 ☐ 竣工図 ☐ その他()	—						
Ⅲ.1b.11	ミキシングロス防止のためのバルブ開度の確認	—	☐ ミキシングロス防止のために、冷水水切換用のバルブ閉止が確認され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ 竣工図 ☐ その他()	—						
Ⅲ.1b.12	空調開始時の熱源起動時間の適正化	—	☐ 熱源機器及び熱源2次ポンプを運転して冷水又は温水が供給温度に達する時間と空調機器の起動時間との差が、季節ごとに適正に管理され、全ての系統で15分以内であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()	—						
Ⅲ.1b.13	空調2次ポンプ変流量制御のインバータ周波数下限値の調整	—	☐ Ⅱ.1b.5 熱源2次ポンプ変流量制御の導入に該当する熱源2次ポンプにおいて、インバータ周波数下限値の調整が実施されていることを根拠書類で確認できるか。 ☐ 熱源2次ポンプの系統が複数あり、それぞれのインバータ周波数下限値が異なる場合、単純平均した値、又はポンプ定格電動機出力で加重平均した値であることを根拠書類で確認できるか。 ☐ インバータ周波数の下限実績値が、インバータ周波数下限値まで下がっていることを根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ Ⅱ.1b.5 熱源2次ポンプ変流量制御の導入に該当しない場合で評価されていないか。	☐ 点検記録表 ☐ 実施報告書 ☐ 運転操作マニュアル ☐ メーカー回答書 ☐ その他()	—						
Ⅲ.1b.14	再生可能エネルギー等熱利用システムのバックアップ運転の適正化	—	☐ 再生可能エネルギー等熱利用システムにおいて、全てのバックアップ運転の適性化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、再生可能エネルギー等熱利用システムのバックアップシステムが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—						

c. コージェネレーション設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果							
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由	
Ⅲ.1c.1	コージェネレーションの運転の適正化	—	☐ コージェネレーションの排熱が有効に利用できるように、発電及び排熱利用の状況が適正に管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 年間平均総合効率率が94を超えることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、コージェネレーションが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()	—						

d. 受変電設備、配電設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果							
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由	
Ⅲ.1d.1	不要期間・不要時間帯の変圧器の遮断	—	☐ 遮断可能な変圧器がある場合、変圧器の遮断が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、負荷がない時期や負荷が小さい夜間等に遮断可能な変圧器が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—						
Ⅲ.1d.2	変圧器タップ切換による電圧の最適化	—	☐ 定格電圧から外れている変圧器の出力端子電圧のタップ切換による調整が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、定格電圧から外れている変圧器が無いこと、又はタップ切換機能が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 運転管理マニュアル ☐ その他()	—						
Ⅲ.1d.3	昼間運転設備の夜間移行	—	☐ 昼間運転している電気使用設備の夜間運転への移行が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 運転実績データ ☐ 運転管理マニュアル ☐ その他()	—						

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その30

認定ガイドライン 第1号様式その20関連

e. 圧縮空気供給設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.1e.1	非使用エリアの圧縮空気供給バルブの閉止	—	☐ エアコンプレッサーから非使用エリアに分岐する圧縮空気供給バルブの全てが閉止されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、単相電源又は可搬式を除くエアコンプレッサーが無いこと、又は非使用エリアが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1e.2	非使用時間帯のエアコンプレッサーの停止	—	☐ 非使用時間帯にエアコンプレッサーが停止されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、単相電源又は可搬式を除くエアコンプレッサーが無いこと、又は非使用時間帯が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1e.3	部分負荷時のエアコンプレッサー運転の適正化	—	☐ エアコンプレッサー群で、部分負荷時に、負荷に応じたエアコンプレッサー運転の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 圧縮空気量、圧力等とエアコンプレッサーの運転パターンとの相関がわかる根拠書類が作成されているか。 ☐ 除外する場合、エアコンプレッサー群が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 負荷とエアコンプレッサーの運転台数の関係に関する説明資料 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1e.4	エアコンプレッサーの設定圧力の適正化	—	☐ 単相電源、可搬式又はターボコンプレッサーを除く全てのエアコンプレッサーの設定圧力が、エア使用端の最大必要圧力より+0.1MPa以下に調整されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、単相電源、可搬式又はターボコンプレッサーを除くエアコンプレッサーが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1e.5	エアコンプレッサー吸入空気温度の管理	—	☐ 単相電源又は可搬式を除く全てのエアコンプレッサーに対して、吸入空気温度が外気温度+5℃以下に管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、単相電源又は可搬式を除くエアコンプレッサーが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1e.6	ドライエアの設定露点温度の緩和	—	☐ 設計条件の露点温度に対して、ドライエアの設定露点温度の緩和が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—				

f. 給水・給湯設備、排水処理設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.1f.1	給水・給湯バルブの調整	—	☐ 全ての水栓で適正な水量となるように、給水及び給湯の分岐バルブ又は止水栓が調整されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1f.2	給水圧力の管理	—	☐ 給水ポンプユニットの設定圧力が調整され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 点検記録表 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1f.3	揚水ポンプのバルブの開度調整	—	☐ 全ての揚水ポンプ回りのバルブ開度が80%以上に調整されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 現地写真 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1f.4	貯湯温度設定の緩和	—	☐ 全ての中央給湯方式の貯湯槽で、貯湯温度が60℃に設定されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—				
Ⅲ.1f.5	給湯不要時間帯の給湯循環ポンプの停止	—	☐ 給湯不要時間帯のある系統の全ての給湯循環ポンプの停止が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—				
Ⅲ.1f.6	ばっ気設備の必要ばっ気圧力に応じた空気供給圧力の管理	—	☐ インバータ制御を導入しているばっ気ブロウ系統の全てのバルブを全開にし、インバータ周波数が調整されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その31

認定ガイドライン 第1号様式その21関連

2. ユーティリティ設備等の保守管理

a. 蒸気供給設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ 2a.1	蒸気ボイラーの点検・清掃	—	☐ 蒸気ボイラーの伝熱面及びバーナーノズルの点検及び清掃及びスケール除去の頻度が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、蒸気ボイラーが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()	—				
Ⅲ 2a.2	蒸気配管・バルブ・スチームトラップからの漏れ点検	—	☐ 蒸気配管、バルブ等からの漏れ点検、及びスチームトラップの点検が適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、蒸気配管が無いこと、全ての蒸気が廃熱(コージェネレーションの排熱を除く。)利用であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—				
Ⅲ 2a.3	蒸気制御バルブ等の作動チェック	—	☐ 蒸気制御バルブ等の作動チェックが適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、蒸気制御バルブ等が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ その他()	—				
Ⅲ 2a.4	蒸気ボイラーのメーカーによる遠隔監視	—	☐ いずれかの蒸気ボイラーでメーカーによる遠隔監視が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 遠隔監視契約書 ☐ 遠隔監視報告書 ☐ その他()	—				

b. 熱源・熱搬送設備、冷却設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ 2b.1	熱源機器の点検・清掃	—	☐ 冷凍機のコンデンサ又はエバポレータの清掃、燃焼機器の伝熱面の清掃及びスケール除去、バーナーノズルの点検の頻度が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、熱源機器が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—				
Ⅲ 2b.2	熱交換器の清掃	—	☐ 熱交換器(プレート形を含む。)の清掃の頻度が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、熱交換器が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—				
Ⅲ 2b.3	熱源用制御機器の点検及び制御バルブ等の作動チェック	—	☐ 熱源用制御機器の点検及び制御バルブ等の作動チェックが適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、熱源用制御機器及び制御バルブ等が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ その他()	—				
Ⅲ 2b.4	冷却水の適正な水質管理及び冷却塔の充填材の清掃	—	☐ 冷却水の適正な水質管理及び冷却塔の充填材の清掃が適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、冷却塔が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—				
Ⅲ 2b.5	熱源機器のメーカーによる遠隔監視	—	☐ いずれかの熱源機器でメーカーによる遠隔監視が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 遠隔監視契約書 ☐ 遠隔監視報告書 ☐ その他()	—				

c. コージェネレーション設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ 2c.1	コージェネレーション設備の定期的な点検	—	☐ メーカー又はメンテナンス業者によるコージェネレーション設備の定期的な点検の頻度が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、コージェネレーションが無いことを、根拠書類等で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ その他()	—				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その32

認定ガイドライン 第1号様式その21関連

e. 圧縮空気供給設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.2e.1	圧縮空気配管・バルブからの漏れ点検	—	☐ 全ての圧縮空気配管及びバルブからの漏れ点検が適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、圧縮空氣が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.2e.2	エアコンプレッサー吸込みフィルターの清掃	—	☐ 全てのエアコンプレッサーの吸込みフィルターの清掃が適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、エアコンプレッサーが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.2e.3	インタークーラーの清掃	—	☐ 全てのエアコンプレッサーのインタークーラー及びアフタークーラーの清掃が適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、エアコンプレッサーが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ その他()	—					

3. 建築設備の運用管理

a. 空調・換気設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.3a.1	居室の室内温度の適正化	—	☐ 夏季(7.8月)の居室の実際の室内温度の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 同一フロアで、複数の測定箇所がある場合、それぞれの対象面積ごとに評価されているか。 ☐ 空気環境測定結果報告書の作成が法的に不要な場合、天井内空気温度又は還気ダクトの戻り空気温度で評価されていないか。 ☐ 事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、事務室が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 空気環境測定結果報告書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.3a.2	室使用開始時の空調起動時間の適正化	—	☐ 室の使用開始時間に合わせた季節ごとの空調起動時間の適正化され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、全ての系統が24時間空調(不定期な場合を除く。)であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転スケジュール表 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.3a.3	換気ファンの間欠運転の実施	—	☐ 機械室(燃焼系統、臭気系統を除く。)又は倉庫のファンの間欠運転が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 機械室(燃焼系統、臭気系統を除く。)及び倉庫のファンの年間平均運転時間を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、全てのファンが単相電源であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.3a.4	クールビズ・ウォームビズによる空調設定温度の緩和	—	☐ クールビズ(夏季27℃以上)及びウォームビズ(冬季20℃以下)による空調設定温度の緩和が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、事務室が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.3a.5	エレベーター機械室・電気室の室内設定温度の適正化	—	☐ エレベーター機械室及び電気室(UPS・蓄電池専用室を除く。)の室内設定温度の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 全エレベーター機械室数及び全電気室数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、エレベーター機械室及び電気室(UPS・蓄電池専用室を除く。)が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.3a.6	CO2濃度・外気温湿度による外気取入量の調整	—	☐ 室内CO2濃度及び外気温湿度による外気導入量の調整が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 空気環境測定結果報告書 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.3a.7	居室以外の室内温度の緩和	—	☐ 主たるエントランスホール、廊下等の居室以外の室内温度の緩和が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 空気環境測定結果報告書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その33

認定ガイドライン 第1号様式その21関連

a. 空調・換気設備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.3a.8	エレベーター機械室・電気室の換気ファンの夏季停止	—	☐ エレベーター機械室及び電気室が空調機併用の場合、ファンの夏季停止が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 空調機併用システムの全エレベーター機械室数及び全電気室数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—				
Ⅲ.3a.9	エレベーター機械室・電気室の空調機の給気・還気設定温度の適正化	—	☐ エレベーター機械室及び電気室の空調機の給気設定温度又は還気設定温度の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 室内温度とは別に給気温度又は還気温度の設定が可能な全エレベーター機械室数及び全電気室数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—				
Ⅲ.3a.10	ファンのブーリーダウンの実施	—	☐ ダンパが極端に絞られている系統のファンのブーリーダウンが実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ その他()	—				
Ⅲ.3a.11	パッケージ形空調機の省エネチューニングの実施	—	☐ パッケージ形空調機の冷媒蒸発温度設定値の調整が、パッケージ形空調機台数の50%以上で実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ その他()	—				
Ⅲ.3a.12	変風量システムの最小風量設定値の調整	—	☐ 全ての変風量装置VAVの最小風量設定値及びその設計風量に対する割合が、根拠書類で確認できるか。 ☐ それぞれの変風量装置VAVの最小風量設定値が異なる場合は、主たる室用途において最も多く設定されている値であることを根拠書類で確認できる ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ II 2a.6空調機の変風量システムの導入が導入されていることを調書で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 実施報告書 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—				
Ⅲ.3a.13	変風量システムのインバータ周波数下限値の調整	—	☐ II 2a.6 空調機の変風量システムの導入に該当する空調機ファンのインバータ周波数下限値の調整が実施されていることを根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ それぞれの空調機ファンのインバータ周波数下限値が異なる場合、全数又は主たる用途に設置されている空調機ファンにおいて単純平均した値、又は空調機ファン定格電動機出力で加重平均した値であることを根拠書類で確認できるか。 ☐ II 2a.6空調機の変風量システムが導入されていることを調書で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 実施報告書 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—				

b. 照明設備

No.	評価項目	調査の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.3b.1	事務室以外の照度条件の緩和	—	☐ 間引き点灯又は調光等による照度条件の緩和の取組状況が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—				
Ⅲ.3b.2	照明のタイムスケジュールによる消灯	—	☐ 照明のタイムスケジュールによる消灯の取組状況が、判断基準及び根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—				
Ⅲ.3b.3	事務室の室内照度の適正化	—	☐ 事務室の室内照度が概ね500lx以下になるように、室内照度の適正化が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ サンプリングした事務室で、概ね500lx以下に設定されていることを、現地で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ 空気環境測定結果報告書 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—				
Ⅲ.3b.4	事務室の照度条件の緩和	—	☐ 事務室の室内照度が概ね300lx以下になるように、照度条件の緩和が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 事務室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ サンプリングした事務室で、概ね300lx以下に設定されていることを、現地で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ 空気環境測定結果報告書 ☐ その他() ☐ 現地確認()	—				
Ⅲ.3b.5	時間外等の照明点灯エリアの集約化	—	☐ 時間外等の照明点灯エリアを集約する工夫が100㎡以上で行われ、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 時間外等に、人が居るエリアのみ点灯する対策や啓発活動のみの場合が評価されていないか。	☐ 集約化のルールを定めた文書 ☐ 啓発活動に係る資料 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その34

認定ガイドライン 第1号様式その22関連

c. 給排水・給湯設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.3c.1	洗浄便座暖房の夏季停止	—	☐ 主たる便所の洗浄便座及び暖房便座数の80%以上で、暖房の夏季停止が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.3c.2	給湯温度設定の緩和	—	☐ 主たる便所の洗面器数の50%以上で、給湯温度設定の緩和が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 給湯温度設定一覧表 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.3c.3	貯湯式電気温水器の夜間・休日の電源停止	—	☐ 貯湯式電気温水器数の50%以上で、スケジュール制御又はタイマーによる夜間及び休日の電源停止が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()	—					
Ⅲ.3c.4	便所洗面給湯の給湯中止又は給湯期間の短縮	—	☐ 主たる便所の洗面器数の80%以上で、給湯中止又は給湯期間の短縮が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()	—					

d. 昇降機設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.3d.1	夜間・休日等のエレベーターの運転台数の削減	—	☐ 夜間・休日等のエレベーターの運転台数の削減が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()	—					

e. その他

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.3e.1	空調空間と非空調空間の境にある出入口の開閉の管理	—	☐ 冷房時及び暖房時に、空調空間と非空調空間の境にある出入口の開閉が適正に管理され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、空調空間と非空調空間の境にある出入口が無いことを根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ.3e.2	自動販売機の照明の消灯	—	☐ 自動販売機台数の80%以上で照明消灯が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()	—					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その35

認定ガイドライン 第1号様式その22, その23関連

4. 建築設備の保守管理

a. 空調・換気設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ 4a.1	空調機・ファンコイルユニット等のフィルターの清掃	—	☐ 空調機、パッケージ形空調機、ファンコイルユニット及びファンのフィルターの清掃が適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ 4a.2	センサー類の精度チェック及び制御ダンパ等の作動チェック	—	☐ センサー類の精度のチェック及び制御ダンパ等の作動チェックが適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、センサー類及び制御ダンパ等が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ その他()	—					
Ⅲ 4a.3	空調機・ファンコイルユニット等のコイルフィン清掃	—	☐ 空調機、パッケージ形空調機又はファンコイルユニットのコイルフィン清掃の頻度が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ 4a.4	パッケージ屋外機のフィンコイル洗浄	—	☐ パッケージ形空調機の屋外機のフィンコイルの洗浄の頻度が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、パッケージ形空調機の屋外機が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ 4a.5	ファンベルトの張力調整	—	☐ 全てのベルト駆動ファン台数の80%以上で、ファンベルトの張力調整の頻度が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、ファンベルトが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転管理マニュアル ☐ その他()	—					
Ⅲ 4a.6	省エネファンベルトへの交換	—	☐ 空調機及びファンのベルト駆動ファンで、省エネファンベルトへの交換が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ ベルト駆動ファン全台数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 機器完成図 ☐ その他()	—					

b. 照明設備

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果						
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ 4b.1	照明器具の清掃	—	☐ 照明器具の清掃が適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					
Ⅲ 4b.2	照明用制御設備の作動チェック	—	☐ 照明用制御設備の作動チェックが適切な頻度で実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転管理マニュアル ☐ その他()	—					
Ⅲ 4b.3	ランプ交換時の初期照度補正リセットの実施	—	☐ ランプ交換時のタイマーのリセット方法について、実際に作業を実施する作業員等に周知されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ ランプ交換時にタイマーのリセット方法が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ タイマーのリセット方法に関するマニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()	—					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その36

認定ガイドライン 第1号様式その23関連

1. オンサイトの再生可能エネルギーの利用

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
IV.1.1	太陽光発電システムの導入	－	☐ 発電容量、年間発電量が漏れなく記入され、根拠書類と整合しているか。	☐ システム図 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	－				
IV.1.2	大規模太陽光発電システムの導入	－	☐ 発電容量、年間発電量が漏れなく記入され、根拠書類と整合しているか。	☐ システム図 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()	－				
IV.1.3	再生可能エネルギーシステムの導入	－	☐ 太陽光発電システム以外の再生可能エネルギーシステムのシステム名称、エネルギー利用形態、発電容量又は熱利用容量、年間発電量又は年間省エネルギー量実績が漏れなく記入され、根拠書類と整合しているか。 ☐ 単位換算表を用いて指定の単位に換算されているか。 ☐ バイオマス発電システム、バイオマス熱利用システム又はバイオマス燃料製造システムの場合、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」に沿ったバイオマス燃料によるものか。 ☐ バイオマス燃料と化石燃料を混焼させる設備の場合、発電容量又は熱利用容量、年間発電量又は年間省エネルギー量実績は、バイオマス燃料及び化石燃料等の合計定格エネルギー消費量に占めるバイオマス燃料の定格エネルギー消費量の割合をそれぞれに乘じたものが記入されているか。	☐ システム図 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ 運転実績データ ☐ バイオマス燃料に関する書類 ☐ その他()	－				

2. オフサイトの再生可能エネルギーの利用

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
IV.2.1	オフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入	－	☐ オフサイトの再生可能エネルギー発電設備のシステム名称、追加性の有無、年間電力量が漏れなく記入・選択され、根拠書類と整合しているか。 ☐ バイオマス発電システムの場合、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」に沿ったバイオマス燃料によるものか。 ☐ バイオマス燃料と化石燃料を混焼させる設備の場合、年間電力量は、バイオマス燃料及び化石燃料等の合計定格エネルギー消費量に占めるバイオマス燃料の定格エネルギー消費量の割合をそれぞれに乘じたものが記入されているか。	☐ 自己託送又はオフサイトPPAに関する契約書類 ☐ 対外的な公表資料 ☐ その他()	－				
IV.2.2	追加性等のあるオフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入	－	☐ オフサイトの再生可能エネルギー発電設備のシステム名称、追加性の有無、年間電力量が漏れなく記入・選択され、根拠書類と整合しているか。 ☐ バイオマス発電システムの場合、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」に沿ったバイオマス燃料によるものか。 ☐ バイオマス燃料と化石燃料を混焼させる設備の場合、年間電力量は、バイオマス燃料及び化石燃料等の合計定格エネルギー消費量に占めるバイオマス燃料の定格エネルギー消費量の割合をそれぞれに乘じたものが記入されているか。	☐ 自己託送又はオフサイトPPAに関する契約書類 ☐ 対外的な公表資料 ☐ その他()	－				

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その37

認定ガイドライン 第1号様式その23関連

3. 電気需給契約等による再生可能エネルギーの利用

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
IV.3.1	再生可能エネルギー電気の購入	—	☐ 再生可能エネルギー電気の年間購入電力量に対する割合が選択され、根拠書類と整合しているか。 ☐ バイオマス発電による電気の場合、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」に沿ったバイオマス燃料による電気であるか。 ☐ 電気需給契約とは別に事業所自ら調達している非化石証書等が評価に含まれていないか。	☐ 需給契約書類 ☐ 購買伝票等 ☐ 再生可能エネルギー電気の内容がわかる書類(事業者又はメニュー名) ☐ 前年度の電力使用量データ ☐ その他()	—				
IV.3.2	追加性等のある再生可能エネルギー電気の購入	—	☐ 再生可能エネルギー電気の年間購入電力量に対する割合が選択され、根拠書類と整合しているか。 ☐ 追加性等のある再生可能エネルギー電気が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 需給契約書類 ☐ 購買伝票等 ☐ 再生可能エネルギー電気の内容がわかる書類(事業者又はメニュー名) ☐ 前年度の電力使用量データ ☐ その他()	—				

4. 電気需要最適化

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
IV.4.1	駐車場のZEV充電設備の整備	—	☐ ZEV 充電設備が実装されていること又はそのための配管等が設置されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ システム図 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ その他()	—				
IV.4.2	デマンドレスポンスに対応した設備の導入	—	☐ デマンドレスポンスに対応した蓄電・蓄熱システム等が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ システム図 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ 運転実績データ ☐ デマンドレスポンス実施報告書 ☐ その他()	—				
IV.4.3	小売電気事業者等とのデマンドレスポンス契約	—	☐ 小売電気事業者等とインセンティブ型のデマンドレスポンス契約が締結され、需給調整の実施内容がまとめられていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ デマンドレスポンスに関わる契約書 ☐ デマンドレスポンス実施報告書 ☐ その他()	—				

第2号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第一区分事業所))その38

認定ガイドライン 第1号様式その23関連

1. CO2排出・エネルギー消費等の削減状況

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
V.1.1	ゼロエミッション化へのロードマップの策定	—	☐ オフサイトの再生エネルギー発電設備、再生可能エネルギー電気の購入を含めたゼロエミッション化へのロードマップが策定され、地球温暖化対策推進者が出席するCO₂削減推進会議によって承認されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 事業所のホームページ等で対外的に公表されている場合、その内容をホームページ等で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ ゼロエミッション化へのロードマップ ☐ ホームページ等 ☐ CO₂削減推進会議の議事録(出席者名簿を含む) ☐ CO₂削減推進会議の配布資料 ☐ その他()	—				
V.1.2	ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化へのロードマップの策定	—	☐ ZEB化への実現性のあるロードマップが策定され、地球温暖化対策推進者が出席するCO₂削減推進会議で承認されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 事業所のホームページ等で対外的に公表されている場合、その内容をホームページ等で確認できるか。 ☐ ZEB化を達成している事業所の場合、BEMSデータ等でその実績を確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ ZEB化へのロードマップ ☐ ホームページ等 ☐ CO₂削減推進会議の議事録(出席者名簿を含む) ☐ CO₂削減推進会議の配布資料 ☐ その他()	—				
V.1.3	CO2排出量の削減実績	—	☐ メインシートの基準排出量、前年度CO2排出量実績が正しく記入されているか。	☐ 目標設定ガス排出量算定報告書 ☐ その他()	—				
V.1.4	一次エネルギー消費量の削減実績	—	☐ メインシートの基準一次エネルギー消費量、前年度一次エネルギー消費量実績が正しく記入されているか。	☐ 目標設定ガス排出量算定報告書 ☐ 一次エネルギー消費量算出に関する計算書類 ☐ その他()	—				
V.1.5	再生可能エネルギー電気の利用割合	—	☐ 前年度の再生可能エネルギー電気利用量及び電力消費量を根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 再生可能エネルギー電気利用量及び電力消費量の算出方法が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 目標設定ガス排出量算定報告書 ☐ 再生可能エネルギー電気利用量及び電力消費量の計算書類 ☐ その他()	—				
V.1.6	目標設定ガス以外の温室効果ガス排出量の削減実績	—	☐ 前年度のその他ガス排出量実績及びその他ガス基準排出量を根拠書類で確認できるか。 ☐ その他ガス基準排出量算定報告書は検証済みか。 ☐ 2025年度に認定申請を行う場合、2024年度実績を第三計画期間の算定方法で排出量が算定されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、その他ガス削減量を算定していない事業所であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ その他ガス基準排出量算定報告 ☐ その他ガス削減量算定報告書 ☐ その他()	—				

2. 気候変動適応策

No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
V.2.1	気候変動への適応	—	☐ 浸水被害への備えや雨水流出抑制、災害時用の自家発電設備等の設置、災害時の給排水機能の確保、災害時の換気機能の確保、防災備蓄倉庫の確保の取組状況が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ BCP対応マニュアル ☐ その他()	—				

認定ガイドライン 第1号様式その23関連									
3. その他の環境配慮の取組									
No.	評価項目	調書の有無	検証チェック項目	検証結果					
				根拠書類等	サンプリング数	適合	不備あり	不明	該当なし
V.3.1	持続可能な低炭素資材等の導入	—	☐ 低炭素資材等が利用されていることを根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 低炭素資材等の使用箇所及び仕様がわかる図面又は設計概要書 ☐ その他()	—				
V.3.2	建設・更新時のCO2排出量の把握	—	☐ 建設に伴い排出されるCO2 排出量が算出され、その排出量を低減するための対策を実施していることを根拠書類で確認できるか。 ☐ 事業所の床面積等のみから簡易的に算出されたものが評価されていないか。	☐ 建設に伴う部材・材料の見積書又は数量調書 ☐ 材料ごとのCO ₂ 排出量原単位データベース ☐ 建設に伴うCO ₂ 排出量の計算書類	—				
V.3.3	ウェルネスに関する環境認証の取得	—	☐ 自己評価でなく、認定機関からの認証を受けたものであることが確認できるか。	☐ 認定証明書等 ☐ その他()	—				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その40

認定ガイドライン 第1号様式その24関連

Ⅱ. 設備及び建物の性能に関する事項

5. 生産・プラント・特殊設備の運用管理

a. 燃料の燃焼

No.	評 価 項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II.5a.1	燃料の供給量・空気比を調整できるバーナー等の導入	☐ 燃焼設備に、燃料の供給量・空気比を調整できるバーナー等が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 燃焼設備総定格燃料消費量に対する割合を根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、燃焼設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ システム図 ☐ その他()					
II.5a.2	通風量・燃焼室内の圧力を調整できる通風装置の導入	☐ 燃焼設備に、通風量又は燃焼室内の圧力を調整できる通風装置が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 通風装置のある燃焼設備総定格燃料消費量に対する割合を根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、通風装置を有する燃焼設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 運転実績データ ☐ システム図 ☐ その他()					
II.5a.3	通風装置のインバータ制御の導入	☐ 燃焼設備の通風装置にインバータ制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 通風装置総電動機出力に対する割合を根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、燃料燃焼設備の通風装置が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()					
II.5a.4	工業炉のリジェネレイティブバーナーの導入	☐ 工業炉に、リジェネレイティブバーナーが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 燃焼設備総定格燃料消費量に対する割合を根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ システム図 ☐ その他()					
II.5a.5	工業炉のリジェネレーターの導入	☐ 工業炉に、リジェネレーターが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 燃焼設備総定格燃料消費量に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ システム図 ☐ その他()					

b. 加熱及び冷却並びに伝熱

No.	評 価 項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II.5b.1	加熱・冷却制御システムの導入	☐ 燃焼設備及び熱利用設備機器に、加熱・冷却制御システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 燃焼設備及び熱利用設備総定格エネルギー消費量に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、燃焼設備及び熱利用設備が無いことを根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他（ ）					
II.5b.2	塗装ブースの3WET塗装システムの導入	☐ 塗装ブースの中塗乾燥炉削減のために、3WET塗装システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他（ ）					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その41

認定ガイドライン 第1号様式その24関連

c. 排熱回収設備

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
II.5c.1	排ガスの排熱回収設備の導入	☐ 燃焼設備に、排ガスの排熱回収設備が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 燃焼設備総定格燃料消費量に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、燃焼設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()				

d. 断熱・保温

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
II.5d.1	燃焼設備・熱利用設備への二重扉の導入	☐ 燃焼設備及び熱利用設備に二重扉が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、燃焼設備及び熱利用設備が無いこと、又は連続炉で扉自体が無い燃焼設備及び熱利用設備のみであることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()				
II.5d.2	燃焼設備・熱利用設備への空気流等による遮断設備の導入	☐ 燃焼設備及び熱利用設備に、内部からの空気流等による遮断設備が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、燃焼設備及び熱利用設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()				
II.5d.3	工業炉の炉壁外面温度による断熱強化	☐ 炉内温度500℃以上の全ての工業炉の炉壁外面温度の実績が、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、炉内温度500℃以上の工業炉が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 炉壁外面温度結果報告書 ☐ 点検記録書 ☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()				
II.5d.4	燃焼設備・熱利用設備炉体開口部の縮小・密閉	☐ 燃焼設備又は熱利用設備に、炉体開口部の縮小又は密閉が行われ、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()				
II.5d.5	既存の燃焼設備・熱利用設備の断熱強化	☐ 炉内温度500℃未満の既存の燃焼設備又は熱利用設備に対して断熱が強化されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 竣工図 ☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				

e. 電動力応用設備・電気加熱設備

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
II.5e.1	生産プロセスにおける電動機の台数制御の導入	☐ 生産プロセスにおいて複数の電動機に台数制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 複数の電動機を使用する設備総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、生産プロセスにおいて複数の電動機が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その42

認定ガイドライン 第1号様式その24関連

e. 電力応用設備・電気加熱設備

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II.5e.2	中・大容量モータ冷却ファンのモータ運動制御の導入	☐ 全ての中・大容量モータ冷却ファンにモータ運動制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、中・大容量モータ冷却ファンが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()					
II.5e.3	エアブロー機器への省エネ型エアノズルの導入	☐ 省エネ型エアノズルが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ エアノズル全個数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、エアブロー機器のエアノズルが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
II.5e.4	生産プロセスにおける電動機の回転数制御の導入	☐ 生産プロセス(特殊排気設備を含む。)において、電動機に回転数制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 電力応用設備総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、生産プロセス(特殊排気設備を含む。)の電動機が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()					
II.5e.5	電気溶接機のインバータ制御の導入	☐ 電気溶接機にインバータ制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 電気溶接機総定格消費電力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、電気溶接機が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
II.5e.6	油圧・空圧駆動成型機の電動化	☐ 油圧・空圧駆動成型機の油圧・空圧駆動部分が全て電動化されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 成型機全台数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、成型機が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
II.5e.7	高効率クレーンの導入	☐ 高効率クレーンが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ クレーン総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、クレーンが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()					
II.5e.8	生産プロセスにおける高効率ポンプの導入	☐ 生産プロセス用ポンプ(純水供給設備を含む。)に、永久磁石(IPM)モータ、プレミアム効率(IE3)モータ、高効率(IE2)モータが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 生産プロセス用ポンプ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
II.5e.9	生産プロセスにおける高効率ブロワ・ファンの導入	☐ 生産プロセス(特殊排気設備を含む。)用ブロワ・ファンにモータ直結形、永久磁石(IPM)モータ、プレミアム効率(IE3)モータ、高効率(IE2)モータが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 生産プロセス用ブロワ・ファン総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その43

認定ガイドライン 第1号様式その24関連

e. 電動力応用設備・電気加熱設備

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II.5e.10	油圧・空圧駆動アクチュエータの電動化	☐ 油圧・空圧駆動アクチュエータが電動化され、その定格電動機出力合計値が10kW以上であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
II.5e.11	空圧駆動アクチュエータの低圧化	☐ 高圧仕様の空圧駆動アクチュエータが低圧仕様に変更されることにより、エアコンプレッサーの吐出圧力が0.3MPa以上低減されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
II.5e.12	ブロー工程におけるエアコンプレッサーのプロワ化	☐ ブロー工程において、エアコンプレッサーがプロワ化され、プロワの定格電動機出力合計値が3kW以上であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
II.5e.13	高効率コンベアの導入	☐ 高効率コンベアが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
II.5e.14	ブロー工程の縮小	☐ 既存設備に対して、ブロー工程の縮小により、エアコンプレッサーの消費電力が低減されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 点検記録書 ☐ システム図 ☐ その他()					
II.5e.15	プロワのインレットベーン制御の導入	☐ 生産プロセス用プロワ・ファンにインレットベーン制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 生産プロセス用プロワ・ファン総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()					
II.5e.16	プロワの動力伝達装置による減速の導入	☐ 生産プロセス用プロワ・ファンに動力伝達装置による減速が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 生産プロセス用プロワ・ファン総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 実施報告書 ☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()					
II.5e.17	塗料循環システムにおける油圧・空圧ポンプの電動ポンプ化	☐ 塗料循環システムにおいて、油圧ポンプ又は空圧ポンプが電動ポンプ化され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 実施報告書 ☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()					
II.5e.18	塗料循環システムのフローコントロールシステムの導入	☐ 塗料循環システムにフローコントロールシステムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その44

認定ガイドライン 第1号様式その25関連

f. 特殊空調設備

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
II.5f.1	クリーンルームのローカルリターン方式の導入	☐ クリーンルームの天井面にファンフィルタユニット又はライン式空調機を用いたローカルリターン方式が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ クリーンルーム床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、クリーンルームが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()				
II.5f.2	省エネ型ファンフィルタユニットの導入	☐ 省エネ型ファンフィルタユニットの取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ ファンフィルタユニット総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、ファンフィルタユニットが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
II.5f.3	ファンフィルタユニットの台数制御の導入	☐ クリーンルームのファンフィルタユニットの台数制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ ファンフィルタユニット総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、クリーンルームにファンフィルタユニットが複数台無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 動作説明図 ☐ システム図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()				
II.5f.4	半導体プロセス等における局所クリーン化の導入	☐ 半導体プロセス等において、局所クリーン化が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、クリーンルームが無いこと、又は半導体プロセス以外でクリーンルーム内の清浄度の要求条件が均一であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転管理マニュアル ☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()				
II.5f.5	クリーンルーム空調機のインバータ制御の導入	☐ クリーンルーム用空調機にクリーンルーム内の室圧によるインバータ制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 手動によるインバータ調整が評価されていないか。 ☐ クリーンルーム空調機総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、クリーンルームが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()				
II.5f.6	恒温恒湿室の部分層流方式の導入	☐ 恒温恒湿室(恒温恒湿性能を有するクリーンルームを含む。)に、部分層流方式が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 恒温恒湿室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、恒温恒湿室(恒温恒湿性能を有するクリーンルームを含む。)が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()				
II.5f.7	恒温恒湿室の再熱負荷の軽減手法の導入	☐ 恒温恒湿室に、再熱負荷の軽減手法が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 恒温恒湿室の床面積に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、恒温恒湿室(恒温恒湿性能を有するクリーンルームを含む。)が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()				
II.5f.8	冷媒ホットガスレヒート除湿システムの導入	☐ 特殊空調用パッケージ形空調機に、冷媒ホットガスレヒートシステムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除湿再熱用パッケージ形空調機総冷却能力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、特殊空調用のパッケージ形空調機による除湿再熱システムが無いこと、又は全て排熱回収再熱法によることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その45

認定ガイドライン 第1号様式その25関連

f. 特殊空調設備

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					不備あり又は不明の判断理由
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	
II.5f.9	高効率冷凍・冷蔵設備の導入	☐ 高効率冷凍・冷蔵設備の取組状況を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 冷凍・冷蔵設備の圧縮機総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、冷凍設備が無いこと、又は冷凍・冷蔵設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 設備台帳 ☐ 機器完成図 ☐ 竣工図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
II.5f.10	クリーンルームの顕熱処理用ドライコイルの導入	☐ クリーンルームの顕熱処理用にドライコイルが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ システム図 ☐ その他()					
II.5f.11	クリーンルームの局所冷却システムの導入	☐ クリーンルームの局所冷却システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()					
II.5f.12	クリーンルームの陽圧排気の一般室利用	☐ クリーンルームの陽圧排気が、一般室の空調負荷低減に利用されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()					
II.5f.13	省エネ型クリーンルーム空調コントローラの導入	☐ 数値計画型モデル予測制御を温湿度制御に応用した省エネ型クリーンルーム空調コントローラが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()					
II.5f.14	クリーンルームの外調機省エネ制御システムの導入	☐ クリーンルームの外調機省エネ制御システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()					
II.5f.15	恒温恒湿室の露点飽和散水システムの導入	☐ 恒温恒湿室(恒温恒湿性能を有するクリーンルームを含む。)の露点飽和散水システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()					
II.5f.16	動物実験施設への空気熱交換器の導入	☐ 動物実験施設の全外気空調方式の外気負荷低減のために、空気熱交換器が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()					
II.5f.17	換気式飼育ラックによる部分換気方式の導入	☐ 動物実験施設の換気式飼育ラックによる部分換気方式が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()					
II.5f.18	少排気量ドラフトチャンバーの導入	☐ 少排気量ドラフトチャンバーが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ ドラフトチャンパー全台数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()					
II.5f.19	ドラフトチャンパーの換気量可変制御システムの導入	☐ ドラフトチャンパーに、フード開口面積又は人検知センサー制御による換気量可変制御システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ ドラフトチャンパー全台数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()					
II.5f.20	空調予熱コイルへの冷凍機冷却水利用システムの導入	☐ 空調予熱コイルへの冷凍機冷却水利用システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その46

認定ガイドライン 第1号様式その25関連

f. 特殊空調設備

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
II .5f.21	塗装ブース空調のウィンドウ制御の導入	☐ 塗装ブースの空調システムにウィンドウ制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ その他()				
II .5f.22	塗装ブース排気リサイクルシステムの導入	☐ 塗装ブースの有人ゾーン以外のエリアへの排気リサイクルシステムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()				
II .5f.23	冷凍車プラットホームへの冷房設備の導入	☐ 冷凍車の出入があるとき以外は外部と仕切られた冷凍車のプラットホームに冷房設備が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 機器台帳 ☐ その他()				

g. 特殊排気設備

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
II .5g.1	高効率脱臭装置の導入	☐ 蓄熱燃焼式(リジェネ式)、吸着濃縮式、触媒燃焼式、又はマイクロガスタービン燃焼式のいずれかの高効率脱臭装置(VOC処理装置も含む。)が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、脱臭装置が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()				
II .5g.2	生産設備と脱臭装置の連動制御の導入	☐ 塗工機等の生産・プラント・特殊設備と脱臭装置の連動制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、脱臭装置が無いこと、又は塗工機等の生産・プラント・特殊設備が24時間連続運転であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()				
II .5g.3	直燃式脱臭装置の排熱回収ボイラー・エコマイザーの導入	☐ 直燃式脱臭装置に、排熱回収ボイラー又はエコマイザーが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()				
II .5g.4	直燃式脱臭装置の精留副生液の混合燃焼システムの導入	☐ 直燃式脱臭装置に、精留副生液の混合燃焼システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()				
II .5g.5	直燃式脱臭装置の待機時温度低下制御の導入	☐ 直燃式脱臭装置に、待機時温度低下制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()				
II .5g.6	スクラパーの排熱回収システムの導入	☐ 排気処理用スクラパーに熱交換器を設置した排熱回収システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その47

認定ガイドライン 第1号様式その25関連

h. 純水供給設備

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
II.5h.1	純水ポンプのインバータ制御の導入	☐ 純水ポンプにインバータ制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 純水ポンプ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、純水供給設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()				
II.5h.2	超低圧RO膜の導入	☐ 純水供給設備に超低圧RO膜が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、純水供給設備のRO膜が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()				
II.5h.3	高効率UV酸化装置の導入	☐ 純水供給設備の低圧UV酸化装置に紫外線ランプの電子式安定器が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、純水供給設備のUV酸化装置が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()				
II.5h.4	純水ROライン回収装置の導入	☐ 純水供給設備に純水ROライン回収装置が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()				
II.5h.5	純水冷却循環システムの導入	☐ 冷却水排熱を回収し、1次純水の加温に利用する純水冷却循環システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()				
II.5h.6	排熱利用による蒸留式純水製造装置の導入	☐ 排熱利用(コージェネレーション排熱を除く。)による蒸留式純水製造装置が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()				

i. 場内輸送設備

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
II.5i.1	高効率フォークリフトの導入	☐ 電動、ハイブリッド又はプロパンなどの高効率フォークリフトが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ フォークリフト全台数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、フォークリフトが無いこと、又は輸送のエネルギー消費先比率が50%以上で、かつフォークリフトの全台数が100台未満であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()				
II.5i.2	低燃費車の導入	☐ 重機及び場内車両に、低燃費車が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 重機及び場内車両(ナンバープレートのあるものを除く。)全台数に対する割合を、根拠書類によって確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、重機及び場内車両(ナンバープレートのあるものを除く。)が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
II.5i.3	高効率トランスファークレーンの導入	☐ 港湾施設に、ハイブリッドの高効率トランスファークレーンが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ トランスファークレーン(電動のものを除く。)全台数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、港湾施設が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その48

認定ガイドライン 第1号様式その26関連

Ⅲ. 設備及び事業所の運用に関する事項

5. 生産・プラント・特殊設備の省エネルギー性能

a. 燃料の燃焼

No.	評 価 項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.5a.1	燃焼設備の空気比の管理	☐ 空気比管理の対象となる工業炉に漏れが無いことを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 空気比管理の対象となる工業炉の空気比の実績で評価されているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、空気比管理の対象となる工業炉が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ ばい煙量等測定結果報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 設備台帳 ☐ その他()					
Ⅲ.5a.2	燃焼設備の運転台数の調整	☐ 複数の燃焼設備を使用する場合、負荷の集約化のために運転台数の調整が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、燃焼設備が無いこと、又は燃焼設備が1台のみであることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転台数と負荷の状況がわかる書類 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5a.3	燃料の管理	☐ 燃料の粒度、水分、粘度等が適切に調整され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、B、C重油及び固体燃料が使用されていないことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()					
Ⅲ.5a.4	燃焼設備の空運転時間の短縮	☐ 燃焼設備の空運転時間の短縮が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、燃焼設備の空運転が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()					

b. 加熱及び冷却並びに伝熱

No.	評 価 項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.5b.1	熱媒体の温度・圧力・量の管理	☐ 水、油、空気、蒸気、砂などの熱媒体の温度、圧力及び量が、需要に対して熱量の過剰な供給を無くすように管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、熱媒体を用いる設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5b.2	非使用時の蒸気供給バルブの閉止	☐ 生産を行っていない時間帯に蒸気供給バルブが閉止され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、蒸気を使用する熱利用設備が無いこと、蒸気を使用する熱利用設備が24時間連続運転であること、又は全ての蒸気が排熱(コージェネレーション排熱を除く。)利用であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()					
Ⅲ.5b.3	被加熱物・被冷却物の装てん方法の調整	☐ 装てん方法の調整が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、燃焼設備及び熱利用設備の装てん設備が無いこと、又は量及び炉内配置の見直しが不可能であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()					
Ⅲ.5b.4	炉内被加熱物の温度管理	☐ 炉内被加熱物の温度管理が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 燃焼設備及び熱利用設備総定格エネルギー消費量に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、燃焼設備及び熱利用設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転管理マニュアル ☐ その他()					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その49

認定ガイドライン 第1号様式その26関連

b. 加熱及び冷却並びに伝熱

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.5b.5	ヒートパターンの改善	☐ ヒートパターンの改善が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ ヒートパターンの改善による省エネ効果を、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5b.6	工程間の待ち時間の短縮	☐ 加熱を反復して行う工程の待ち時間の短縮が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 加熱を反復して行う工程の待ち時間の短縮による省エネ効果を、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5b.7	複数の加熱等を行う設備の負荷の集約化	☐ 複数の加熱等を行う設備の負荷の集約化が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 複数の加熱等を行う設備の負荷の集約化による省エネ効果を、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5b.8	断続的な運転を行う設備の運転の集約化	☐ 断続的な運転を行う設備の運転の集約が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 断続的な運転を行う設備の運転の集約による省エネ効果を、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5b.9	炉内ガス循環の改善	☐ 燃焼設備及び熱利用設備の炉内ガスの循環を高めるような方策が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 炉内ガスの循環を高めるような方策による省エネ効果を、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					

c. 排熱回収

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.5c.1	排ガスの排熱回収率の管理	☐ 排ガスの排熱回収設備の排熱回収率が管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、排熱回収設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 点検記録表 ☐ その他()					

d. 断熱・保温

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.5d.1	燃焼設備・熱利用設備の開閉回数・開閉時間・開口面積の管理	☐ 燃焼設備及び熱利用設備(連続炉で扉自体が無いものを除く。)の開閉回数、開閉時間又は開口面積の管理が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 燃焼設備及び熱利用設備総定格エネルギー消費量に対する割合を根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、燃焼設備及び熱利用設備が無いこと、又は連続炉で扉自体が無い燃焼設備及び熱利用設備のみであることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その50

認定ガイドライン 第1号様式その26関連

e. 電動力応用設備・電気加熱設備

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					不備あり又は不明の判断理由
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	
Ⅲ.5e.1	非使用時の電気使用設備の停止	☐ 非使用時に、電気使用設備の停止又は1次側電源遮断が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 待機状態のある電動力応用設備及び電気加熱設備総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、待機状態のある電動力応用設備及び電気加熱設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5e.2	電気炉における被加熱物の装てん方法の調整	☐ 電気炉の装てん方法の調整が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、電気炉の装てん設備が無いこと、又は量及び炉内配置の見直しが不可能であることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()					
Ⅲ.5e.3	電気炉における炉内被加熱物の温度管理	☐ 電気炉の炉内被加熱物の温度管理が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、電気炉が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()					
Ⅲ.5e.4	エアブローの適正化	☐ エアブローの吹き付け範囲、エア噴射時間等の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、エアブロー設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5e.5	生産プロセスにおけるポンプ・ブロワ・ファンの間欠運転の実施	☐ 生産プロセス用ポンプ・ブロワ・ファンの間欠運転が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 生産プロセス用ポンプ・ブロワ・ファン総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5e.6	電気炉におけるヒートパターンの改善	☐ 電気炉のヒートパターンの改善が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 電気炉のヒートパターンの改善による省エネ効果を、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5e.7	電気炉における工程間の待ち時間の短縮	☐ 電気炉において、加熱を反復して行う工程の待ち時間の短縮が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 加熱を反復して行う工程の待ち時間の短縮による省エネ効果を、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5e.8	電解設備の電解効率の改善	☐ 電解設備において、電解効率の改善対策が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 電解効率の改善対策による省エネ効果を、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5e.9	電気加熱設備のタップ切替・ON/OFFの実施	☐ 温度による電気加熱設備のタップ切替又はON/OFFが実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その51

認定ガイドライン 第1号様式その26、その27関連

f. 特殊空調設備

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.5f.1	クリーンルームの清浄度の適正化	☐ クリーンルームの清浄度が、管理値を上回る過剰品質にならないように、清浄度を確認した上で、空調設備の運転が調整されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、クリーンルームが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5f.2	非使用時の特殊空調室の低風量運転の実施	☐ 非使用時に、特殊空調室の停止、低風量運転又は間引き運転が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、非使用時のある特殊空調室が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5f.3	冷凍・冷蔵設備冷却器の除霜(デフロスト)の実施	☐ 設置面積が1.6㎡以上の冷凍・冷蔵設備において、冷却器の除霜(デフロスト)が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、冷凍冷蔵庫が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 機器完成図 ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()					
Ⅲ.5f.4	特殊空調室の温度・湿度設定の緩和	☐ 季節に応じて、特殊空調室の温度・湿度設定の変更が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5f.5	特殊空調室の運転時間の短縮	☐ 夜間、休日などに、特殊空調室の空調設備の運転時間の短縮が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 特殊空調室の空調設備の運転時間の短縮による省エネ効果を、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5f.6	特殊空調室の温度・湿度PID制御の調整	☐ 特殊空調室の稼働後に、加熱・冷却制御のインターバルを実測及び分析し、温度・湿度PID制御パラメーターの調整が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 温度・湿度PID制御パラメーターの調整による省エネ効果を、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 動作説明書 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5f.7	気流シミュレーションによるクリーンルームの気流改善	☐ 気流シミュレーションを活用し、クリーンルームの気流改善が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ クリーンルームの気流改善による省エネ効果を、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()					

g. 特殊排気設備

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.5g.1	特殊排気設備の排気量の適正化	☐ 生産設備での必要風量に合わせて、特殊排気設備の排気量の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、特殊排気設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5g.2	非使用時の特殊排気設備の低風量運転の実施	☐ 塗工機等の生産設備の非使用時に、特殊排気設備の低風量運転が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、非使用時のある特殊排気設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 動作説明書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その52

認定ガイドライン 第1号様式その27関連

h. 純水供給設備

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.5h.1	純水原水加温設定温度の適正化	☐ 生産設備に問題ない範囲で、純水原水加温設定温度の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、純水供給設備の温度制御が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 純水原水加温設定温度と必要温度との関係がわかる書類 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5h.2	RO装置等の運転台数の適正化	☐ RO装置等が複数ある場合であって、運転台数の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、純水供給装置が無いこと、又は純水供給設備の各系統にRO装置が1台のみであることを、根拠書類で確認できるか。	☐ RO装置等の運転台数と純水量の状況が確認できる書類 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5h.3	UVランプ・UV酸化器の間引き・停止	☐ 純水供給設備のUVランプ又はUV酸化器の間引き又は停止が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5h.4	製品洗浄待ち時間中のスタンバイロー低減の実施	☐ 製品洗浄待ち時間中に機能上問題ない範囲で、純水供給設備のスタンバイローの低減が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5h.5	RO装置回収率の適正化	☐ 原水水質を考慮して、RO装置回収率の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()					

i. 場内輸送設備

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.5i.1	燃費の管理	☐ 場内輸送設備の燃費の管理が、車両ごとに実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					

6. 生産・プラント・特殊設備の保守管理

a. 燃料の燃焼

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.6a.1	燃焼設備の定期的な保守・点検	☐ 燃焼設備の定期的な保守及び点検が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、燃焼設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					

b. 加熱及び冷却並びに伝熱

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.6b.1	熱交換器等の定期的な付着物の除去	☐ 熱交換器等の煤塵、スケールその他の付着物の定期的な除去が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、熱交換器等が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その53

認定ガイドライン 第1号様式その27関連

c. 排熱回収

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.6c.1	排熱回収設備の定期的な保守・点検	☐ 排熱回収及び排熱利用の効率を維持するために、定期的な保守及び点検が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、排熱回収設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				

d. 断熱・保温

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.6d.1	燃焼設備・熱利用設備の定期的な保守・点検	☐ 燃焼設備及び熱利用設備の定期的な保守及び点検が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、燃焼設備及び熱利用設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
Ⅲ.6d.2	配管の定期的な保守・点検	☐ 燃焼設備及び熱利用設備の装置回りの配管の定期的な保守及び点検が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、燃焼設備及び熱利用設備の装置回りの配管が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()				
Ⅲ.6d.3	燃料・製品貯蔵設備の定期的な保守・点検	☐ 断熱・保温が必要な燃料・製品貯蔵設備の定期的な保守及び点検が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、断熱・保温が必要な燃料・製品貯蔵設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()				

e. 電動力応用設備・電気加熱設備

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.6e.1	電動力応用設備・電気加熱設備の定期的な保守・点検	☐ 電動力応用設備及び電気加熱設備の定期的な保守及び点検が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、電動力応用設備及び電気加熱設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
Ⅲ.6e.2	生産プロセスにおけるブロワ・ファンのフィルターの清掃	☐ 生産プロセスにおけるブロワ及びファンのフィルターの清掃が、フィルターの最終圧損に至る前に、定期的の実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、生産プロセスにおけるブロワ及びファンが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()				

f. 特殊空調設備

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.6f.1	特殊空調設備の定期的な保守・点検	☐ 特殊空調設備の定期的な保守及び点検が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、特殊空調設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
Ⅲ.6f.2	冷凍・冷蔵庫の保温管理	☐ 設置面積が1.6㎡以上の冷凍・冷蔵庫の定期的な保温状況の点検及び保守が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、冷凍・冷蔵庫が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ 点検記録表 ☐ その他()				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その54

認定ガイドライン 第1号様式その27関連

Ⅱ. 設備及び建物の性能に関する事項

5. 生産・プラント・特殊設備の省エネルギー性能

j. 追加評価事項

No.	対 策 名 称	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅱ.5j.1		☐ 省エネ法の第一種特定工場(製造業)の中長期計画作成指針にある設備等の中で、設備性能の向上に資するものが対象となっていることが、根拠書類で確認できるか。 ☐ 2005年度以降に設置した設備であることが、根拠書類で確認できるか。 ☐ 一次エネルギー削減量実績値が、計量設備により把握した実績値、又は設備仕様及び実稼動条件に基づく推計値となっており、実施している対策の内容及びその内容を証明するための根拠書類等に関する事業所からの説明において、技術的な視点から客観性、信頼性及び論理性が確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ 実施報告書 ☐ 運転実績データ ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
Ⅱ.5j.2		☐ 省エネ法の第一種特定工場(製造業)の中長期計画作成指針にある設備等の中で、設備性能の向上に資するものが対象となっていることが、根拠書類で確認できるか。 ☐ 2005年度以降に設置した設備であることが、根拠書類で確認できるか。 ☐ 一次エネルギー削減量実績値が、計量設備により把握した実績値、又は設備仕様及び実稼動条件に基づく推計値となっており、実施している対策の内容及びその内容を証明するための根拠書類等に関する事業所からの説明において、技術的な視点から客観性、信頼性及び論理性が確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ 実施報告書 ☐ 運転実績データ ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
Ⅱ.5j.3		☐ 省エネ法の第一種特定工場(製造業)の中長期計画作成指針にある設備等の中で、設備性能の向上に資するものが対象となっていることが、根拠書類で確認できるか。 ☐ 2005年度以降に設置した設備であることが、根拠書類で確認できるか。 ☐ 一次エネルギー削減量実績値が、計量設備により把握した実績値、又は設備仕様及び実稼動条件に基づく推計値となっており、実施している対策の内容及びその内容を証明するための根拠書類等に関する事業所からの説明において、技術的な視点から客観性、信頼性及び論理性が確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ 実施報告書 ☐ 運転実績データ ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
Ⅱ.5j.4		☐ 省エネ法の第一種特定工場(製造業)の中長期計画作成指針にある設備等の中で、設備性能の向上に資するものが対象となっていることが、根拠書類で確認できるか。 ☐ 2005年度以降に設置した設備であることが、根拠書類で確認できるか。 ☐ 一次エネルギー削減量実績値が、計量設備により把握した実績値、又は設備仕様及び実稼動条件に基づく推計値となっており、実施している対策の内容及びその内容を証明するための根拠書類等に関する事業所からの説明において、技術的な視点から客観性、信頼性及び論理性が確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ 実施報告書 ☐ 運転実績データ ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
Ⅱ.5j.5		☐ 省エネ法の第一種特定工場(製造業)の中長期計画作成指針にある設備等の中で、設備性能の向上に資するものが対象となっていることが、根拠書類で確認できるか。 ☐ 2005年度以降に設置した設備であることが、根拠書類で確認できるか。 ☐ 一次エネルギー削減量実績値が、計量設備により把握した実績値、又は設備仕様及び実稼動条件に基づく推計値となっており、実施している対策の内容及びその内容を証明するための根拠書類等に関する事業所からの説明において、技術的な視点から客観性、信頼性及び論理性が確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ 実施報告書 ☐ 運転実績データ ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					

Ⅱ. 設備及び建物の性能に関する事項

5. 上水道施設の省エネルギー性能

a. 共通

No.	評 価 項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅱ.5a.1	高効率上水道ポンプの導入	☐ 上水道ポンプに、永久磁石 (IPM) モータ、プレミアム効率 (IE3) モータ又は高効率 (IE2) モータが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 上水道ポンプ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書 (押印書類) ☐ その他 ()					
Ⅱ.5a.2	上水道ポンプの台数制御の導入	☐ 上水道ポンプに台数制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 対象となる上水道ポンプ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他 ()					
Ⅱ.5a.3	上水道ポンプの回転数制御の導入	☐ 上水道ポンプに、インバータ、静止セルビウス等による回転数制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 上水道ポンプ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 手動によるインバータ、静止セルビウス等の調整、又は液体抵抗器による回転数制御が評価されていないか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他 ()					
Ⅱ.5a.4	高効率ブロウ・ファンの導入	☐ ブロウ及びファン (空調・換気用のものを除く。) に、モータ直結形ブロウ・ファン、永久磁石 (IPM) モータ、プレミアム効率 (IE3) モータ又は高効率 (IE2) モータが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ ブロウ・ファン総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、ブロウ及びファン (空調・換気用のものを除く。) が無いことを根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書 (押印書類) ☐ その他 ()					
Ⅱ.5a.5	上水道ポンプの翼角制御の導入	☐ 上水道ポンプに翼角制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 上水道ポンプ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書 (押印書類) ☐ その他 ()					
Ⅱ.5a.6	上水道ポンプのインペラの改良	☐ 上水道ポンプのインペラが改良され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 上水道ポンプ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 実施報告書 ☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ メーカー回答書 (押印書類) ☐ その他 ()					

認定ガイドライン 第1号様式その28関連

b. 取水・導水工程

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II.5b.1	除じん機の上下流の水位差によるON-OFF制御の導入	☐ 除じん機の上下流の水位差によるON-OFF制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、除塵機が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()					
II.5b.2	場内雨水利用の導入	☐ 場内雨水を上水道の原水として利用していることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ その他()					

c. 沈殿・ろ過工程

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II.5c.1	かくはん装置の回転数制御の導入	☐ かくはん装置にインバータによる回転数制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ かくはん装置総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、かくはん装置が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()					
II.5c.2	かくはん装置の低速モータの導入	☐ かくはん装置に低速モータが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ かくはん装置総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、かくはん装置が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
II.5c.3	自然平衡形ろ過池の導入	☐ 自然平衡形ろ過池(グリーンリーフ方式)が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()					

認定ガイドライン 第1号様式その28関連

d. 高度浄水工程

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II.5d.1	オゾンブロワのインバータ制御の導入	☐ オゾンブロワにインバータ制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ オゾンブロワ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、オゾンブロワが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()					

e. 排水処理工程

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II.5e.1	天日乾燥と脱水機併用の汚泥脱水システムの導入	☐ 天日乾燥と脱水機の併用による汚泥脱水システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()					
II.5e.2	排熱利用による濃縮汚泥加温システムの導入	☐ 排熱利用による濃縮汚泥加温システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					

Ⅲ. 設備及び事業所の運用に関する事項

5. 上水道施設の運用管理

a. 共通

No.	評 価 項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.5a.1	水量・水圧の適正化	☐ 全ての上水道ポンプ系統で水量及び水圧の適正化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 上水道ポンプの水量及び水圧の状況がわかる書類 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5a.2	上水道ポンプ台数制御の適正化	☐ 上水道ポンプの台数制御の適性化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 運転実績データ ☐ その他()					

b. 取水・導水工程

No.	評 価 項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.5b.1	除じん機の運転時間・運転間隔の適正化	☐ 除じん機が取水の水質に応じた適正な運転時間及び運転間隔となるように管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、除じん機が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ その他(					

c. 沈殿・ろ過工程

No.	評 価 項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.5c.1	汚泥かき寄せ機の運転時間・運転間隔の適正化	☐ 汚泥かき寄せ機が汚泥量に応じた適正な運転時間及び運転間隔となるように管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合は、汚泥かき寄せ機が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5c.2	汚泥排出装置の運転時間・運転間隔の適正化	☐ 汚泥排出装置が、界面計又は濃度計の計測値に応じた適正な運転時間及び運転間隔となるように管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合は、汚泥排出装置が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5c.3	ろ過逆洗・空洗の頻度の適正化	☐ ろ過逆洗及び空洗が処理流量及び処理水質等に応じた適正な頻度となるように管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、ろ過逆洗及び空洗が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ その他()					

認定ガイドライン 第1号様式その28関連

d. 高度浄水工程

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.5d.1	膜ろ過の膜洗浄の頻度・時間の適正化	☐ 膜ろ過の膜洗浄が膜の圧力損失及び処理流量等に応じた適正な頻度及び時間となるように管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、膜ろ過設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5d.2	オゾン注入量の調整	☐ 処理水量及び水質等に応じて、オゾン注入量が調整されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、オゾン処理設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ その他()					

e. 排水処理工程

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.5e.1	汚泥濃縮設備の運転時間・運転間隔の適正化	☐ 汚泥濃縮設備が汚泥量及び汚泥濃度に応じた適正な運転時間及び運転間隔となるように管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、汚泥濃縮設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅲ.5e.2	汚泥脱水設備の運転時間・運転間隔の適正化	☐ 汚泥脱水設備が汚泥量及び含水率に応じた適正な運転時間及び運転間隔となるように管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、汚泥脱水設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ その他()					

6. 上水道施設の保守管理

a. 共通

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅲ.6a.1	上水道施設の定期的な保守・点検	☐ 上水道施設の定期的な保守及び点検が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ その他()					
Ⅲ.6a.2	ブロウ・ファン等の吸気フィルターの清掃	☐ ブロウ、ファン等の吸気フィルターの清掃が、フィルターの最終圧損に至る前に、定期的実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、ブロウ及びファンの吸気フィルターが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ その他()					

Ⅱ. 設備及び建物の性能に関する事項

5. 下水道施設の省エネルギー性能

a. 前処理工程

No.	評 価 項 目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅱ.5a.1	主ポンプの台数制御の導入	☐ 主ポンプに台数制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ オペレーターが下水量を常時監視し、下水量に応じて適切な主ポンプを運転及び停止していることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 主ポンプ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、主ポンプが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()				
Ⅱ.5a.2	高効率主ポンプの導入	☐ 主ポンプに、永久磁石 (IPM) モータ、プレミアム効率 (IE3) モータ又は高効率 (IE2) モータが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 主ポンプ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、主ポンプが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
Ⅱ.5a.3	主ポンプの回転数制御の導入	☐ 主ポンプに、インバータ、静止セルビウス等による回転数制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 主ポンプ(雨水ポンプを除く。)総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、主ポンプ(雨水ポンプを除く。)が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()				
Ⅱ.5a.4	スクリーン・揚砂設備の間欠制御の導入	☐ スクリーン設備及び揚砂設備に、タイマー、水位差、主ポンプ連動による間欠制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、スクリーン設備及び揚砂設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()				
Ⅱ.5a.5	流入水量による池数制御の導入	☐ 沈砂池又は沈殿池に、流入水量に応じた池数制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その61

認定ガイドライン 第1号様式その29関連

b. 水処理工程

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
II.5b.1	ばっ気用ブロワの台数制御の導入	☐ ばっ気用ブロワの台数制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ オペレーターが溶存酸素濃度等を常時監視し、溶存酸素濃度等に応じて適切なばっ気用ブロワを運転及び停止していることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ ばっ気ブロワ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、ばっ気用ブロワが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()				
II.5b.2	ばっ気用ブロワの回転数制御・インレットベーン制御の導入	☐ ばっ気用ブロワに、インバータ、静止セルビウス等による回転数制御、又はインレットベーン制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ ばっ気ブロワ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、ばっ気用ブロワが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()				
II.5b.3	微細気泡散気装置の導入	☐ 微細気泡散気装置が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 系列数に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、散気装置が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ その他()				
II.5b.4	返送汚泥ポンプの台数制御の導入	☐ 返送汚泥ポンプの台数制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ オペレーターが水位等を常時監視し、水位等に応じて適切な返送汚泥ポンプを運転及び停止していることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 返送汚泥ポンプ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、返送汚泥ポンプが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()				
II.5b.5	高効率返送汚泥ポンプの導入	☐ 返送汚泥ポンプに、永久磁石(IPM)モータ、プレミアム効率(IE3)モータ又は高効率(IE2)モータが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 返送汚泥ポンプ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、返送汚泥ポンプが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
II.5b.6	汚泥かき寄せ機の間欠制御の導入	☐ 汚泥かき寄せ機の間欠制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、汚泥かき寄せ機が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()				
II.5b.7	汚泥引き抜きポンプの間欠制御の導入	☐ 汚泥引き抜きポンプの間欠制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、汚泥引き抜きポンプが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()				
II.5b.8	返送汚泥ポンプの回転数制御の導入	☐ 返送汚泥ポンプに、インバータ、静止セルビウス等による回転数制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 返送汚泥ポンプ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、返送汚泥ポンプが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その62

認定ガイドライン 第1号様式その29関連

No.	評 価 項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅱ.5b.9	ばっ気用ブロワの送風量制御の導入	☐ ばっ気用ブロワの送風量制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ ばっ気ブロワ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、ばっ気用ブロワが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()					
Ⅱ.5b.10	水中かくはん機の回転数制御の導入	☐ 水中かくはん機に、インバータによる回転数制御(手動によるインバータ調整を含む。)が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 水中かくはん機総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、水中かくはん機が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()					
Ⅱ.5b.11	水中かくはん機の間欠制御の導入	☐ 水中かくはん機に、タイマー等による間欠制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 水中かくはん機総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、水中かくはん機が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅱ.5b.12	ブロワ管への超音波流量計の導入	☐ ブロワ管の流量計の50%以上に、超音波流量計が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、ブロワ管の流量計が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ その他()					
Ⅱ.5b.13	余剰汚泥ポンプの間欠制御の導入	☐ 余剰汚泥ポンプの間欠制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、余剰汚泥ポンプが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅱ.5b.14	軽量チェーン汚泥かき寄せ機の導入	☐ 樹脂製の軽量チェーンかき寄せ機が、汚泥かき寄せ機台数の80%以上に導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、汚泥かき寄せ機が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()					
Ⅱ.5b.15	高効率ばっ気用ブロワの導入	☐ ばっ気用ブロワに、永久磁石(IPM)モータ、プレミアム効率(IE3)モータ又は高効率(IE2)モータが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ ばっ気ブロワ機総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、ばっ気用ブロワが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
Ⅱ.5b.16	スチームタービン駆動ブロワの導入	☐ 汚泥焼却炉等の排熱利用によるスチームタービン駆動ブロワが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()					
Ⅱ.5b.17	硝化液循環ポンプの台数制御の導入	☐ 硝化液循環ポンプの台数制御が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 硝化液循環ポンプ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()					
Ⅱ.5b.18	硝化液循環ポンプの回転数制御の導入	☐ 硝化液循環ポンプに、インバータによる回転数制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 硝化液循環ポンプ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()					

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その63

認定ガイドライン 第1号様式その29関連

c. 汚泥処理工程

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
II.5c.1	汚泥輸送ポンプの台数制御の導入	☐ 汚泥輸送ポンプの台数制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ オペレーターが汚泥界面等を常時監視し、汚泥界面等に応じて適切な返送汚泥ポンプを運転及び停止していることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 汚泥輸送ポンプ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、汚泥輸送ポンプが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()				
II.5c.2	高効率汚泥輸送ポンプの導入	☐ 汚泥輸送ポンプに、永久磁石(IPM)モータ、プレミアム効率(IE3)モータ又は高効率(IE2)モータが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 汚泥輸送ポンプ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、汚泥輸送ポンプが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
II.5c.3	汚泥輸送ポンプの回転数制御の導入	☐ 汚泥輸送ポンプにインバータによる回転数制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 汚泥輸送ポンプ総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、汚泥輸送ポンプが無いことを確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()				
II.5c.4	高効率汚泥脱水装置の導入	☐ 全ての汚泥脱水装置に、インバータ制御、永久磁石(IPM)モータ、プレミアム効率(IE3)モータ又は高効率(IE2)モータが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、汚泥脱水装置が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
II.5c.5	高性能フィルターの導入	☐ 汚泥脱水装置に高性能フィルターが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				

認定ガイドライン 第1号様式その29関連

d. 汚泥焼却工程

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
II.5d.1	汚泥焼却炉等の流動ブロワ・誘引ファンの回転数制御の導入	☐ 汚泥焼却炉、焼成炉及び溶融炉の流動ブロワ及び誘引ファンに、インバータによる回転数制御(手動によるインバータ調整を含む。)が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 流動ブロワ・誘引ファン総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、汚泥焼却炉、焼成炉及び溶融炉が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ 動作説明書 ☐ その他()				
II.5d.2	汚泥焼却炉等の炉壁外面温度による断熱強化	☐ 全ての汚泥焼却炉、焼成炉及び溶融炉の炉壁外面温度による断熱強化が行われ、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、汚泥焼却炉、焼成炉及び溶融炉が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 炉壁外面温度結果報告書 ☐ 点検記録書 ☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()				
II.5d.3	汚泥焼却炉等の排熱回収システムの導入	☐ 汚泥焼却炉、焼成炉及び溶解炉に排熱回収システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転実績データ ☐ その他()				
II.5d.4	汚泥焼却炉等の排熱蒸気による暖房利用システムの導入	☐ 汚泥焼却炉、焼成炉及び溶融炉の排熱を利用した低圧蒸気又は温水による暖房利用システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()				

Ⅲ. 設備及び事業所の運用に関する事項

5. 下水道施設の運用管理

a. 前処理工程

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.5a.1	主ポンプの高水位運転の実施	☐ 主ポンプの高水位運転が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、主ポンプが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()				

b. 水処理工程

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.5b.1	必要ばっ気圧力に応じた空気供給圧力の管理	☐ ばっ気用ブロワの空気供給圧力が調整されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、ばっ気用ブロワが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()				
Ⅲ.5b.2	ろ過装置洗浄工程の適正化	☐ 砂ろ過装置及び生物膜ろ過装置のろ過逆洗及び空洗が、処理流量及び処理水質等に応じた適正な頻度で実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、ろ過装置が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 機器完成図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()				
Ⅲ.5b.3	脱臭空気量の低減の実施	☐ 臭気発生源の拡散防止、発生臭気の漏えい防止又は一般換気との分離により、実施前の脱臭空気量の実績又は推定値に対して、脱臭空気量が低減されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 脱臭空気量の低減による省エネ効果を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、脱臭装置が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 運転実績データ ☐ 点検記録表 ☐ その他()				
Ⅲ.5b.4	スカム除去設備のスカム捕捉効率の管理	☐ スカム除去設備のスカム捕捉率が、スカム除去設備の効率的な運転が可能な管理値を満たすように管理されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				

c. 污泥処理工程

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.5c.1	消化タンクの投入污泥濃度管理・温度管理	☐ 消化タンクの投入污泥濃度及び温度が、消化タンクの効率的な運転が可能な管理値を満たすように管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、消化タンクが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
Ⅲ.5c.2	脱水污泥の低含水率化の実施	☐ 脱水污泥の低含水率化が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、污泥脱水装置が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				

認定ガイドライン 第1号様式その30関連

d. 汚泥焼却工程

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.5d.1	汚泥焼却炉等の燃料と空気量の適正化	☐ 全ての汚泥焼却炉、焼成炉及び溶融炉の燃料と空気量が、汚泥焼却炉等の効率的な運転が可能な管理値を満たすように管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、汚泥焼却炉、焼成炉及び溶融炉が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
Ⅲ.5d.2	汚泥焼却炉等の負荷率の適正化	☐ 汚泥焼却炉、焼成炉及び溶融炉が、効率的な負荷率で運転されるように管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、汚泥焼却炉、焼成炉及び溶融炉が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
Ⅲ.5d.3	汚泥焼却炉等の熱媒体(砂)の温度・量の管理	☐ 全ての汚泥焼却炉、焼成炉及び溶融炉の熱媒体(砂)の温度・量が、汚泥焼却炉等の効率的な運転が可能な管理値を満たすように管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、汚泥焼却炉、焼成炉及び溶融炉が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
Ⅲ.5d.4	汚泥焼却炉等の連続運転の実施	☐ 汚泥焼却炉、焼成炉及び溶融炉の連続運転が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ 運転実績データ ☐ その他()				
Ⅲ.5d.5	汚泥焼却炉等の自然時間拡大の実施	☐ 汚泥焼却炉、焼成炉及び溶融炉の自然時間の拡大が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 汚泥焼却炉、焼成炉及び溶融炉の自然時間の拡大による省エネ効果を、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ その他()				

6. 下水道施設の保守管理

e. 共通

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.6e.1	下水道施設の定期的な保守・点検	☐ 下水道施設の定期的な保守及び点検が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ その他()				
Ⅲ.6e.2	ばっ気用ブロワ・ファン等の吸気フィルターの清掃	☐ ばっ気用ブロワ、ファン等の吸気フィルターの清掃が、フィルターの最終圧損に至る前に、定期的実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、ばっ気用ブロワ、ファン等の吸気フィルターが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ その他()				

認定ガイドライン 第1号様式その31関連

Ⅱ. 設備及び建物の性能に関する事項

5. 廃棄物処理施設の省エネルギー性能

a. 前処理工程

No.	評 価 項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
Ⅱ.5a.1	高効率ごみクレーン等の導入	☐ ごみクレーン及び灰クレーンに、速度制御、吊上げ荷重制御、又は巻下げ電源回生制動が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、ごみクレーン及び灰クレーンが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
Ⅱ.5a.2	高効率ごみ投入扉システムの導入	☐ ごみ投入扉に、未搬入時の自動停止制御、車両管制システム、可変容量式油圧ポンプ又は電動駆動化が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、ごみ投入扉が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
Ⅱ.5a.3	高効率脱臭ファンの導入	☐ 脱臭ファンに、モータ直結形ファン、永久磁石(IPM)モータ、プレミアム効率(IE3)モータ又は高効率(IE2)モータが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 脱臭ファン総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、脱臭ファンが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
Ⅱ.5a.4	乾燥機の廃熱利用システムの導入	☐ 乾燥機に、排ガス再循環、排ガス熱回収、低圧抽気蒸気等の熱利用システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()					
Ⅱ.5a.5	乾燥機の高効率バーナーの導入	☐ 乾燥機に高効率バーナーが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 動作説明書 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
Ⅱ.5a.6	乾燥機の高効率自動乾燥制御装置の導入	☐ 乾燥機に高効率自動乾燥制御装置が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					

認定ガイドライン 第1号様式その31関連

b. 熱処理工程

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
II.5b.1	焼却炉等の自動燃焼装置の導入	☐ 全ての焼却炉及びガス化溶解炉に自動燃焼装置が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、焼却炉及びガス化溶解炉が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
II.5b.2	焼却炉等の排熱回収システムの導入	☐ 全ての焼却炉、ガス化溶解炉及び燃料式溶解炉に排熱回収システムが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、焼却炉、ガス化溶解炉及び燃料式溶解炉が無いことを根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ システム図 ☐ 運転実績データ ☐ その他()				
II.5b.3	通風設備の高効率ブロワの導入	☐ 通風設備のブロワ又はファンに、モータ直結形ブロワ・ファン、永久磁石(IPM)モータ、プレミアム効率(IE3)モータ、又は高効率(IE2)モータが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ ブロワ・ファン総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、通風設備のブロワ及びファンが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
II.5b.4	燃料式溶解炉の高効率バーナー等の導入	☐ 全ての燃料式溶解炉に、高効率バーナー、純酸素バーナー又は廃棄物利用バーナーが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、燃料式溶解炉が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
II.5b.5	電気式溶解炉の最適電力制御の導入	☐ 全ての電気式溶解炉に最適電力制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、電気式溶解炉が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()				
II.5b.6	高効率排熱ボイラーの導入	☐ 排熱ボイラーに、高温高圧ボイラー、給水加熱、機械式ハンマリング装置等の高効率排熱ボイラーが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、排熱ボイラーが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
II.5b.7	排熱ボイラーへの低温エコマイザーの導入	☐ 排熱ボイラー下流部に低温エコマイザーが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、排熱ボイラーが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				

第3号様式(優良大規模事業所の検証チェックリスト(第二区分事業所))その69

認定ガイドライン 第1号様式その31関連

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II.5b.8	通風設備のプロワの回転数制御の導入	☐ 通風設備のプロワ又はファンに、インバータによる回転数制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 通風設備のプロワ・ファン総電動機出力に対する割合を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、通風設備のプロワ及びファンが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
II.5b.9	焼却炉等の高効率断熱炉体の導入	☐ 全ての焼却炉及びガス化溶融炉に、高効率断熱炉体が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 評価書の選択肢が、判断基準及び根拠書類と整合しているか。 ☐ 除外する場合、焼却炉及びガス化溶融炉が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 炉壁外面温度結果報告書 ☐ 点検記録書 ☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ その他()					
II.5b.10	焼却炉等における炉体のボイラー化	☐ 全ての焼却炉及びガス化溶融炉に、水冷壁等の炉体のボイラー化が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
II.5b.11	減温塔の最適水噴霧制御の導入	☐ 全ての減温塔に最適水噴霧制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()					
II.5b.12	通風設備の蒸気タービン駆動プロワの導入	☐ 通風設備に、排熱利用による蒸気タービン駆動プロワが導入されていることを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
II.5b.13	通風設備の高効率蒸気式空気予熱器の導入	☐ 通風設備に、低圧蒸気利用の温度制御による高効率蒸気式空気予熱器が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 設備台帳 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
II.5b.14	炉室内の最適換気制御システムの導入	☐ 炉室内雰囲気気の自動計測による最適換気制御システムが導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ システム図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					

c. 後処理工程

No.	評 価 項 目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	不備あり又は不明の判断理由
II.5c.1	コンベアのインバータ制御の導入	☐ 全ての選別処理を必要とする廃棄物を搬送するコンベアに、搬送速度のインバータ制御(手動によるインバータ調整を除く。)が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、選別処理を必要とする廃棄物を搬送するコンベアが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()					
II.5c.2	飛灰固化装置のインバータ制御の導入	☐ 全ての飛灰固化装置に、混練機駆動のインバータ制御(手動によるインバータ調整を除く。)が導入されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、飛灰固化装置が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()					
II.5c.3	排ガス処理用触媒反応塔への低温触媒の導入	☐ 排ガス処理用の触媒反応塔に低温触媒が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
II.5c.4	白煙防止用空気加熱器の空気量制御の導入	☐ 全ての白煙防止用空気加熱器に、外気条件による空気量制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()					
II.5c.5	加熱脱塩素化装置の最適温度制御の導入	☐ 全ての加熱脱塩素化装置に、反応装置内の最適温度制御が導入され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 竣工図 ☐ 機器完成図 ☐ 動作説明書 ☐ システム図 ☐ その他()					

Ⅲ. 設備及び事業所の運用に関する事項

5. 廃棄物処理施設の運用管理

a. 前処理工程

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.5a.1	脱臭ファンの運転時間短縮の実施	☐ 脱臭ファンの運転時間の短縮が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 脱臭ファンの運転時間の短縮による省エネ効果を、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、脱臭ファンが無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 実施報告書 ☐ 運転実績データ ☐ 点検記録表 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()				

b. 熱処理工程

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.5b.1	焼却炉等の燃料と空気量の適正化	☐ 全ての焼却炉、ガス化溶融炉及び燃料式溶融炉の燃料と空気量が、焼却炉等の効率的な運転が可能な管理値を満たすように管理されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、焼却炉、ガス化溶融炉及び燃料式溶融炉が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ 点検記録表 ☐ メーカー回答書(押印書類) ☐ その他()				
Ⅲ.5b.2	通風設備の送風量の適正化	☐ 全ての焼却炉、ガス化溶融炉及び燃料式溶融炉の通風設備のインバータが、適正な送風量となるようにダンパを全開にした状態で設定値が調整されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、通風設備のインバータ制御が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()				
Ⅲ.5b.3	発電用蒸気量の調整	☐ 廃棄物焼却に伴い発生する高温燃焼ガスにより製造した蒸気の内、熱利用のための蒸気量を減らし、発電用蒸気量を増やすための調整が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、発電設備が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 点検記録表 ☐ 運転実績データ ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()				

c. 後処理工程

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.5c.1	ろ過式集じん装置のヒーター温度制御の適正化	☐ ろ過式集じん装置(バグフィルター)のヒーター温度制御の適正化が実施されていることを、根拠書類で確認できるか。 ☐ 除外する場合、ろ過式集じん装置が無いことを、根拠書類で確認できるか。	☐ 竣工図 ☐ 動作説明書 ☐ 運転操作マニュアル ☐ その他()				

6. 廃棄物処理施設の保守管理

d. 共通

No.	評価項目	検証チェック項目	検証結果				
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし
Ⅲ.6d.1	廃棄物処理施設の定期的な保守・点検	☐ 廃棄物処理施設の定期的な保守及び点検が実施され、判断基準及び根拠書類と整合しているか。	☐ 保守・点検報告書 ☐ その他()				